仲裁ＡＤＲ 統計年報

（全国版）

2016 年度（平成 28 年度）版

（自：平成 28 年 4 月 1 日　至：平成 29 年 3 月 31 日）

日　本　弁　護　士　連　合　会

ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

は　じ　め　に

長野県弁護士会が，２０１７年（平成２９年）７月３日から紛争解決センターの運営を開始されました。全国５２単位会のうち３４会（３７センター）に弁護士会ＡＤＲが設立されたことになります。長野県では，長野市の他に３つの支部にも既に申立があったと報告されています。第二東京弁護士会が「仲裁センター」を発足させた際のパッションは，「相談から仲裁へ」，「民事訴訟制度の改革の提言と実践」，そして「少額紛争への法的救済」の３つでした。「少額紛争への法的救済」という観点は，世間のすみずみまで「法の支配」を行き届かせるという理念につながるものと考えています。ＡＤＲは申立人代理人・相手方代理人・仲裁人という３人の弁護士がいれば運営ができます。３人がそれぞれ役割を交代すれば，ＡＤＲの扱う事件は無限に広がります。長野県はとても大きな県ですが，支部への申立は支部で運営するという方向性が示されておりますので，ＡＤＲが「裁判と並ぶ紛争解決制度」として運営されることとなり，国民の権利を真に実現することに寄与することになると考えています。「法の支配」の理念から歓迎される対応でしょう。

さて，「仲裁統計年報（全国版）」は，１９９８年（平成１０年）１０月に名古屋（当時）弁護士会で開催された第２回連絡協議会で刊行の提案がされ，１９９９年（平成１１年）６月に第１号が創刊されました。今年も，奈良弁護士会での第２１回全国仲裁センター連絡協議会の開催にあわせて，「仲裁ＡＤＲ統計年報（全国版）」（平成２９年版）をお届けします。平成２８年度の全国の弁護士会ＡＤＲの状況は，この年報における数字の語るところに委ねますが，特筆すべきは，前３年間は一桁の申立件数であった熊本県弁護士会へのＡＤＲ申立件数が８６件にも上ったことだと思います。昨年４月に熊本県で発生した連続地震では，極めて甚大な被害が発生しました。昨年８月２７日に熊本大学において熊本県弁護士会が開催した震災ＡＤＲのシンポジウムに参加した際には，被害の大きさに胸を痛めましたが，力強く「復興」の文字があちこちに掲げられているのを見て，弁護士が復興に役立てる場がないかと考えました。私たちは，建物を修繕することも，怪我を治療することもできません。震災ＡＤＲの先駆者である仙台弁護士会の斉藤睦男弁護士は，「加害者の立場の人も被害者の立場の人も，同じ被災者なんです」と話されますが，災害で人間関係にひずみが生じていたならば，「人間関係の復興」に私たち弁護士が貢献できる場面があるだろうと考えています。

今年も九州北部での豪雨による大きな水害が報道され，東日本大震災の津波の恐ろしさを思い出させる画面がテレビに映し出されていました。最近の世界的な異常気象により，全国各地で想定外の水害が発生する危険があります。さらに，地震大国である日本は，いつ何時，どこで大きな地震が発生しても不思議ではありません。災害が発生した後になって災害ＡＤＲを発足させようとするのでは，遅きに失する事態となってしまう可能性が否定できないと思います。

仙台でも熊本県でも，弁護士会ＡＤＲへの申立件数は，裁判所の民事調停の申立件数を上回りました。災害の被害者が先発の調停制度を超える数の案件を弁護士会ＡＤＲに申し立てた現実を正しく理解され，未設置の弁護士会が一日も早く弁護士会ＡＤＲを設置・運営されることを望みます。今年の奈良での全国仲裁センター連絡協議会が，調停制度があっても弁護士会ＡＤＲを運営することのメリットを理解される一助となることを期待しています。

２０１７年（平成２９年）９月

日本弁護士連合会ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター
委員長　　山　　﨑　　司　　平

目　　次

1　申立状況 1
(1) 月別・センター別申立件数一覧表
(2) グラフ

2　申立事件の終了状況 22
(1) 申立事件の終了状況一覧表
(2) 申立から終了までの事件の流れ（フローチャート）
(3) 用語の説明
(4) グラフ
①申立件数（センター別）
②センター別解決件数
③応諾状況
④不応諾事由
⑤解決事件の形式

3　申立事件・解決事件の紛争類型 28
(1) 紛争類型別受理事件一覧表
(2) 紛争類型別解決事件一覧表
(3) グラフ
①紛争類型別受理事件一覧
②紛争類型別解決事件一覧
③不法行為紛争の内容一覧（全センター）

4　専門 ADR の受理・解決状況 34
(1) 専門 ADR 受理事件一覧表
(2) 専門 ADR 解決事件一覧表

5　解決事件の紛争の規模 36
(1) 解決事件の紛争の規模別分類
(2) グラフ
①全センター
②センター別

6　解決事件の審理期間等 38
(1) 解決事件の審理期間等一覧表
(2) グラフ
①平均審理期間
②平均審理回数
③紛争の価額の平均額

7　弁護士の代理人関与状況 40
(1) 代理人選任率（対受理事件，対解決事件）
(2) グラフ
①解決事件と弁護士の関与の関係（全センター）
②同センター別

8　紛争規模と弁護士の関与状況 46
(1) 解決事件の紛争規模と弁護士の関与状況一覧表
(2) グラフ

９　解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数 50

１０　紛争の主体による分類 51

１１　参考資料 52
(1)　【原発 ADR】　原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等
（2017 年 7 月 31 日現在）
(2)　【金融 ADR】　協定申入・締結数一覧（2017 年 7 月末現在）
(3)　【金融 ADR】　移管調停・現地調停に関する協定書締結状況報告（2017 年 7 月末現在）
(4)　【金融 ADR】　事例紹介（2016 年度）

１２　センター紹介 83
各センター紹介　／　センターの住所・電話番号一覧

※「大阪・民」とあるのは「大阪弁護士会民事紛争解決センター」を，「大阪・総」とあるのは「公益社団法人総合紛争解決センター」をそれぞれ指す。

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第二東京	H9	18	7	16	18	16	21	14	20	17	8	11	17	183
	H10	12	16	8	14	17	10	12	15	7	9	7	15	142
	H11	6	15	15	14	17	12	14	15	21	9	6	14	158
	H12	15	13	7	10	11	12	15	20	20	11	13	20	167
	H13	23	23	15	8	11	9	24	15	10	9	10	20	177
	H14	21	16	11	15	18	15	26	13	11	12	9	7	174
	H15	13	16	12	20	10	16	13	8	18	12	15	12	165
	H16	10	12	8	5	20	17	11	14	13	8	8	14	140
	H17	15	13	12	9	14	12	16	18	12	9	8	9	147
	H18	11	23	7	11	7	7	9	8	11	6	14	7	121
	H19	10	14	14	8	11	8	12	3	8	3	9	9	109
	H20	10	6	11	8	17	8	7	8	10	4	10	7	106
	H21	11	6	17	7	10	14	12	6	10	4	13	9	119
	H22	7	6	11	13	9	4	4	8	11	6	9	6	94
	H23	6	10	7	11	6	6	6	11	5	5	6	13	92
	H24	9	6	10	8	4	5	11	4	12	4	8	4	85
	H25	14	15	7	10	6	2	7	3	4	3	6	8	85
	H26	11	8	6	6	4	5	※1 10	7	6	4	14	2	83
	H27	8	6	10	6	8	3	4	6	14	4	2	7	78
	H28	9	6	3	10	12	4	7	7	8	5	9	8	88
		※1 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
大阪・民	H9	3	9	7	10	6	3	9	7	1	5	1	3	64
	H10	3	1	2	1	2	2	0	2	2	0	1	0	16
	H11	5	1	2	3	3	1	5	0	2	2	2	5	31
	H12	5	3	5	4	5	2	5	6	9	4	1	6	55
	H13	6	7	7	3	7	3	6	7	5	11	4	9	75
	H14	8	6	5	10	6	7	2	5	4	7	3	8	71
	H15	11	8	10	13	8	11	9	11	15	7	12	11	126
	H16	5	10	9	10	8	8	9	6	11	4	6	5	91
	H17	3	2	8	1	7	3	6	17	8	6	2	4	67
	H18	2	5	5	4	8	6	8	3	6	2	5	7	61
	H19	5	3	2	3	5	6	7	4	6	5	6	11	63
	H20	7	11	5	6	6	9	8	7	17	4	6	8	94
	H21	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
大阪・総	H21	6	12	7	9	6	10	12	12	17	8	14	19	132
	H22	19	11	14	8	13	14	12	9	11	9	7	17	144
	H23	8	11	15	13	13	5	14	17	9	9	6	11	131
	H24	15	10	12	6	12	4	6	18	13	15	14	11	136
	H25	21	12	14	7	11	10	11	14	16	7	7	17	147
	H26	12	14	15	16	19	11	14	20	10	16	15	10	172
	H27	12	9	10	12	15	12	8	16	9	8	7	17	135
大阪・民	H28	10	9	11	23	14	10	※2 18	13	10	11	9	15	153
		※2 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
新潟県	H9	3	5	3	6	3	1	2	3	7	6	6	6	51
	H10	4	3	1	9	6	3	2	7	4	2	4	4	49
	H11	1	1	5	0	0	4	4	3	1	1	1	7	28
	H12	3	4	2	2	1	3	0	5	0	3	1	3	27
	H13	1	1	4	2	3	2	0	4	0	0	1	4	22
	H14	1	2	0	3	1	7	1	4	1	1	2	0	23
	H15	1	0	4	2	3	2	3	0	2	2	1	0	20
	H16	1	2	3	5	0	2	0	3	5	1	2	3	27

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H17	1	2	2	5	2	2	2	0	1	2	1	0	20
	H18	1	1	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	11
	H19	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6
	H20	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	H21	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	H23	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
	H24	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	H25	0	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	7
	H26	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6
	H27	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	4
	H28	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	※3　1	0	4
		※3 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
東京	H9	6	10	7	6	7	8	7	6	8	9	9	15	98
	H10	8	6	3	8	7	7	8	10	3	3	4	7	74
	H11	9	12	8	8	4	7	4	5	10	9	6	14	96
	H12	7	11	9	10	14	10	20	8	11	6	10	12	128
	H13	9	18	17	14	22	12	10	16	7	6	9	15	155
	H14	13	11	11	11	9	5	15	14	15	14	8	12	138
	H15	12	14	8	6	16	12	14	11	7	6	7	16	129
	H16	4	8	9	12	16	10	11	6	14	8	9	17	124
	H17	12	14	8	4	9	9	7	8	4	10	6	9	100
	H18	8	4	12	10	11	4	10	9	6	5	11	22	112
	H19	10	7	5	8	6	12	13	12	8	10	11	5	107
	H20	5	10	9	11	7	9	10	5	11	1	11	16	105
	H21	14	5	8	14	12	4	8	6	8	4	5	6	94
	H22	6	3	10	3	6	3	6	15	9	4	4	6	75
	H23	6	6	7	5	10	11	12	15	7	5	8	3	95
	H24	5	7	10	12	7	8	6	9	5	6	7	8	90
	H25	4	10	11	11	8	8	4	13	6	6	5	4	90
	H26	4	3	9	15	2	14	7	12	9	11	9	13	108
	H27	14	11	8	9	14	5	10	5	6	5	5	5	97
	H28	5	5	7	11	7	12	9	12	11	8	7	9	103
広島	H9	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	7
	H10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	5
	H11	1	0	1	1	2	1	0	2	0	2	1	0	11
	H12	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	7
	H13	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	7
	H14	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	6
	H15	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	H16	1	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	7
	H17	1	1	0	0	1	1	3	4	0	1	1	1	14
	H18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H19	3	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	10
	H20	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
	H21	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H22	0	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	8
	H23	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
	H25	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	H26	0	0	1	1	0	3	2	0	0	2	1	0	10

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H27	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	4
	H28	1	0	0	1	3	0	0	0	1	1	0	0	7
神奈川県	H9	2	4	2	1	2	3	6	3	3	1	2	4	33
	H10	1	3	3	2	3	4	3	1	3	1	2	1	27
	H11	3	1	0	2	4	1	1	5	1	0	3	2	23
	H12	3	1	4	0	1	7	5	1	1	0	3	2	28
	H13	1	1	0	2	0	2	1	0	3	1	2	2	15
	H14	3	2	0	2	0	2	0	2	1	0	2	1	15
	H15	1	3	1	1	5	2	3	5	0	1	5	1	28
	H16	2	0	8	2	1	3	0	4	3	0	1	4	28
	H17	4	4	2	3	2	3	5	0	2	1	2	3	31
	H18	2	4	2	2	2	0	1	3	2	4	4	4	30
	H19	1	4	0	3	0	2	4	1	1	1	3	3	23
	H20	1	5	2	1	5	2	1	3	2	2	0	0	24
	H21	6	4	2	6	5	0	6	2	3	2	4	1	41
	H22	5	2	1	1	15	1	2	0	0	1	0	3	31
	H23	2	1	6	3	1	2	0	4	1	1	2	2	25
	H24	2	1	3	2	2	2	1	1	7	0	0	4	25
	H25	0	1	0	1	1	4	2	1	3	0	1	2	16
	H26	0	2	1	2	1	1	0	0	2	0	1	3	13
	H27	0	1	1	1	3	2	2	1	1	0	3	1	16
	H28	1	0	2	2	1	※4　2	1	0	0	2	1	1	13
		※4 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
第一東京	H9	3	5	8	5	2	6	8	7	3	1	8	5	61
	H10	2	2	9	3	7	8	2	6	1	1	6	7	54
	H11	7	2	7	9	6	6	6	5	3	3	2	9	65
	H12	6	4	7	7	6	6	5	5	9	3	6	7	71
	H13	8	7	7	5	2	3	6	6	3	3	1	3	54
	H14	4	5	7	8	8	4	6	8	3	1	9	5	68
	H15	1	4	4	3	0	2	6	1	4	7	5	4	41
	H16	4	2	7	3	3	2	3	6	6	2	0	4	42
	H17	2	2	2	3	2	2	4	2	3	2	2	4	30
	H18	3	1	5	2	2	2	1	3	5	2	3	4	33
	H19	4	3	2	1	6	1	1	6	3	3	2	6	38
	H20	4	3	3	2	4	3	3	6	0	2	2	2	34
	H21	5	0	3	2	4	1	3	2	0	3	0	2	25
	H22	5	1	5	2	4	2	4	6	3	1	3	2	38
	H23	1	0	4	1	2	1	3	2	5	0	2	3	24
	H24	2	3	5	6	1	3	4	3	1	3	2	3	36
	H25	0	4	3	3	4	4	4	2	1	0	3	0	28
	H26	5	2	4	1	※5　2	1	0	1	5	5	1	9	36
	H27	3	1	1	3	1	1	5	2	2	0	2	2	23
	H28	1	2	4	2	1	0	2	2	1	0	1	6	22
		※5 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
埼玉	H9	2	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	7
	H10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	H11	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6
	H12	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H15	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	8

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H17	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	H19	1	2	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	11
	H20	3	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	9
	H21	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	5
	H22	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	5
	H23	0	0	0	0	2	0	1	3	1	0	1	1	9
	H24	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	7
	H25	3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	0	10
	H26	1	2	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	9
	H27	0	1	1	1	0	1	2	0	1	0	1	1	9
	H28	0	0	0	2	1	3	2	1	0	1	0	0	10
岡山	H9	14	9	9	7	3	7	12	5	4	3	7	12	92
	H10	7	4	10	5	2	5	7	9	9	5	8	8	79
	H11	19	17	8	9	15	12	18	16	9	7	15	8	153
	H12	17	22	11	17	17	22	13	16	9	16	20	10	190
	H13	14	20	8	16	15	11	7	14	14	15	7	8	149
	H14	13	9	21	17	14	21	15	16	12	9	17	20	184
	H15	26	14	13	17	10	14	14	13	12	3	12	11	159
	H16	13	9	15	10	12	7	6	7	12	7	13	9	120
	H17	10	13	7	7	10	11	7	9	7	3	11	9	104
	H18	11	3	11	9	9	8	8	5	5	8	11	5	93
	H19	10	6	1	7	6	5	11	8	7	6	9	12	88
	H20	8	10	10	12	11	7	10	11	10	7	7	10	113
	H21	8	6	11	5	5	8	5	5	13	12	12	3	93
	H22	10	14	9	9	8	9	8	12	2	7	4	5	97
	H23	9	1	8	3	3	7	8	7	4	0	1	4	55
	H24	3	5	7	5	4	3	3	1	2	2	1	7	43
	H25	1	5	3	8	6	3	3	2	9	3	4	3	50
	H26	3	2	3	2	8	2	1	4	7	2	3	4	41
	H27	4	2	8	7	2	3	3	5	5	2	5	3	49
	H28	3	7	3	5	6	4	4	1	0	2	4	1	40
愛知県	H9	4	6	10	8	9	3	7	2	5	4	2	4	64
	H10	4	5	10	11	8	3	2	7	10	8	5	7	80
	H11	4	11	8	8	5	11	12	7	10	12	17	13	118
	H12	5	7	13	9	12	8	12	18	11	5	9	17	126
	H13	11	17	14	10	10	13	15	15	6	20	16	11	158
	H14	14	16	17	15	22	15	16	12	17	18	15	11	188
	H15	12	25	24	20	19	17	24	13	29	9	16	15	223
	H16	22	20	19	16	17	22	14	16	23	22	14	23	228
	H17	15	20	26	17	13	16	14	16	26	15	12	18	208
	H18	21	12	11	18	16	10	21	16	15	9	19	25	193
	H19	26	31	16	24	17	24	34	29	19	15	19	23	277
	H20	33	25	25	15	35	24	26	20	21	16	16	27	283
	H21	23	19	21	17	23	22	16	26	32	15	19	25	258
	H22	32	22	20	26	19	13	18	12	20	14	16	21	233
	H23	18	16	20	16	19	24	12	15	13	20	26	19	218
	H24	25	22	21	17	9	14	27	11	18	18	14	18	214
	H25	16	23	14	21	9	24	15	12	11	8	16	17	186
	H26	10	15	6	30	12	13	17	13	9	6	14	14	159

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H27	12	15	18	26	15	21	13	13	20	16	19	15	203
	H28	23	25	11	11	24	21	25	18	※6 13	14	10	19	214
		※6 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
西三河	H11	6	2	4	4	4	5	5	7	4	9	5	3	58
	H12	4	3	8	5	9	5	9	0	6	2	5	7	63
	H13	9	5	7	4	2	7	7	3	2	7	1	1	55
	H14	4	6	2	5	7	3	2	5	4	6	2	3	49
	H15	5	5	3	8	5	0	7	4	8	4	6	7	62
	H16	2	1	5	3	4	5	1	2	8	2	1	2	36
	H17	1	4	2	3	6	4	2	1	0	6	0	3	32
	H18	4	0	0	3	4	5	3	2	4	1	4	2	32
	H19	5	1	4	2	2	4	4	3	3	2	3	4	37
	H20	2	3	3	3	2	2	5	4	1	2	3	8	38
	H21	3	1	3	5	1	3	3	2	0	2	2	6	31
	H22	0	1	3	2	1	0	5	2	4	1	2	3	24
	H23	1	1	1	2	3	3	5	4	3	0	0	2	25
	H24	2	3	4	2	4	2	5	1	0	0	2	2	27
	H25	3	2	3	1	5	2	4	0	1	1	1	4	27
	H26	0	4	4	8	1	2	0	6	6	0	3	10	44
	H27	4	1	2	1	2	1	2	6	1	5	2	1	28
	H28	1	2	9	1	3	2	0	4	1	2	3	0	28
岐阜県	H11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	H21	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H22	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	H23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
石見	H14								1	0	0	0	0	1
	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	H12							2	4	0	0	0	0	6
	H13	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2	1	11
	H14	4	2	1	1	1	1	0	2	2	0	1	0	15
	H15	4	3	3	4	3	2	1	2	2	1	1	3	29
	H16	0	2	2	1	3	0	0	0	2	0	1	0	11
	H17	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	3	16
	H18	2	2	2	1	2	0	6	0	0	1	1	1	18
	H19	1	2	0	0	1	0	2	2	1	1	0	5	15
	H20	1	3	2	4	1	3	3	2	4	4	3	2	32
	H21	7	3	2	2	3	7	4	4	3	6	2	3	46
	H22	3	2	8	2	2	2	5	5	5	8	3	3	48
	H23	3	4	5	2	5	11	4	3	2	2	6	4	51
	H24	1	3	4	3	6	1	7	7	5	0	4	3	44
	H25	3	5	4	8	1	3	1	3	3	4	2	3	40
	H26	0	4	2	2	4	6	5	3	3	3	7	2	41
	H27	5	1	4	5	2	2	2	2	0	3	2	6	34
	H28	4	1	5	3	6	1	5	5	2	4	1	3	40
兵庫県	H13	3	1	4	4	7	2	2	2	5	6	10	6	52
	H14	9	8	6	12	6	6	3	4	4	0	6	7	71
	H15	7	5	3	10	4	2	10	5	8	3	8	2	67
	H16	3	3	7	9	1	5	6	5	3	2	5	3	52
	H17	6	4	1	3	8	2	3	9	5	4	6	3	54
	H18	2	5	9	2	5	4	4	3	3	2	5	4	48
	H19	2	4	1	1	1	1	0	1	0	2	0	2	15
	H20	3	0	0	1	4	1	3	2	1	1	3	0	19
	H21	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	6
	H22	1	0	4	0	0	1	0	0	1	1	1	1	10
	H23	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	2	9
	H24	1	0	1	0	1	1	1	3	0	1	0	1	10
	H25	2	0	0	1	1	0	0	2	2	3	3	1	15
	H26	1	1	0	1	1	2	4	1	0	3	0	2	16
	H27	1	0	0	1	0	2	1	2	1	0	0	1	9
	H28	1	0	2	1	0	1	1	2	0	1	2	1	12
山梨県	H14			2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	8
	H15	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
奈良	H14			1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	7
	H15	1	0	4	1	1	1	0	0	2	3	2	0	15
	H16	0	2	1	1	1	1	1	0	1	0	2	0	10
	H17	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
	H18	2	4	1	2	0	1	2	0	1	0	2	1	16
	H19	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
	H20	0	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	6
	H21	0	0	0	2	1	1	1	0	1	0	1	0	7
	H22	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7
	H23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	H24	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5
	H25	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	5
	H26	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H28	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
天神	H14									2	5	15	5	27
	H15	1	3	5	3	3	4	2	3	2	1	2	4	33
	H16	3	2	2	3	1	4	4	5	2	0	4	8	38
	H17	4	1	7	0	0	5	2	3	0	2	6	1	31
	H18	0	2	1	0	0	2	2	2	0	4	0	1	14
	H19	1	2	3	2	1	1	0	1	0	1	0	2	14
	H20	3	0	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	15
	H21	0	2	0	0	1	1	2	5	4	1	0	2	18
	H22	3	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	10
	H23	3	8	0	4	2	0	3	5	1	1	1	2	30
	H24	1	1	3	2	0	3	1	4	0	1	2	4	22
	H25	1	0	1	4	4	5	3	0	0	1	2	2	23
	H26	1	4	0	2	2	0	1	3	2	0	0	3	18
	H27	2	0	1	2	1	1	3	0	2	0	1	1	14
	H28	1	1	1	1	1	3	3	1	0	0	1	0	13
北九州	H14									0	2	0	0	2
	H15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5
	H17	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	H19	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	H21	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1	0	9
	H22	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	8
	H23	0	2	1	1	0	0	1	0	3	1	1	0	10
	H24	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0	2	1	9
	H25	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	H26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	6
	H27	1	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	6
	H28	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	3	0	8
札幌	H17								2	3	3	2	2	12
	H18	5	4	7	1	2	3	1	7	5	3	4	1	43
	H19	2	1	5	14	3	0	6	6	5	2	1	1	46
	H20	0	2	2	3	5	3	3	3	2	1	1	1	26
	H21	0	1	1	0	1	3	2	0	2	0	0	0	10
	H22	1	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	3	14

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H23	1	4	0	0	2	0	3	2	2	2	3	4	23
	H24	1	0	1	6	3	1	2	1	0	0	3	4	22
	H25	0	1	3	1	2	3	3	3	2	2	2	2	24
	H26	4	3	2	2	2	0	1	1	0	1	2	1	19
	H27	1	1	5	2	0	1	1	1	4	1	3	0	20
	H28	1	1	0	2	3	1	2	1	2	1	3	2	19
仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81
	H23	25	93	87	51	34	34	37	36	22	17	24	30	490
	H24	17	17	17	20	12	21	13	16	14	5	10	15	177
	H25	5	15	7	7	10	15	19	15	12	12	15	21	153
	H26	5	5	6	8	13	9	17	11	7	10	13	9	113
	H27	14	10	11	11	5	11	11	18	17	5	8	12	133
	H28	15	7	9	4	11	7	9	10	9	10	19	12	122
久留米	H18	0	0	0	2	7	2	0	1	2	1	0	0	15
	H19	2	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	9
	H20	3	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	10
	H21	4	0	1	0	0	0	2	1	3	0	1	2	14
	H22	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	1	8
	H23	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	3	11
	H24	1	0	1	4	0	3	1	0	3	0	1	0	14
	H25	1	2	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	8
	H26	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	5
	H27	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
	H28	0	3	1	0	0	0	3	1	1	1	1	0	11
愛媛	H18	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	5
	H19	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	H20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	H22	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	0	6
	H23	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	5
	H27	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※7 1	1
		※7 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
山形県	H18										0	0	1	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	H20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H21	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
	H22	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	H23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	H26	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H27	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
静岡県	H19	8	4	2	12	1	4	0	2	1	5	2	0	41
	H20	2	0	1	2	3	1	1	1	2	0	2	0	15
	H21	2	0	6	2	0	2	0	1	1	1	0	4	19
	H22	1	4	2	2	1	1	0	1	1	0	2	0	15
	H23	0	2	1	2	3	0	2	1	0	0	0	0	11
	H24	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	10
	H25	0	1	0	1	3	1	2	4	1	1	0	0	14
	H26	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	6
	H27	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	4
鹿児島県	H19							1	0	0	1	0	1	3
	H20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H24	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	5
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	H19										3	4	2	9
	H20	1	1	1	0	1	2	1	2	1	0	0	1	11
	H21	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	1	7
	H22	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	8
	H23	3	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10
	H24	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	6
	H26	1	2	0	0	0	1	※8 8	0	0	0	1	0	13
	H27	0	3	1	1	2	3	0	1	0	1	1	0	13
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	4	0	1	0	8
		※8 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
富山県	H20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	H21	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	H22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	H23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
	H27	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	H28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
熊本県	H21					0	2	0	0	1	0	1	1	5
	H22	3	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	1	11
	H23	1	3	2	0	4	1	1	1	0	1	2	2	18
	H24	0	0	0	1	4	1	1	1	0	1	0	2	11
	H25	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	7
	H26	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5
	H27	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H28	1	0	9	9	14	17	8	4	9	3	6	6	86
金沢	H23	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H24	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
	H25	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	H27	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	2	2	11
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
滋賀	H23				0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	H24	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	H28	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
山口県	H23									0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3
	H25	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
	H26	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	H27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
沖縄	H23									0	2	2	2	6
	H24	1	1	0	3	0	1	0	2	0	3	0	0	11
	H25	0	2	1	2	1	3	3	1	3	2	0	1	19
	H26	0	2	1	2	1	1	1	3	4	2	1	0	18
	H27	1	0	4	1	2	2	1	0	1	2	2	3	19
	H28	2	1	1	2	0	4	0	3	1	1	4	1	20
群馬	H24						2	3	3	3	0	1	3	15
	H25	1	2	0	2	0	2	0	0	1	1	1	1	11
	H26	0	1	1	3	2	1	1	0	2	0	0	0	11
	H27	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	7
	H28	0	1	※9 4	1	0	0	0	1	1	1	0	0	9
		※9 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
和歌山	H25	4	2	2	2	1	1	5	1	0	0	1	3	22
	H26	3	2	5	1	3	1	3	0	0	1	0	3	22
	H27	1	0	4	1	2	1	0	0	1	0	2	2	14
	H28	1	※10 34	3	1	1	1	1	2	0	0	0	0	44
		※10 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：34件												
栃木県	H28						3	0	0	0	0	0	0	3
合計	H9	56	55	64	63	49	54	65	54	48	38	47	67	660
	H10	41	41	46	54	52	42	37	58	39	29	39	50	528
	H11	62	62	58	60	60	61	70	66	61	54	58	76	748
	H12	67	71	67	65	77	76	86	84	77	51	69	84	874
	H13	88	102	83	71	82	66	79	82	55	78	64	80	930
	H14	94	83	87	103	94	90	87	88	77	76	90	81	1050
	H15	98	104	97	110	89	87	106	78	110	61	92	86	1118
	H16	71	74	96	80	89	88	67	75	105	56	67	92	960
	H17	77	85	79	62	78	71	73	91	73	65	61	69	884
	H18	94	75	89	74	84	66	91	73	71	59	94	94	964
	H19	108	97	71	104	71	74	108	90	67	70	78	101	1039
	H20	98	93	86	89	116	90	97	86	101	55	75	99	1085
	H21	109	72	100	85	76	95	90	84	114	68	87	99	1079
	H22	112	78	99	82	95	58	80	84	77	64	75	84	988
	H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108	1370
	H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91	1046
	H25	79	108	77	93	82	94	91	79	82	62	74	91	1012
	H26	68	80	70	105	81	80	91	88	77	73	89	88	990

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80	952
	H28	82	105	87	94	112	99	105	89	78	70	87	89	1097

1ー(2)グラフ　月別申立件数

① 全センター合計

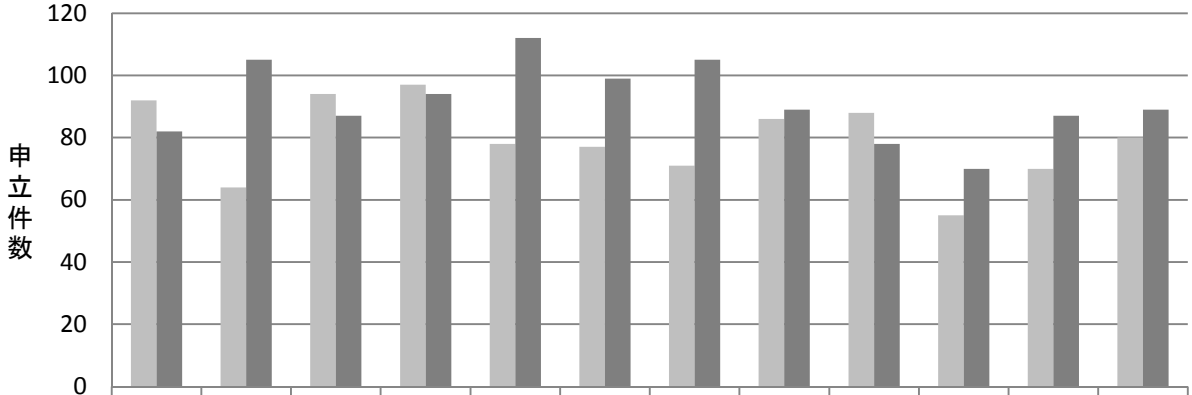

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80
H28	82	105	87	94	112	99	105	89	78	70	87	89

② センター別

第二東京

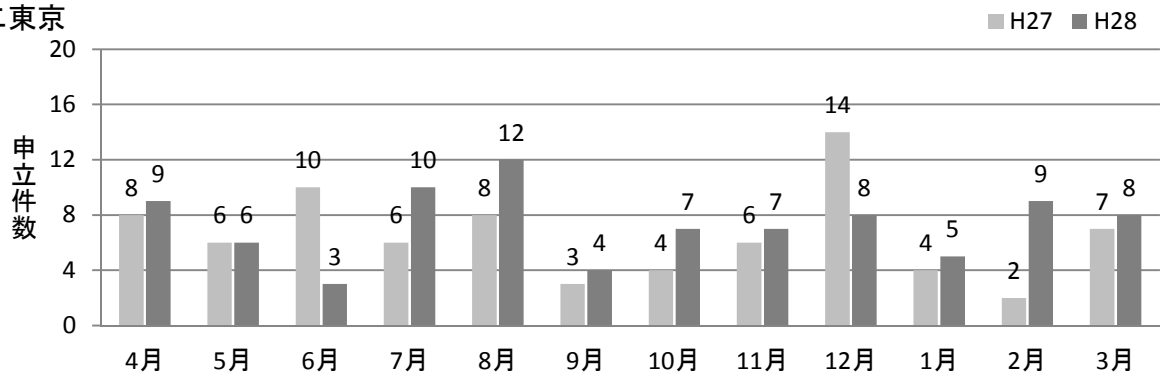

大阪（公益社団法人民間総合調停センター）

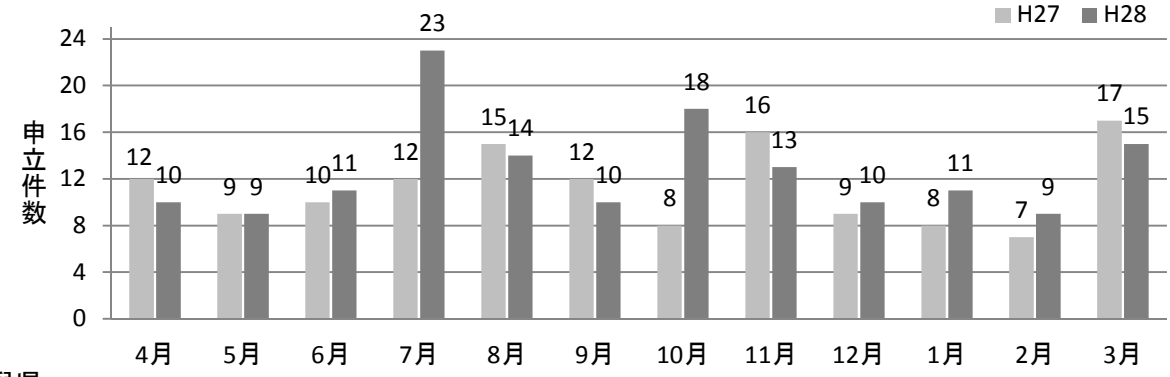

新潟県

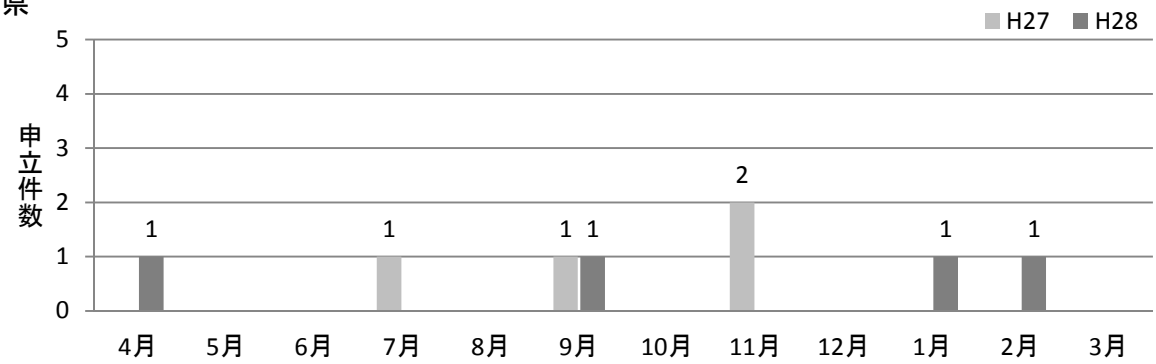

1ー(2)グラフ　月別申立件数

東京

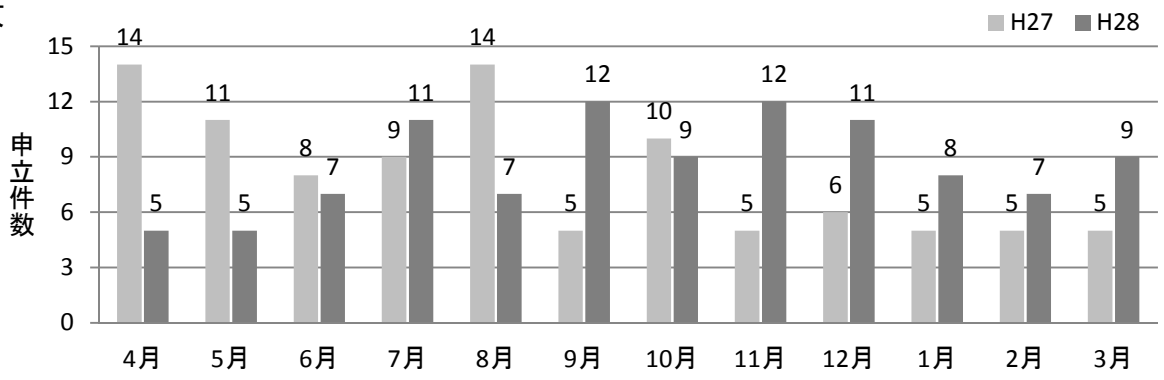

広島

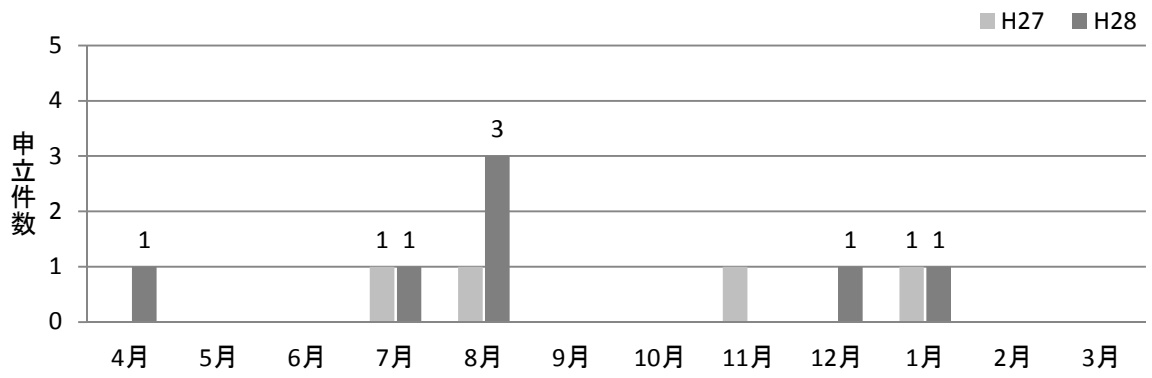

神奈川県

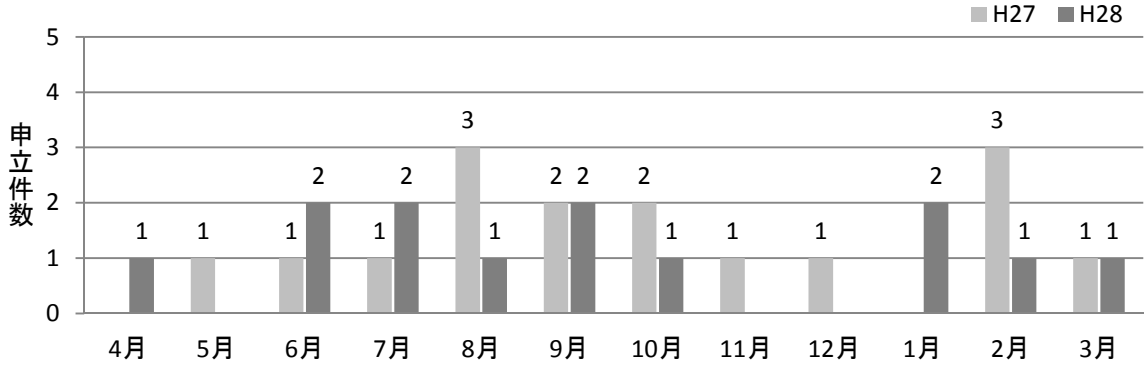

第一東京

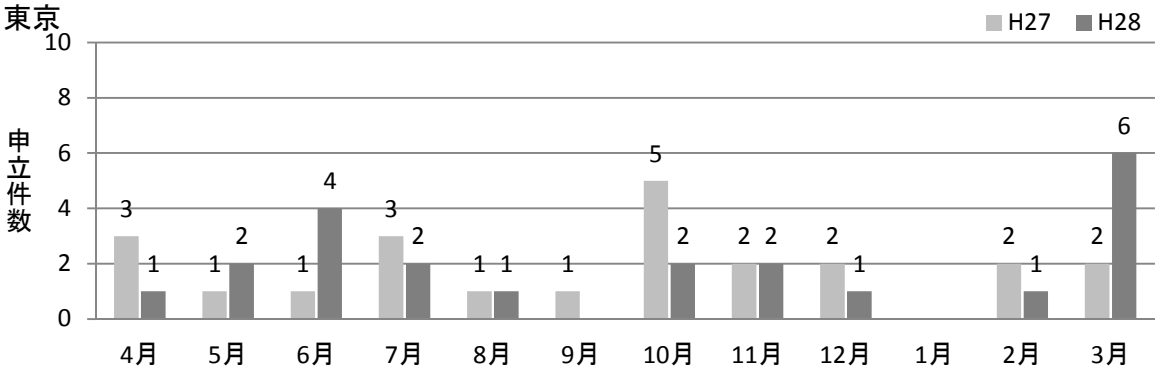

1ー(2)グラフ　月別申立件数

埼玉

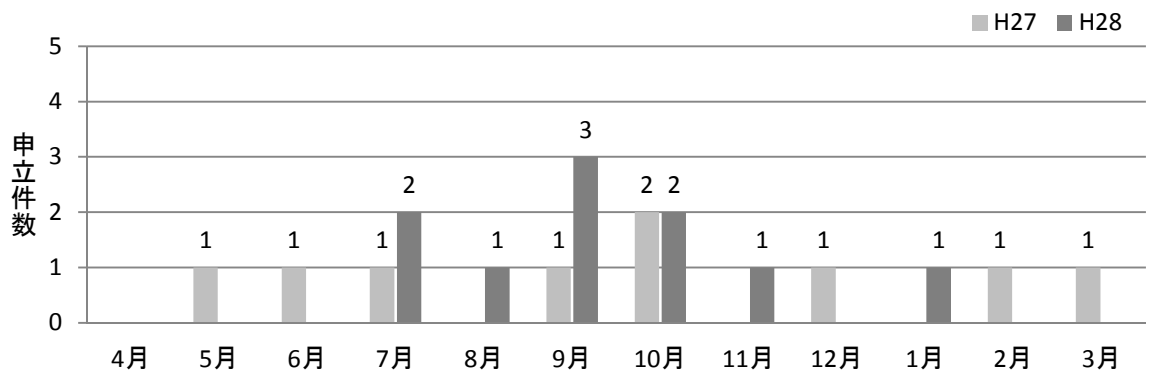

岡山

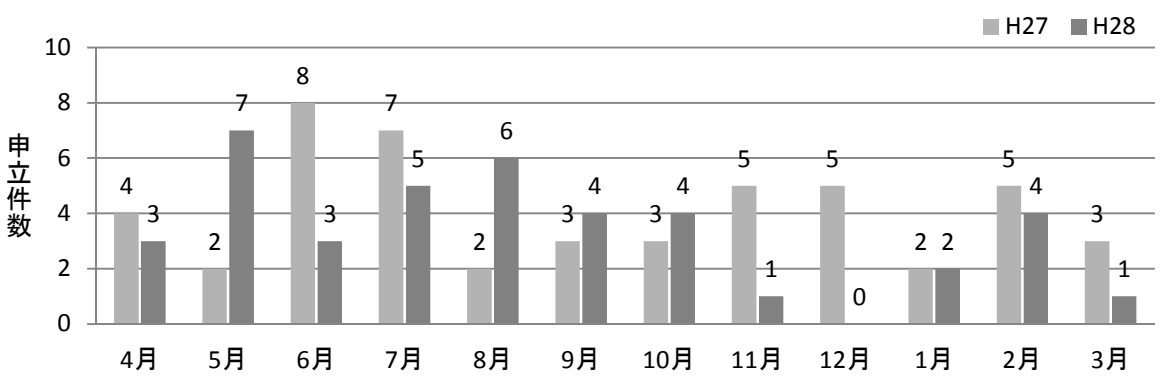

愛知県

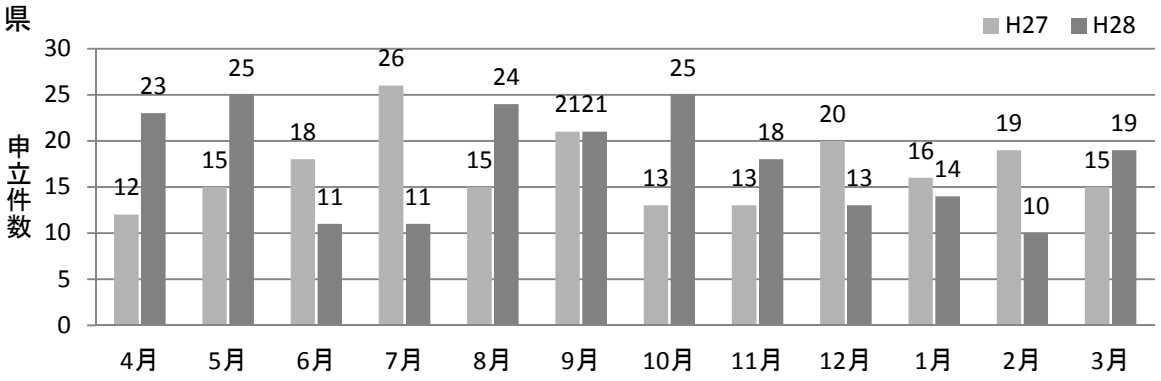

西三河

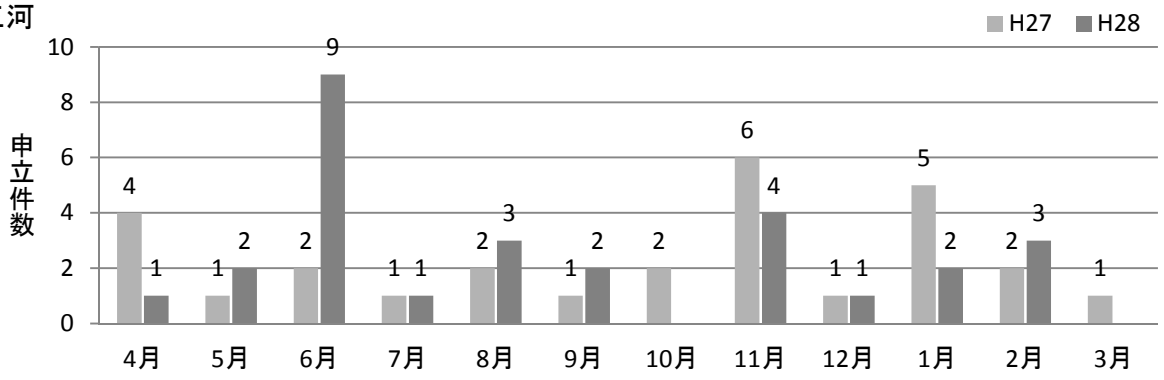

1ー(2)グラフ　月別申立件数

岐阜県

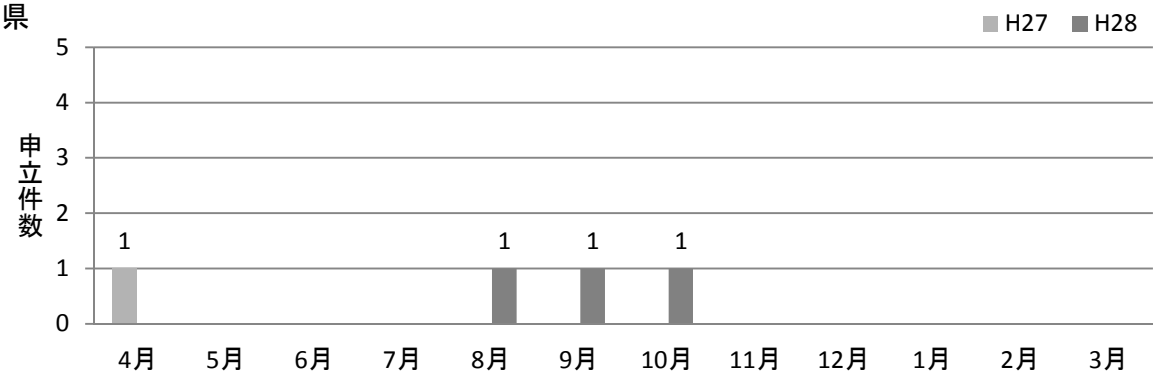

石見　※休止中

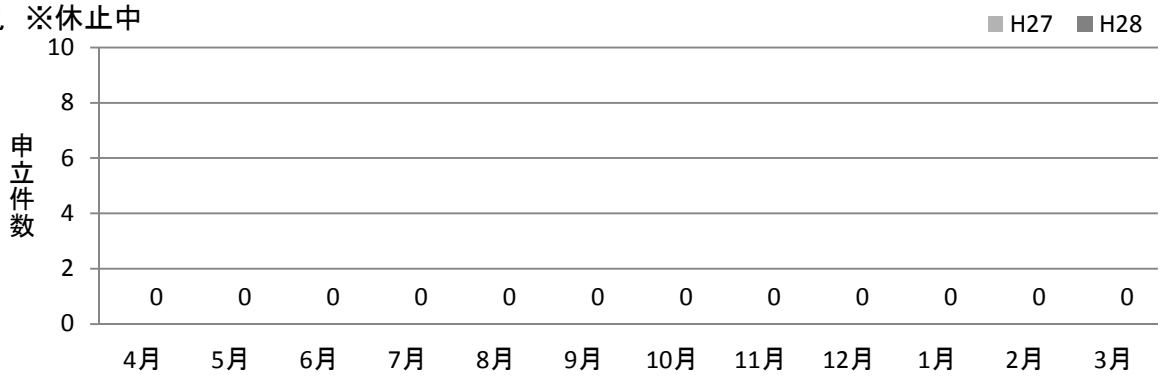

京都

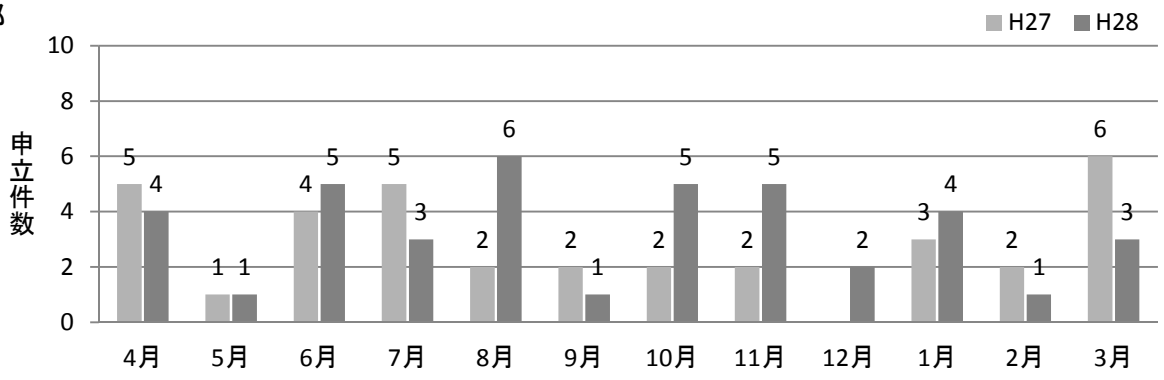

兵庫県

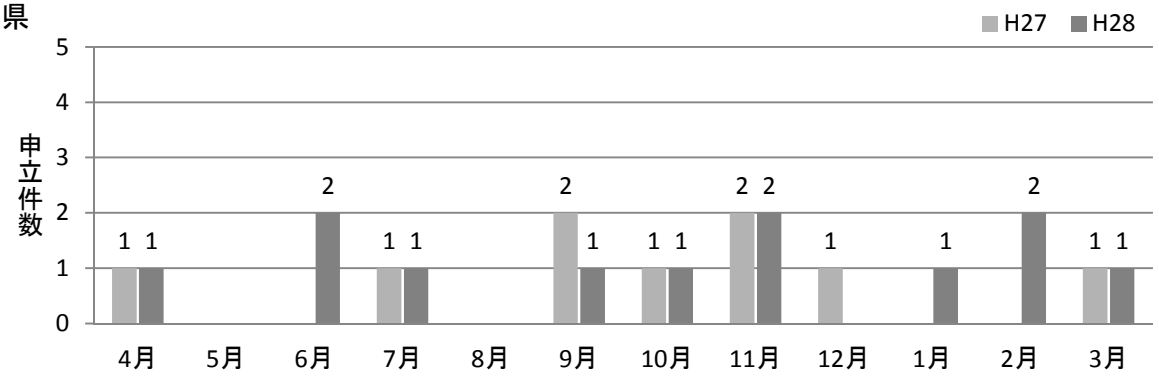

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山梨県

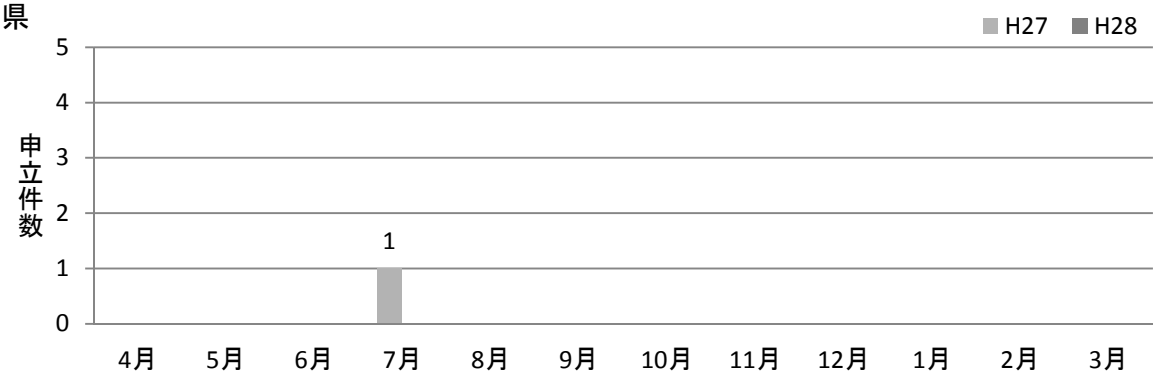

奈良

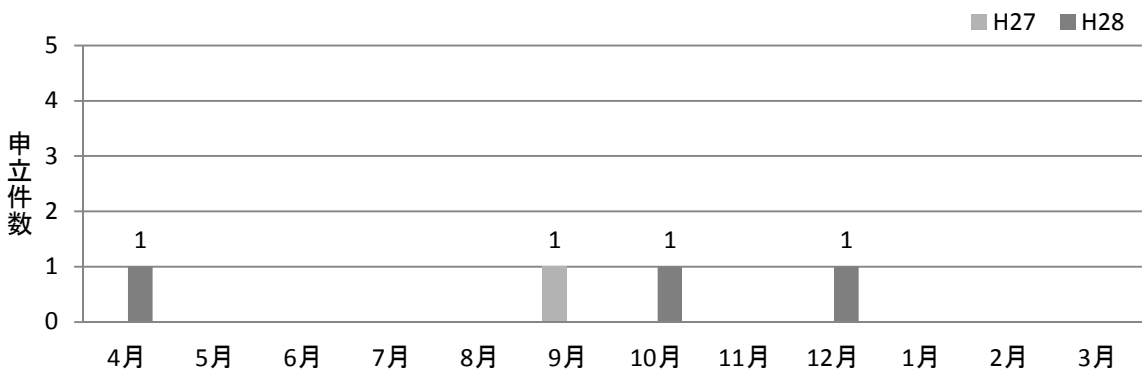

天神

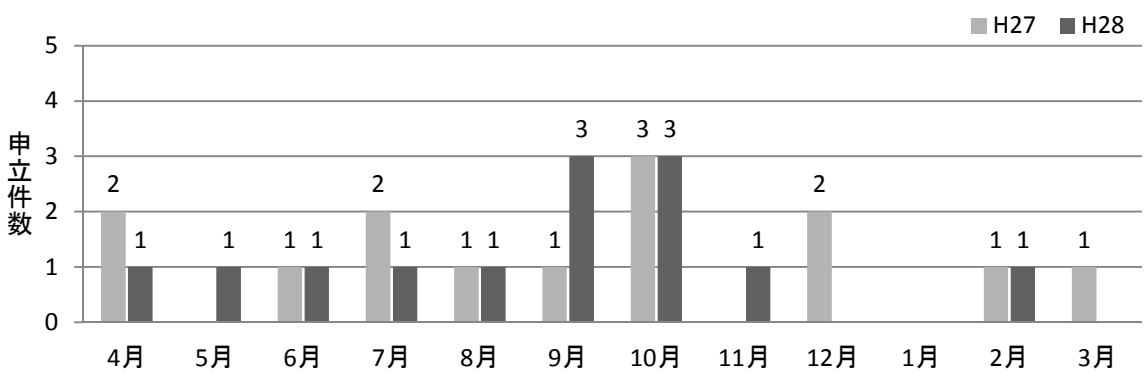

北九州

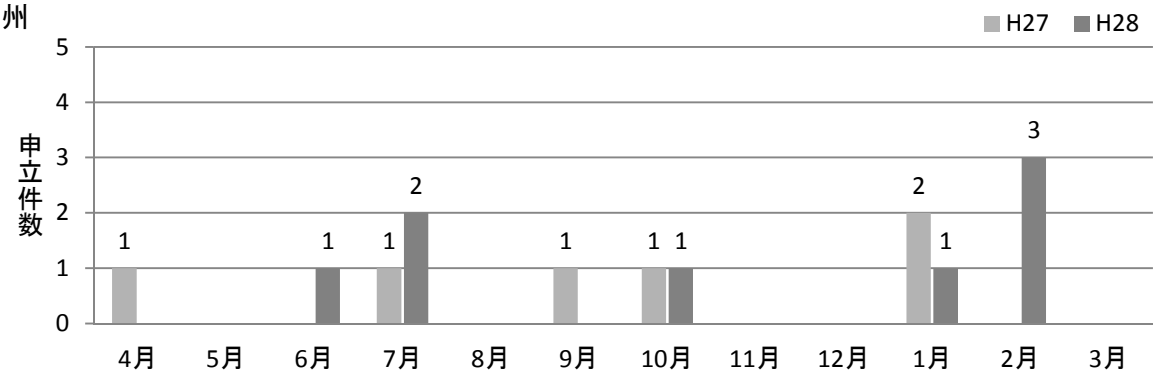

1ー(2)グラフ　月別申立件数

札幌

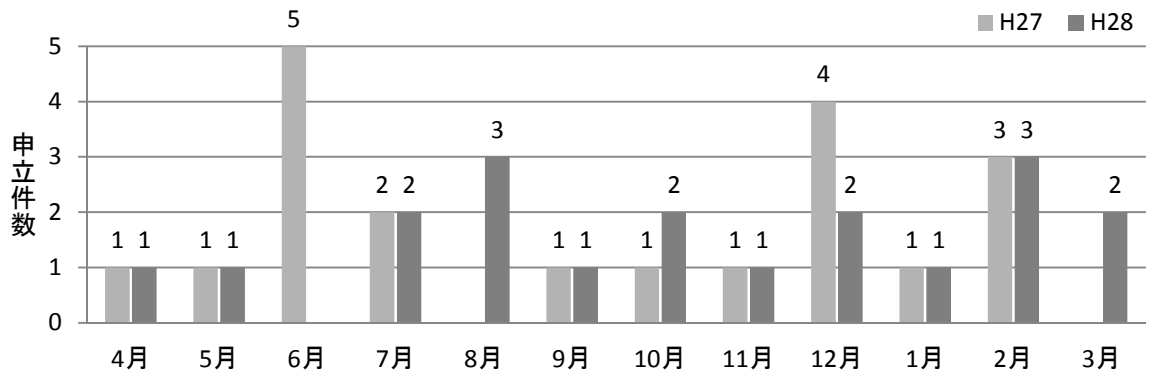

仙台

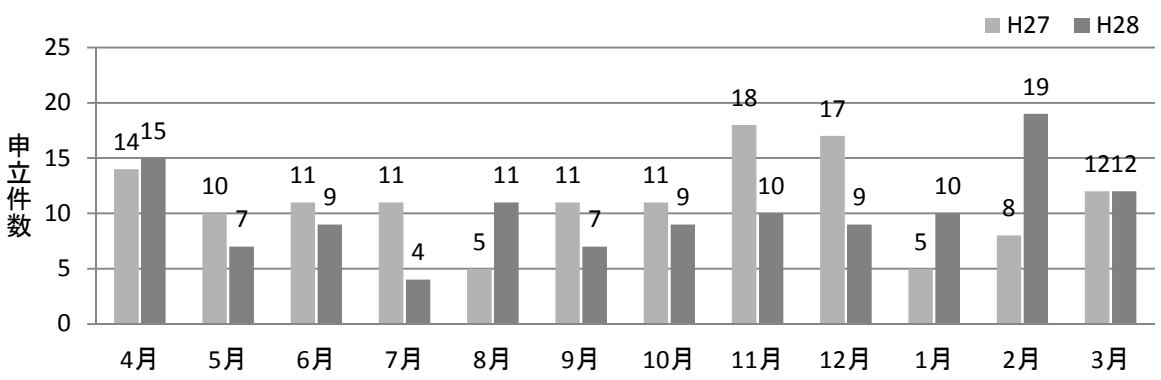

久留米

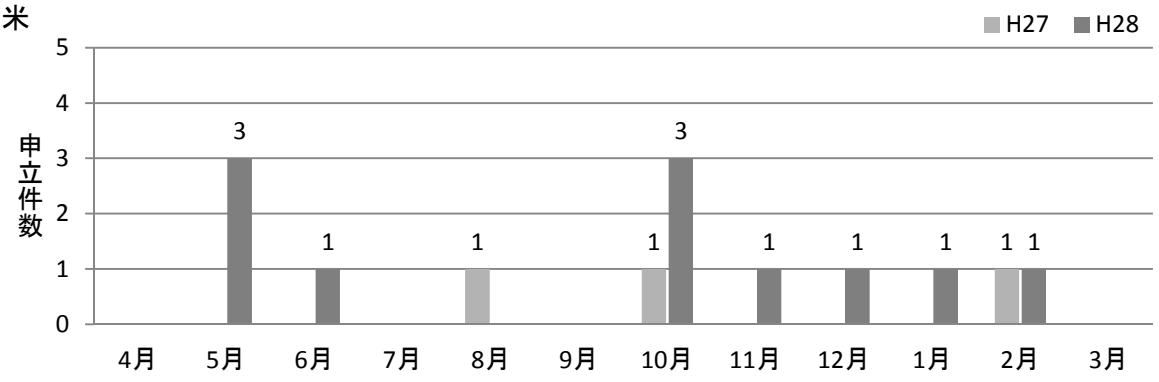

愛媛

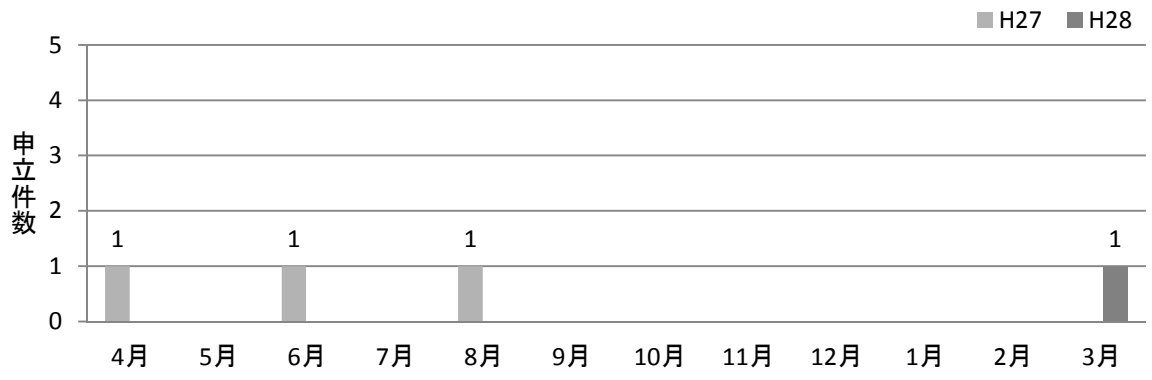

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山形県

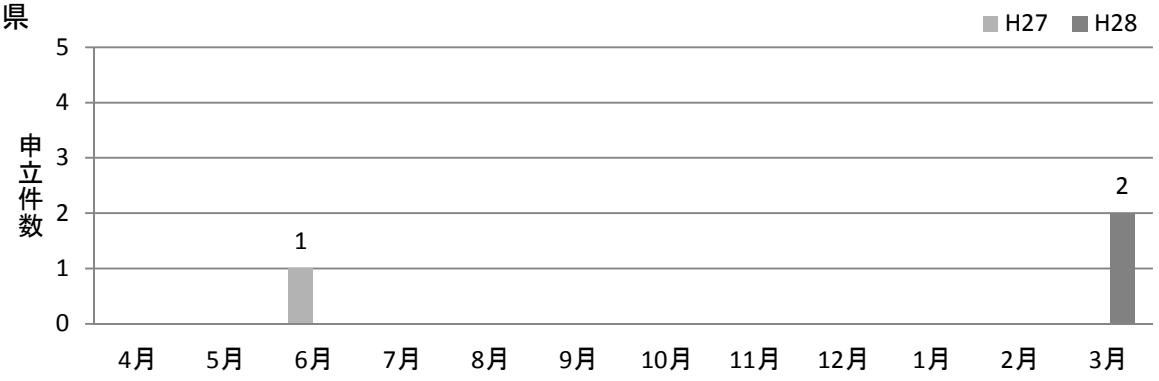

静岡県

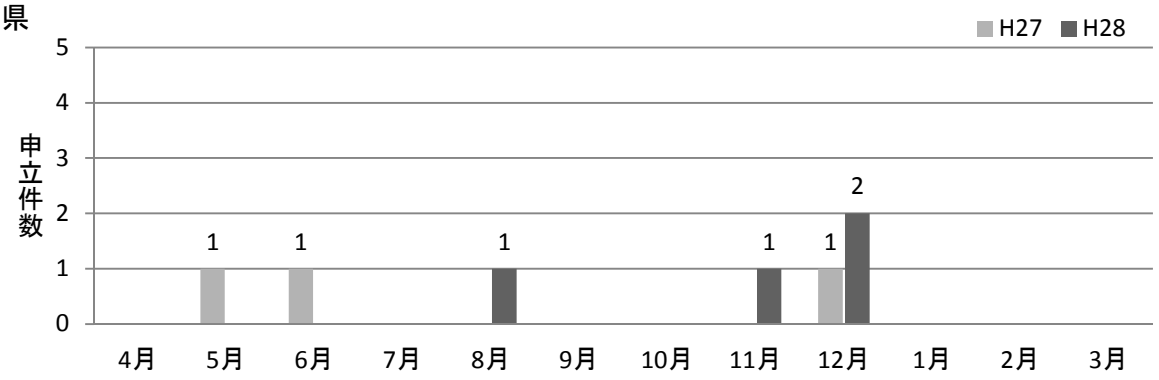

鹿児島県

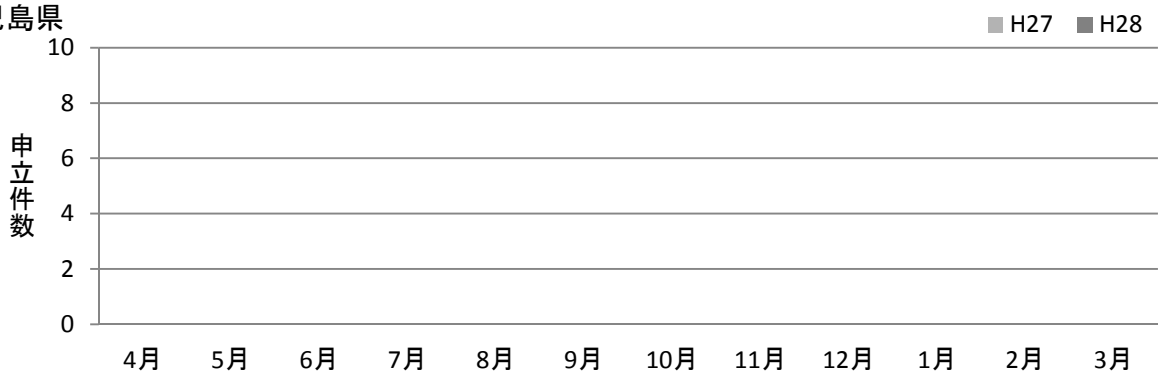

福島県

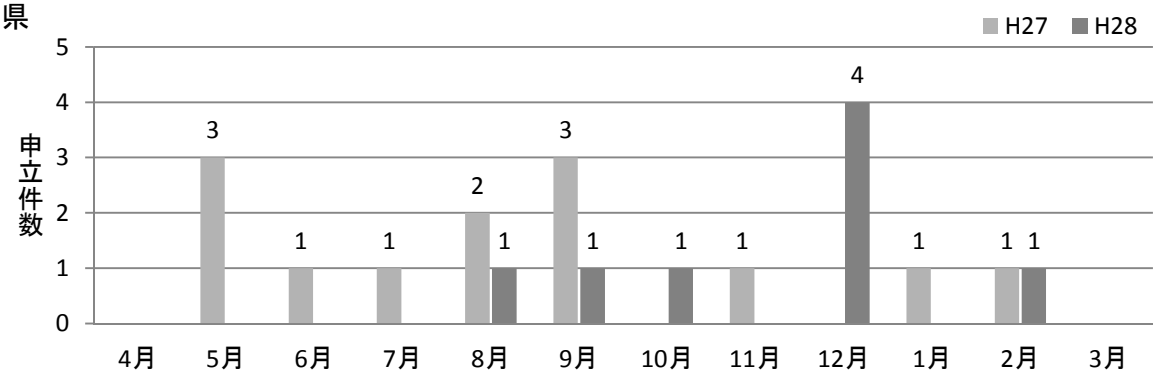

1ー(2)グラフ　月別申立件数

富山県

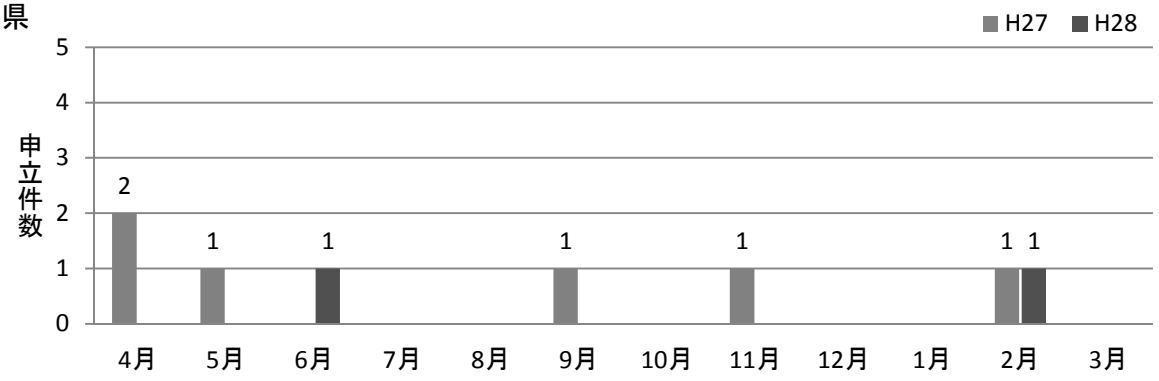

熊本県

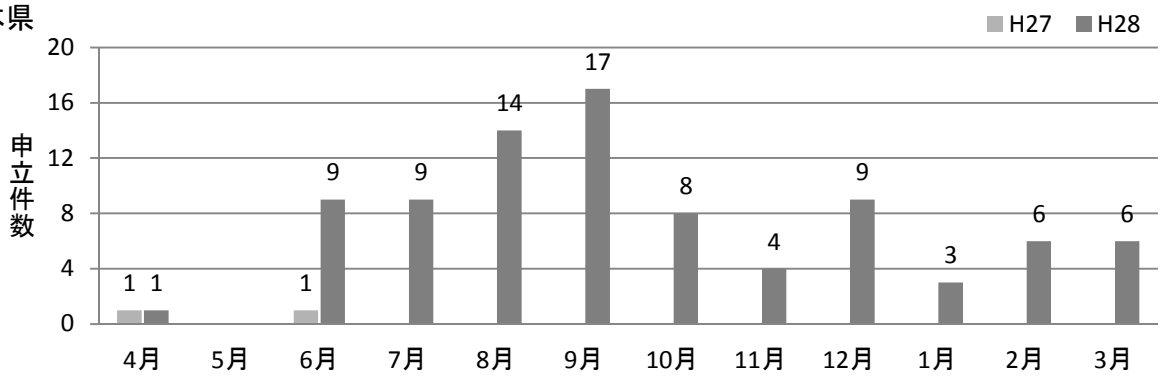

金沢

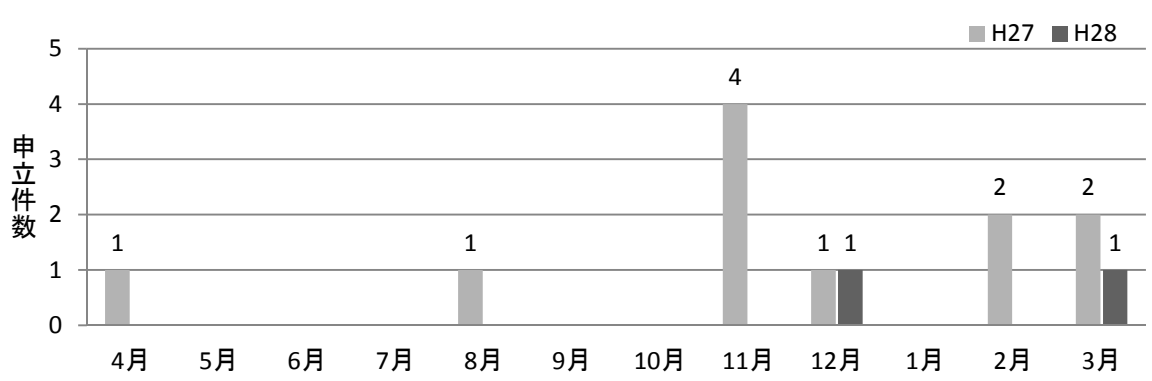

滋賀

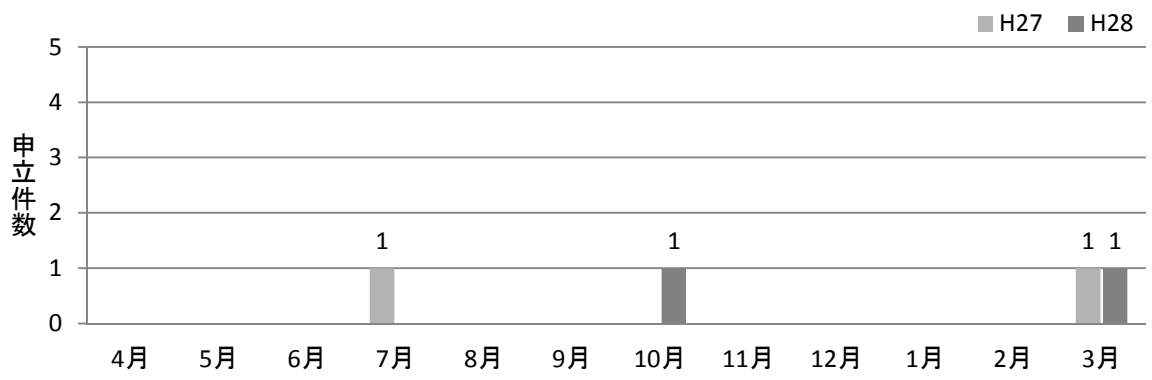

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山口県

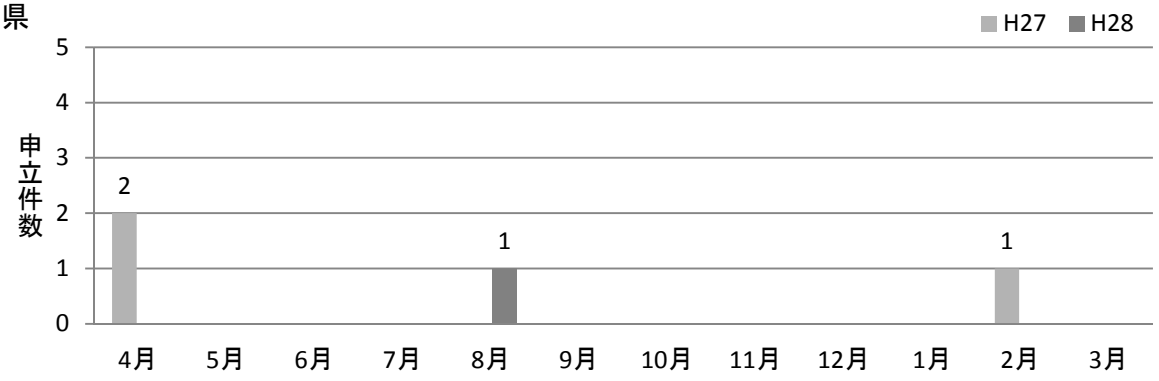

沖縄

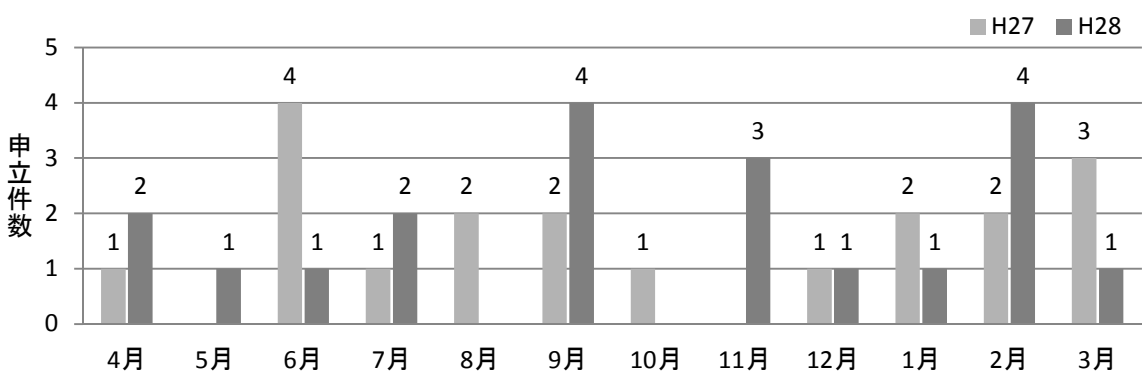

群馬

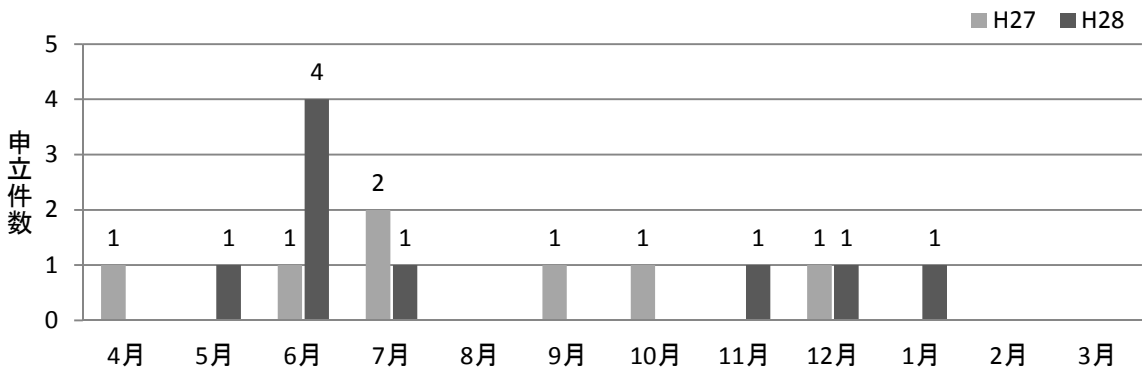

和歌山

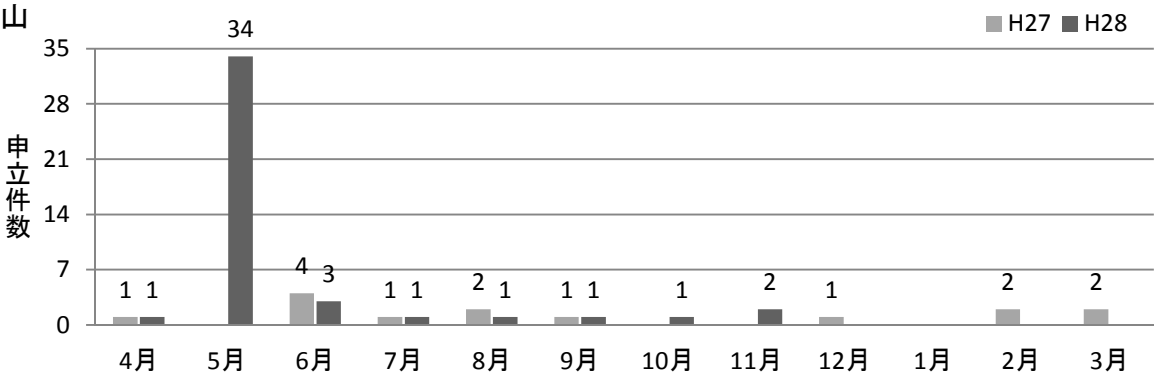

1ー(2)グラフ　月別申立件数

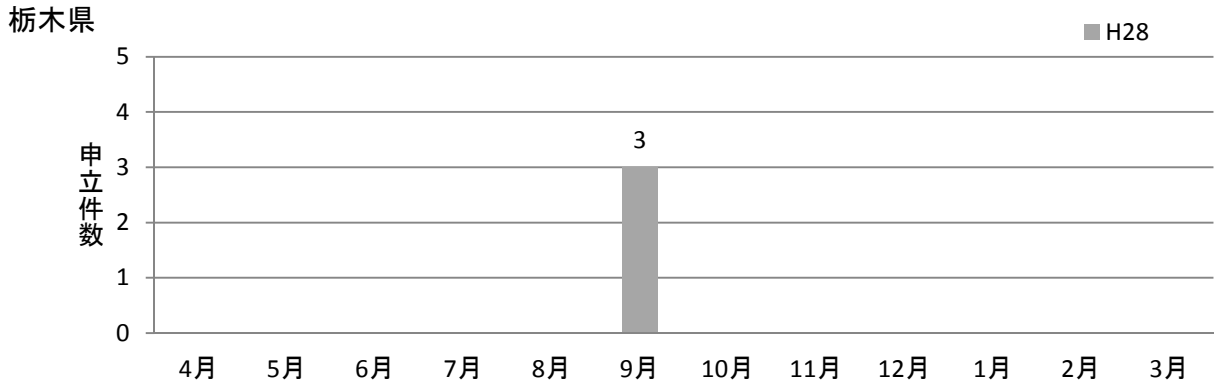

2ー(1)表 申立事件の終了状況一覧

1 申立(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
申立件数	88	153	4	103	7	13	22	10	40	214	28	3	0	40	12
①不受理	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
②受　理	88	153	3	103	7	13	22	10	40	212	28	3	0	40	12

2 受理事件(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
(1)話し合いのテーブルにつかなかったケース															
①不応諾・応諾前の取下	25	61	1	32	0	5	8	6	12	29	2	0	0	9	2
②打切り・終了	0	0	0	2	0	1	0	0	0	30	5	1	0	0	0
不応諾件数合計	25	61	1	34	0	6	8	6	12	59	7	1	0	9	2
(2)回答待ち	10	12	0	5	0	0	2	0	2	16	0	0	0	0	1
(3)話し合いのテーブルについたケース															
①応諾後の取下・離脱	4	2	0	7	1	2	3	0	7	7	2	0	0	2	0
②不成立／あっせん人・仲裁人による終了	14	16	1	15	1	0	2	3	7	45	7	2	0	10	4
③進　行　中	20	26	0	16	3	3	2	0	3	45	3	0	0	8	3
④解決	15	36	1	26	2	2	5	1	9	40	9	0	0	11	2
応諾件数合計	53	80	2	64	7	7	12	4	26	137	21	2	0	31	9

※岡山弁護士会:「(1)①不応諾・応諾前の取下」に相手方が不応諾の場合を含む

3 応諾率(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
	67.9%	56.7%	66.7%	65.3%	100.0%	53.8%	60.0%	40.0%	68.4%	69.9%	75.0%	66.7%	0.0%	77.5%	81.8%

4 解決事件(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①旧受事件	8	18	0	12	0	3	1	1	7	44	6	0	0	3	1
②新受事件	15	36	1	26	2	2	5	1	9	40	9	0	0	11	2
解決事件合計	23	54	1	38	2	5	6	2	16	84	15	0	0	14	3

5 解決形式(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①和解	22	54	1	38	2	5	6	2	16	81	15	0	0	14	3
	95.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.4%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
②和解→仲裁判断	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6 解決率(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①受理事件対比解決率 ※1	25.9%	31.3%	33.3%	31.7%	50.0%	20.0%	27.8%	10.0%	25.7%	26.5%	36.0%	0.0%	0.0%	34.4%	25.0%
②応諾事件対比解決率	45.5%	66.7%	50.0%	54.2%	50.0%	50.0%	50.0%	25.0%	39.1%	43.5%	50.0%	0.0%	0.0%	47.8%	33.3%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
0	3	13	8	19	122	11	1	2	4	0	8	2	86	2	2	1	20	9	44	3	1097
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	3	13	7	19	122	11	1	2	4	0	8	2	86	2	2	1	20	9	44	3	1093

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
0	0	6	2	7	23	5	0	0	2	0	2	0	35	1	0	1	4	1	3	2	286
0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
0	0	6	2	7	31	5	0	0	2	0	2	0	35	1	0	1	4	1	3	2	333
0	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	75
0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	45
0	1	4	0	1	6	3	0	0	0	0	2	1	10	0	0	0	8	0	4	1	168
0	1	0	2	5	35	0	0	1	0	0	1	0	5	1	0	0	0	3	1	0	187
0	1	3	3	5	28	3	0	0	2	0	3	1	27	0	1	0	8	4	36	0	284
0	3	7	5	12	74	6	0	1	2	0	6	2	43	1	1	0	16	8	41	1	684

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
0.0%	100.0%	53.8%	71.4%	63.2%	70.5%	54.5%	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	75.0%	100.0%	55.1%	50.0%	100.0%	0.0%	80.0%	88.9%	93.2%	33.3%	67.2%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
0	0	3	0	0	20	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0	133
0	1	3	3	5	28	3	0	0	2	0	3	1	27	0	1	0	8	4	36	0	284
0	1	6	3	5	48	3	0	0	2	0	5	1	27	0	1	0	9	5	38	0	417

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
0	1	6	3	5	48	3	0	0	2	0	5	1	27	0	1	0	9	4	4	0	378
0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	80.0%	10.5%	0.0%	90.6%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	34
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.5%	0.0%	8.2%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
0.0%	50.0%	23.1%	60.0%	35.7%	40.0%	27.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	42.9%	50.0%	37.0%	0.0%	100.0%	0.0%	40.0%	66.7%	83.7%	0.0%	34.2%
0.0%	50.0%	42.9%	100.0%	71.4%	71.8%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	60.0%	50.0%	71.1%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	80.0%	90.0%	0.0%	57.1%

2-(2)　申立から終了までの事件の流れ

あっせん・仲裁事件が申し立てられてから，終了するまでの流れは，以下のフローチャートに書いたとおりです。個々の項目の説明は，後記のとおりです。

【フローチャート】

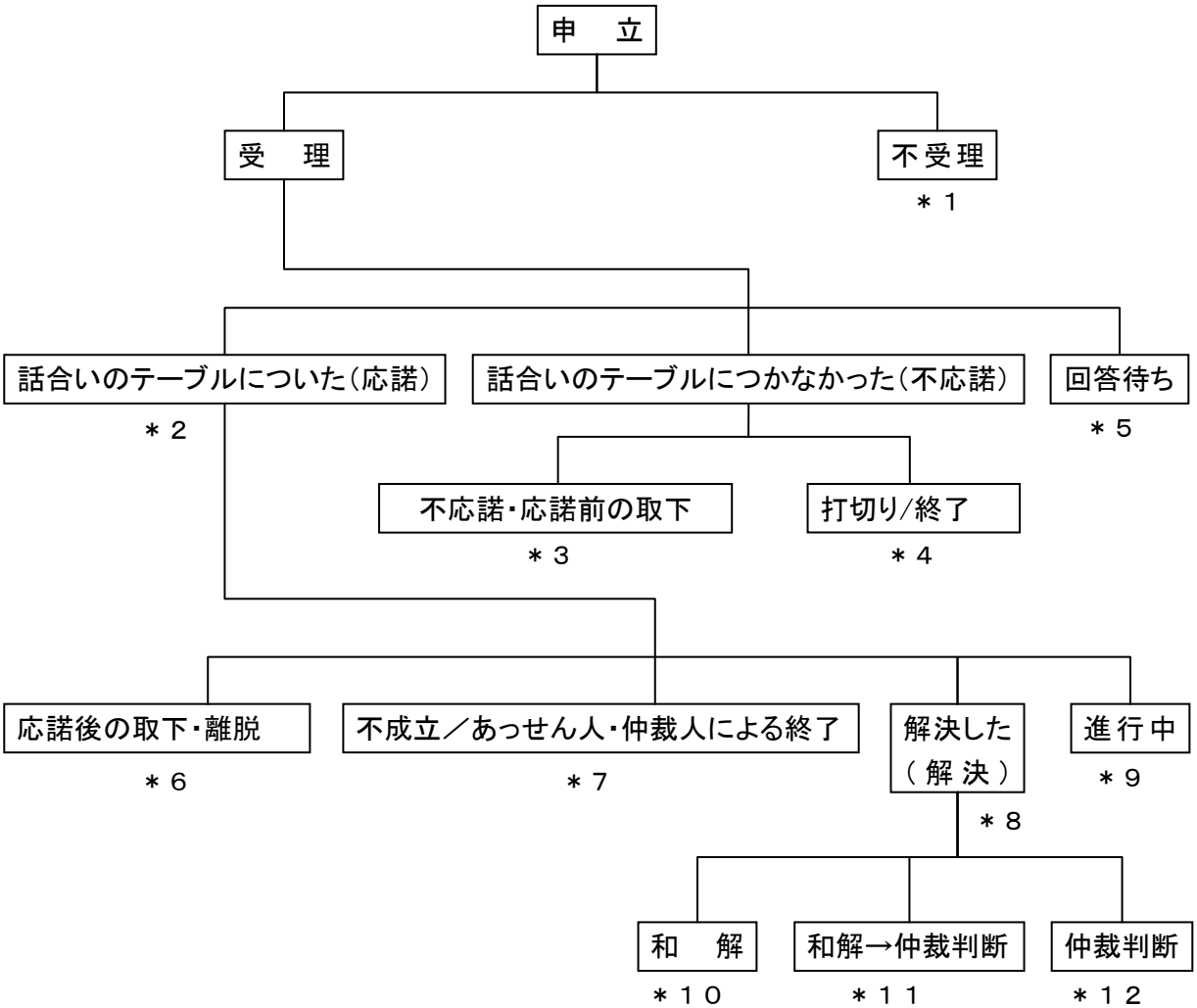

2-(3)　フローチャートの用語の説明

（ ）は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

＊１　不受理(1①)

センターのなかには，法律相談段階で審査を行い，事件として受理しないもの，申立書を受け取ったが，あっせん・仲裁不適合事案として受け付けないものがある。

＊２　応諾(2(3))

あっせん・仲裁事件として，当事者双方が話合いの席について，手続が進んだケース。

＊３　不応諾・応諾前の取下(2(1)①)

相手方が手続に応諾しないまま申立ての取下がされたケース。不応諾による取下の場合と応諾前の取下の場合が含まれる。

＊４　打切り/終了(2(1)②)

申立受理後相手方応諾前にセンター又はあっせん人・仲裁人予定者が手続を打ち切り，期日前に終了させたケ

ース。手続応諾前に申立人の取下以外で終了したケース。

＊５　回答待ち(2(2))

統計処理上，年度末において締める必要があるため，年度末において相手方からの回答が来ていないケース。

＊６　応諾後の取下・離脱(2(3)①)

手続の応諾はされたが，その後に申立人から申立ての取下がされ，又は相手方が離脱（応諾の取消）をしたケース。応諾後に当事者の主導で手続が終了したケース。

＊７　不成立／あっせん人・仲裁人による終了(2(3)②)

手続の応諾はされたが，その後，和解又は仲裁がされずに，あっせん人・仲裁人（又はセンター）が手続を打ち切り，終了させたケース。手続応諾後に和解・仲裁がされないまま当事者の取下・離脱以外で手続が終了したケース。

＊８　解決(2(3)④，4，5)

手続の応諾があり，和解又は仲裁判断により解決したケース。2-(1)表の「2 受理事件 (3)④解決」には当該年度に申し立てられ，当該年度に解決した事件（新受事件）のみ計上し，同表「4 解決事件 」及び「5 解決形式」には，新受事件及び前年度以前に申し立てられ当該年度に解決した事件（旧受事件）を合わせて計上している。

＊９　進行中(2(3)③)

＊６と同様，年度末で区切るための処理。当然，次年度以降この数値は減少することになる。継続中としているセンターもある。

＊１０　和解(5①)

和解で解決したケース。当事者の仲裁合意に基づいて仲裁申立があったが和解で終了したケースも含んでいる。

＊１１　和解→仲裁判断(5②)

あっせん等により当事者間に和解が成立した後，和解の内容を仲裁判断とする合意が当事者間に成立し，これに基づき仲裁人が仲裁判断書を作成したケース。純然たる仲裁判断と区別する。仲裁判断（和解）あるいは和解的仲裁判断と表記しているものはこれに含めた。ほとんど仲裁判断の理由が書かれていない（仲裁法第３８条，第３９条）。

＊１２　仲裁判断(5③)

当事者の仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断をしたケース。純然たる仲裁判断。

【その他】

( )は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

１　応諾率(新受事件・3)

受理事件の中で，話合いのテーブルについた事件の割合。ただし，受理件数の中から回答待ちの件数を差し引いている。

計算式　　応諾件数÷（受理件数－回答待件数）×１００％

２　受理事件対比解決率(新受事件・6)

(1) 受理事件対比解決率(6①)

受理事件の中で当該年度に解決したケースの割合。

計算式　　解決（新受）件数÷（受理件数－回答待件数－進行中件数）×１００％

(2) 応諾事件対比解決率(6②)

当事者が話合いのテーブルについたもののうち，解決（新受）した事件の比率

計算式　　解決（新受）件数÷（応諾件数－進行中の件数）×１００％

2ー(4)グラフ 申立事件の終了状況

① 申立件数（センター別）

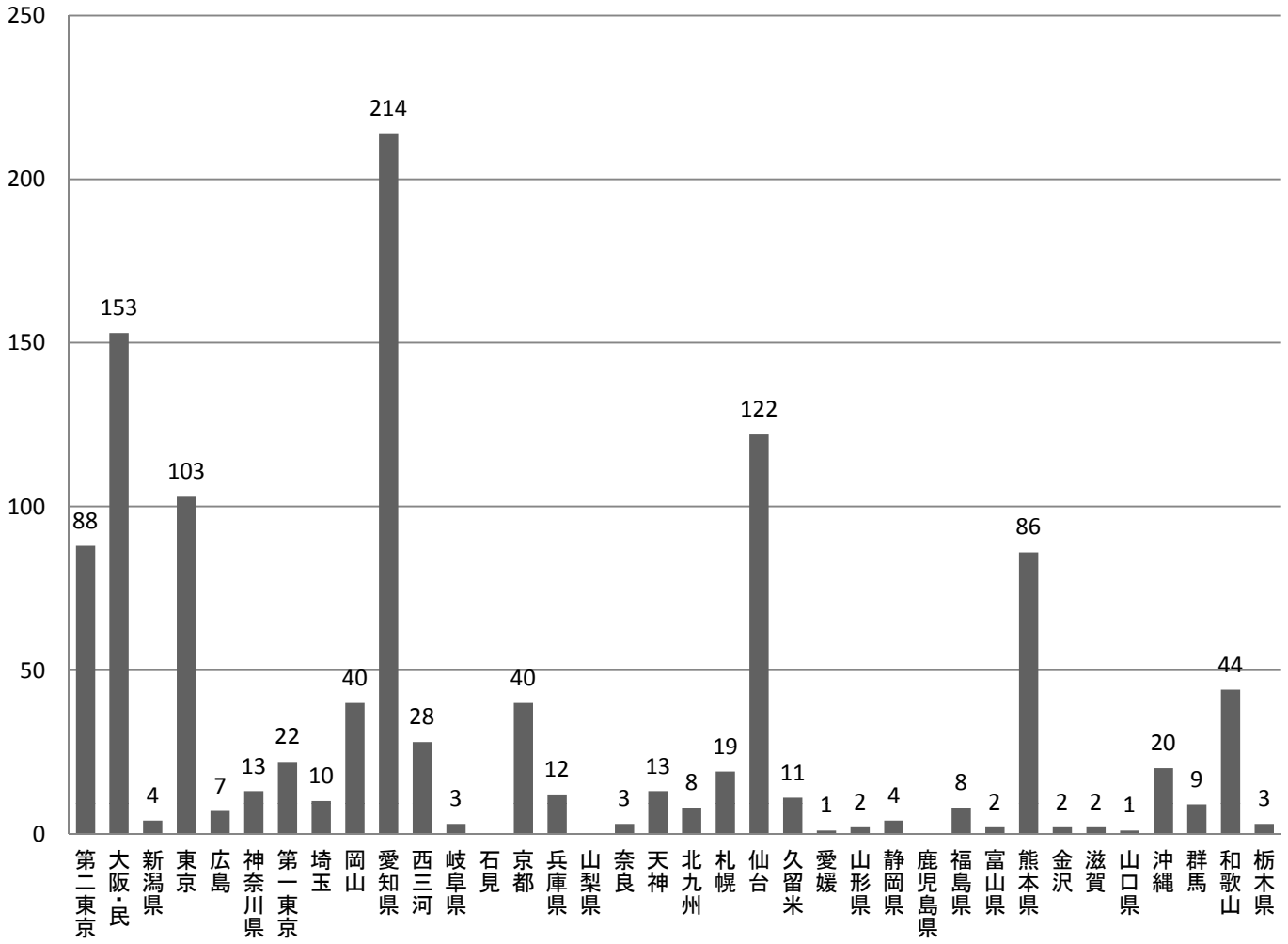

② センター別解決事件数

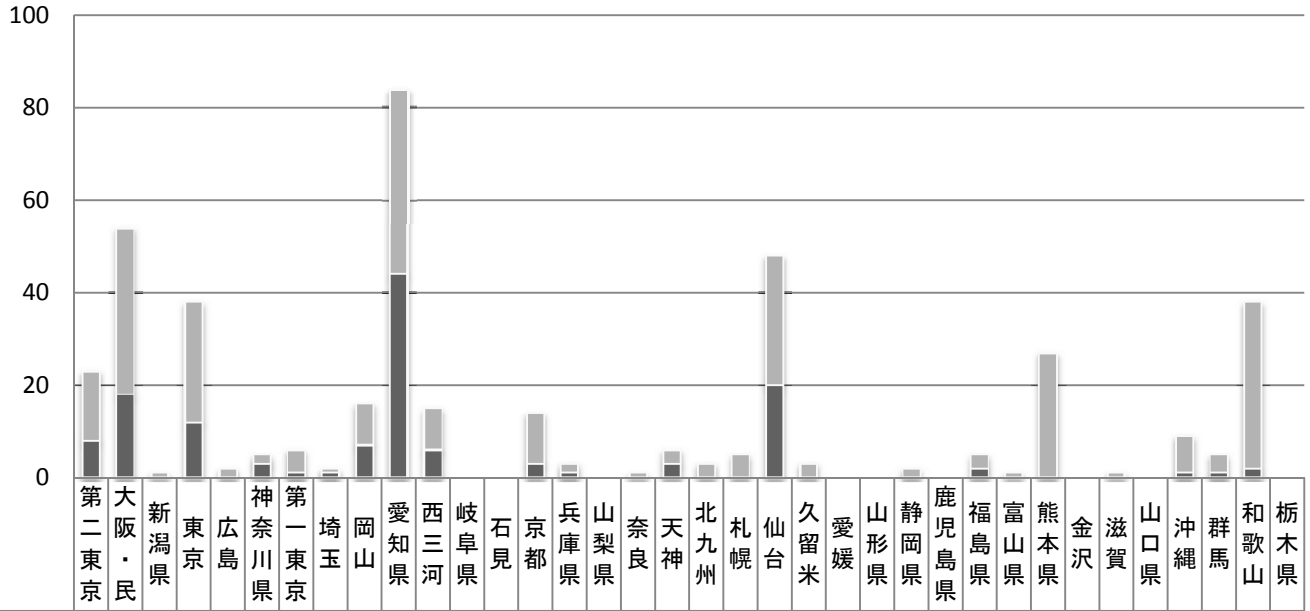

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県
新受事件	15	36	1	26	2	2	5	1	9	40	9	0	0	11	2	0	1	3	3	5	28	3	0	0	2	0	3	1	27	0	1	0	8	4	36	0
旧受事件	8	18	0	12	0	3	1	1	7	44	6	0	0	3	1	0	0	3	0	0	20	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

③ 応諾状況

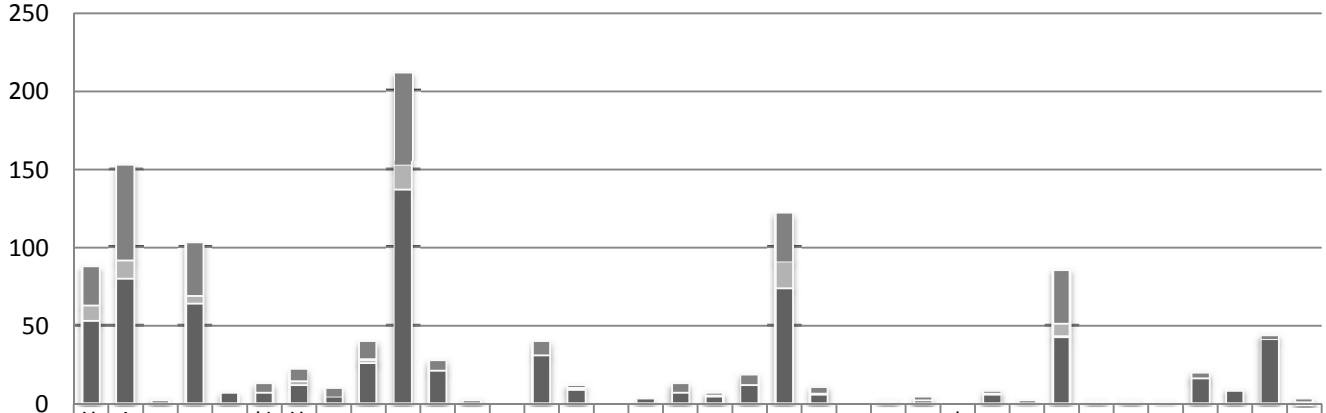

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県
■不応諾	25	61	1	34	0	6	8	6	12	59	7	1	0	9	2	0	0	6	2	7	31	5	0	0	2	0	2	0	35	1	0	1	4	1	3	2
■回答待ち	10	12	0	5	0	0	2	0	2	16	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0
■応諾	53	80	2	64	7	7	12	4	26	137	21	2	0	31	9	0	3	7	5	12	74	6	0	1	2	0	6	2	43	1	1	0	16	8	41	1

④ 不応諾事由

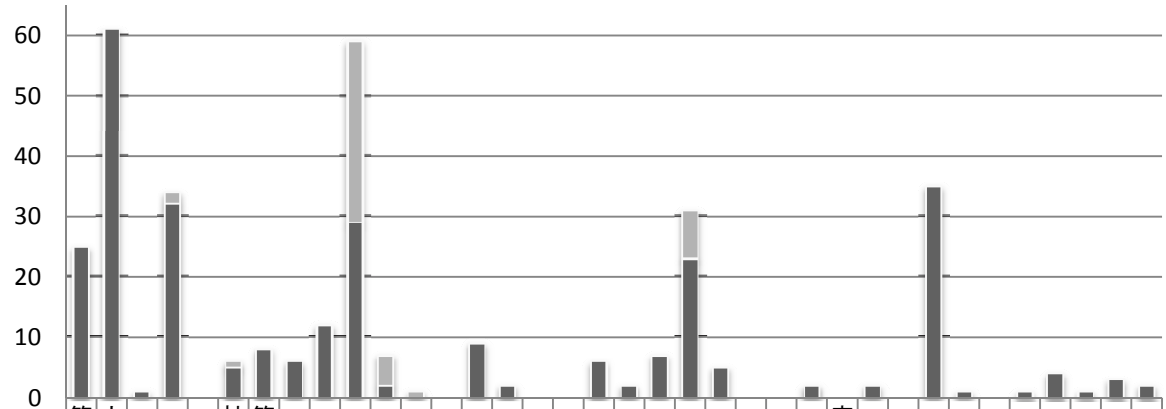

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県
■打切り／終了	0	0	0	2	0	1	0	0	0	30	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■不応諾／応諾後取下げ	25	61	1	32	0	5	8	6	12	29	2	0	0	9	2	0	0	6	2	7	23	5	0	0	2	0	2	0	35	1	0	1	4	1	3	2

⑤ 解決事件の形式

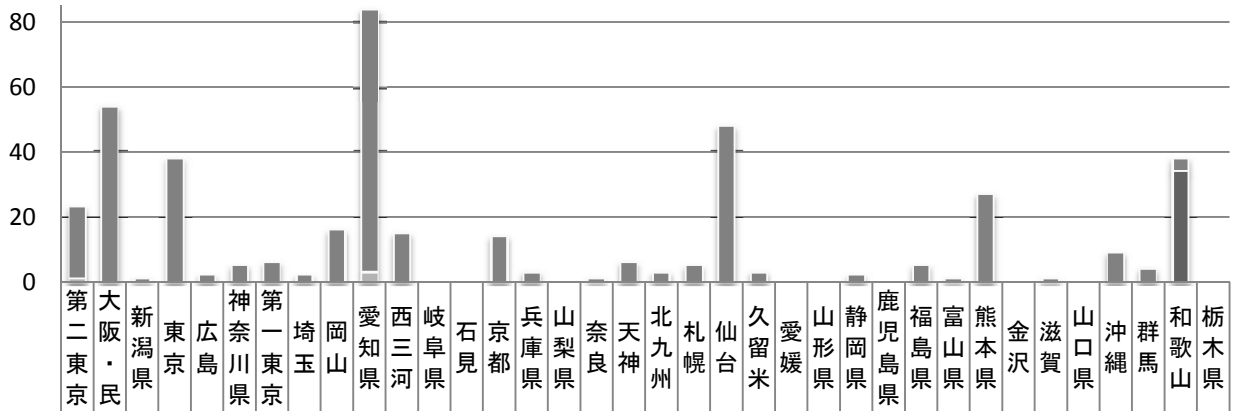

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県
■和解	22	54	1	38	2	5	6	2	16	81	15	0	0	14	3	0	1	6	3	5	48	3	0	0	2	0	5	1	27	0	1	0	9	4	4	0
■和解→仲裁判断	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0

3-(1)表 紛争類型別受理事件一覧

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
1 不動産売買を巡る紛争	2	5	0	2	0	1	1	0	2	8	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	27
手付金返還等																																					0
契約解除		1					1		2																												4
買い戻し		1								2																											3
その他	2	3		2		1				6	2						1				2													1			20
2 不動産賃貸借を巡る紛争	4	17	2	4	0	2	0	1	2	17	5	0	0	6	1	0	0	1	0	4	9	0	0	0	0	0	0	0	39	1	0	0	0	0	1	0	116
明渡	2	3		1					1	8	3			1	1						3								10	1					1		35
賃料増額		2																																			2
賃料減額		2												1															4								7
敷金・保証金返還				1																	1								7								9
賃料配分・管理費用分担																																					0
滞納賃料		4	1																																		5
原状回復費用		3								2								1		3	2																11
更新料																																					0
借地権買取																																					0
修理・修繕費用	1					2		1	1	1				2															9								17
その他	1	3	1	2						6	2			2						1	3								9								30
3 請負契約を巡る紛争	6	18	0	10	0	2	0	0	4	18	6	1	0	5	0	0	1	2	0	2	15	0	0	0	1	0	1	0	6	0	1	0	1	0	0	0	100
建築工事代金		4		3						7	1			1							5								2		1		1				25
契約の解除	1	1							1		2									1	1				1												8
建築工事の損害	3	10		3		1			3	5	2			2				1			2								3								35
デザイン料		1																																			1
その他	2	2		4		1				6	1	1		2			1	1		1	7						1		1								31
4 貸金を巡る紛争	2	4	0	2	0	0	0	0	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	20
債権額・過払金等を巡る紛争				1						1																										1	3
債務弁済協定	1																																				1
その他	1	4		1					1	3				1						1		1			2				1								16
5 その他の契約紛争	14	22	0	22	2	1	6	1	5	20	1	1	0	0	3	0	0	0	2	1	21	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	2	1	0	138
リース契約																																					0
商品委託取引				1																																	1
預り金返還																					6	2															8
動産売買	1	1								2										1																	5
銀行関係	2	1		10	2		5			5		1			3						1													1	1		32
手数料返還																			1		1																2
契約不履行	3	9		8						2											4	1							1				5				33

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
立替金	1										1																							1			3
サービスの提供を巡る紛争	4								1	3											1								1								10
先物取引を巡る紛争										1																											1
介護契約を巡る紛争		1				1			3												1																6
その他	3	10		3			1	1	1	7									1		7								3								37
6 債務不存在確認	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9
7 不法行為を巡る紛争	41	41	0	49	5	1	11	4	9	84	6	0	0	15	5	0	1	8	2	7	38	5	1	1	1	0	5	2	2	0	0	0	9	4	2	1	360
けんか				1																	1			1													3
動物事故														1																							1
交通事故（自転車事故以外）		3		2						12	1			3	1			1			1	1											2		1		28
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）		3					1		1		1																										6
医事紛争	26	28		38	4		10		3	44	1			4				5	2	3	8	2	1		1		2							3			185
名誉毀損								3		3	1							1																			8
近隣紛争	4	1		3				1	4	4				1	1					2	3	1											5	1			31
婚姻外男女関係										4											10	1						1	1								17
賠償額確定	3	1		1						3				1							4						1								1	1	16
スポーツ事故										1											1																2
故意による加害	1			1						3	1			5			1				2												2				16
その他	7	5		3	1	1			1	10	1				3			1		2	8						2	1	1								47
8 知的財産権がらみの紛争	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
9 家族間の紛争	9	15	0	7	0	2	2	1	4	28	3	1	0	3	2	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	3	1	105
離婚・夫婦関係調整	2	4		1		1			1	12	1										6												1				29
婚約破棄	1									1				1	1																						4
養育費・親権	1			1						1																											3
相続	4	5		3		1			2	8		1		2	1						7								2				1		1		38
親子関係										4	1										4																9
その他	1	6		2			2	1	1	2	1										2												1		2	1	22
10 職場の紛争	4	5	0	5	0	1	2	0	6	14	4	0	0	0	1	0	0	1	2	4	10	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	63
解雇・退職		4		2			1			1					1					2	6						1										18
労働災害							1			1																											2
賃金	1			2					1	6	1								2	1																	14
その他	3	1		1		1			5	6	3							1		1	4						1					1		1			29
11 会社関係の紛争	2	0	0	0	0	0	0	0	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	15
12 相隣関係	2	16	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	22	0	1	0	0	1	2	0	57
13 マンション（区分所有）関係	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	11
管理費滞納等																													1								1
その他		4								2											1								1				2				10
14 その他	0	6	1	2	0	3	0	3	1	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	34	0	70
合計	88	153	3	103	7	13	22	10	40	212	28	3	0	40	12	0	3	13	7	19	122	11	1	2	4	0	8	2	86	2	2	1	20	9	44	3	1093

3-(2)表 紛争類型別解決事件一覧

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
1 不動産売買を巡る紛争	1	3	0	1	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
手付金返還等																																					0
契約解除							1																														1
買い戻し																																					0
その他	1	3		1						5											2																12
2 不動産賃貸借を巡る紛争	0	8	1	1	0	1	0	0	1	6	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	1	0	0	0	41
明渡		2							1	2				1							2								8				1				17
賃料増額		1																																			1
賃料減額		1								1																											2
敷金・保証金返還																					1								1								2
賃料配分・管理費用分担																																					0
滞納賃料		2																																			2
原状回復費用		1								1								1		1	1																5
更新料																																					0
借地権買取																																					0
修理・修繕費用						1								1															2								4
その他		1	1	1						2	1										1								1								8
3 請負契約を巡る紛争	2	10	0	5	0	1	0	0	3	7	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	8	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	46
建築工事代金		3		1						3											2										1						10
契約の解除	1									1	2														1												5
建築工事の損害		6		2					3		1							1			4								2								19
デザイン料																																					0
その他	1	1		2		1				3				1							2						1										12
4 貸金を巡る紛争	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
債権額・過払金等を巡る紛争										1																											1
債務弁済協定																																					0
その他		2								2																											4
5 その他の契約紛争	6	8	0	4	0	0	1	1	1	7	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	44
リース契約																																					0
商品委託取引																																					0
預り金返還																					1	2															3
動産売買	2									1																											3
銀行関係		1		3			1			1					2						1													1			10
手数料返還																																					0
契約不履行	1	2																			2												2				7

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
立替金																																					0
サービスの提供を巡る紛争	2																												1								3
先物取引を巡る紛争										1																											1
介護契約を巡る紛争									1																												1
その他	1	5		1				1		4									1		2								1								16
6 債務不存在確認	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
7 不法行為を巡る紛争	11	15	0	20	2	1	3	1	4	32	7	0	0	7	1	0	1	4	0	1	17	1	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	4	3	1	0	141
けんか				1																	1																2
動物事故														1																							1
交通事故（自転車事故以外）		4								2	1			2				1															1				11
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）		3					1		1		1																										6
医事紛争	6	6		17	1	1	2			11	3							3			4	1			1									2	1		59
名誉毀損								1																													1
近隣紛争	1								1	1				2																			1	1			7
婚姻外男女関係									2	1	1										4							1	1								10
賠償額確定	2			2						3	1			1							4						1										14
スポーツ事故																					1																1
故意による加害										2				1	1		1				2						1						2				10
その他	2	2			1					12										1	1																19
8 知的財産権がらみの紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9 家族間の紛争	1	1	0	4	0	1	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	33
離婚・夫婦関係調整						1				3											3												1				8
婚約破棄										1																											1
養育費・親権				1																																	1
相続				3						4											4								1								12
親子関係										5											1																6
その他	1	1							1	1																									1		5
10 職場の紛争	1	1	0	3	0	0	1	0	3	6	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	26
解雇・退職		1																		2							1										4
労働災害							1		2												1																4
賃金	1			2						3									2	1																	9
その他				1					1	3	2										1													1			9
11 会社関係の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
12 相隣関係	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	17
13 マンション（区分所有）関係	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
管理費滞納等																																					0
その他		1																															1				2
14 その他	0	1	0	0	0	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	34	0	42
合計	23	54	1	38	2	5	6	2	16	84	15	0	0	14	3	0	1	6	3	5	48	3	0	0	2	0	5	1	27	0	1	0	9	5	38	0	417

3-(3)グラフ 受理事件・解決事件類型

① 紛争類型別受理事件一覧

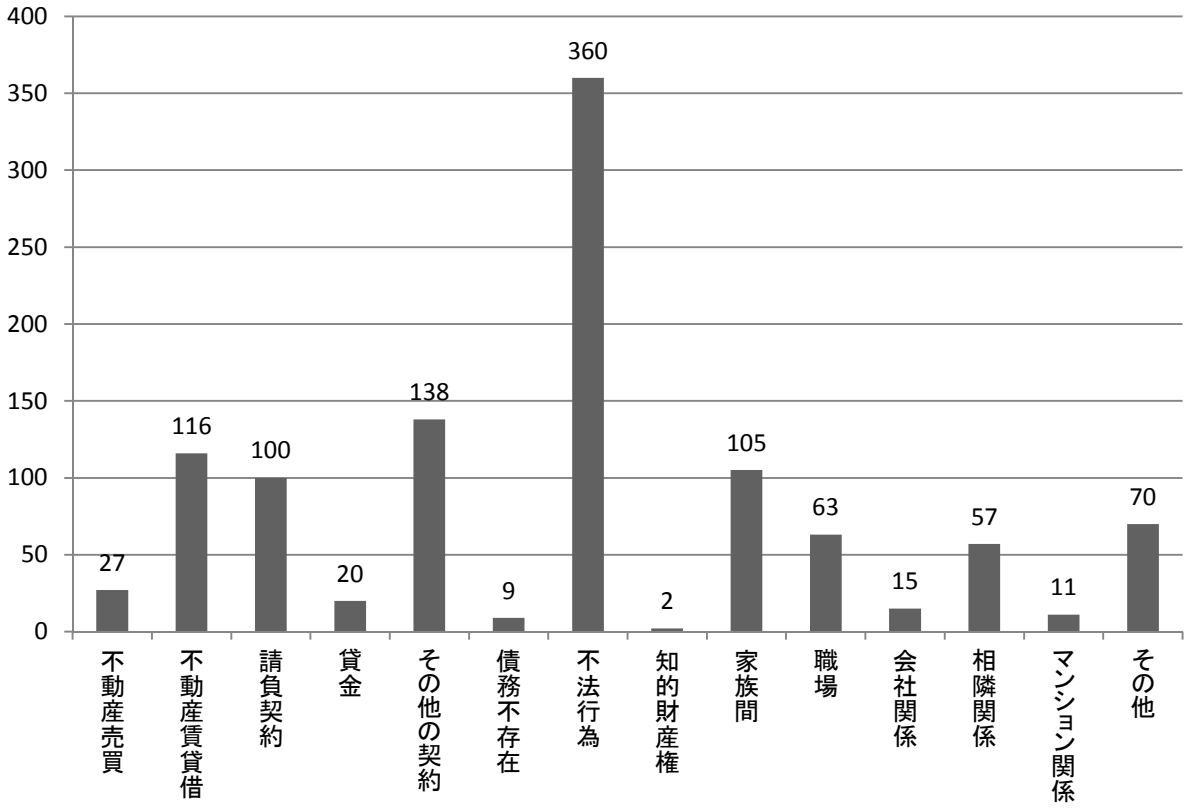

② 紛争類型別解決事件一覧

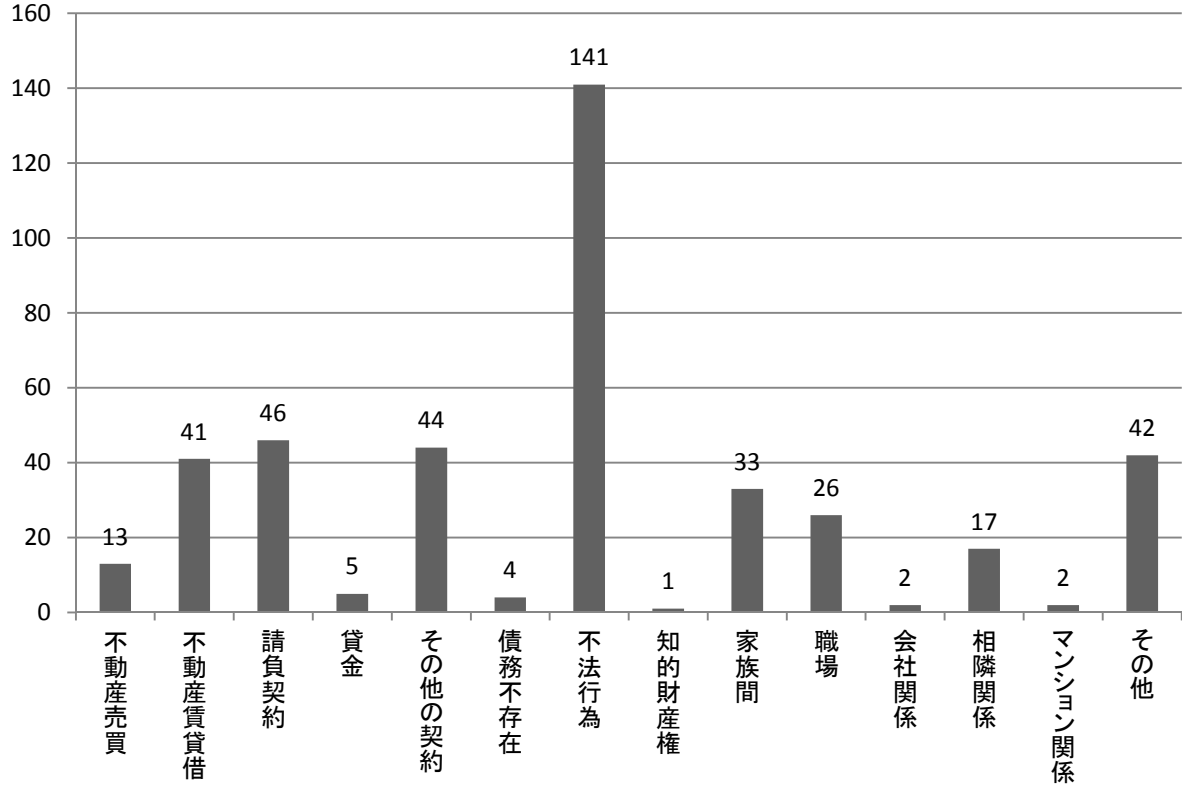

③ 不法行為を巡る紛争の内容

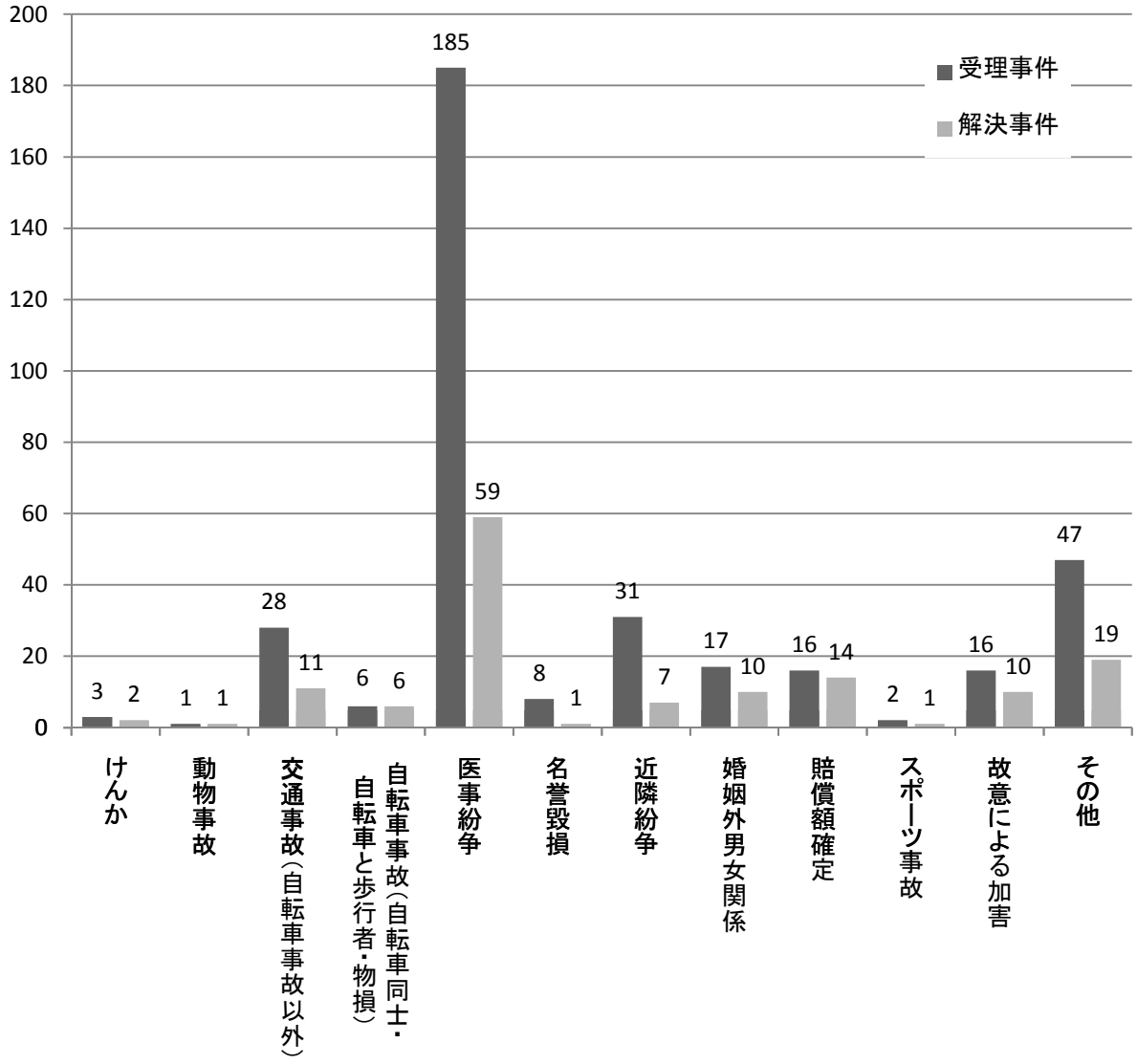

4-(1)表 専門ADR受理事件

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
1 医療ADR	26	28	0	38	4	1	10	0	3	44	1	0	0	4	0	0	0	5	2	3	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	183
一般医療（産科含む）	22	17		29	3		9		3	26				2				3	1	3	7	1	1											3			130
歯科	4	11		6						9				1				1	1		1	1															35
美容整形				1			1			2	1																										5
柔道整復																		1																			1
介護事故				2	1	1				5																											9
その他										2				1																							3
2 金融ADR	3	1	1	10	2	0	4	1	0	5	0	1	0	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	38
デリバティブ損失を巡る紛争				5																	1													1			7
その他の金融商品による損失を巡る紛争				1	1		2			1				1	2																						8
説明・顧客対応を巡る紛争	1	1			1		2	1		2		1		1	1													1									12
その他	2		1	4						2				1																					1		11
3 国際家事ADR（外務省委託事業のみ	1	3	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		0	10
子の返還	1	2		1			1																														5
面会交流		1		1						1																							2				5
4 災害ADR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	0	0	0	0	0	79
震災																					4								75								79
その他																																					0
合計	30	32	1	50	6	1	15	1	3	50	1	1	0	7	3	0	0	5	2	3	13	2	1	0	0	0	0	1	75	0	0	0	2	4	1	0	310

4-(2)表 専門ADR解決事件

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	合計
1 医療ADR	7	6	0	17	1	1	1	0	0	11	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	56
一般医療（産科含む）	5	6		11		1	1			3	1							2			3	1															34
歯科	2			3						4	1																								1		11
美容整形				1						3	1							1																			6
柔道整復																																					0
介護事故				2	1																1																4
その他										1																											1
2 金融ADR	1	2	0	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
デリバティブ損失を巡る紛争				3																	1													1			5
その他の金融商品による損失を巡る紛争															2																						2
説明・顧客対応を巡る紛争		2				1	1																														4
その他	1									1																											2
3 国際家事ADR（外務省委託事業のみ	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
子の返還							1																														1
面会交流	1									2																											3
4 災害ADR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	23
震災																					1								22								23
その他																																					0
合計	9	8	0	20	1	2	3	0	0	14	3	0	0	0	2	0	0	3	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	73

5-(1)表 解決事件の紛争の規模別分類

	30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 1000万円以下	1000万円超 1億円以下	1億円超	合計
第二東京	9	4	4	3	3	0	23
	39.1%	17.4%	17.4%	13.0%	13.0%	0.0%	100.0%
大阪・民	14	18	16	3	3	0	54
	25.9%	33.3%	29.6%	5.6%	5.6%	0.0%	100.0%
新潟県	0	0	0	1	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
東京	6	12	10	3	7	0	38
	15.8%	31.6%	26.3%	7.9%	18.4%	0.0%	100.0%
広島	0	0	0	0	2	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
神奈川県	3	1	0	1	0	0	5
	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
第一東京	2	2	0	0	2	0	6
	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
埼玉	1	1	0	0	0	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岡山	5	1	6	3	1	0	16
	31.3%	6.3%	37.5%	18.8%	6.3%	0.0%	100.0%
愛知県	31	14	21	13	5	0	84
	36.9%	16.7%	25.0%	15.5%	6.0%	0.0%	100.0%
西三河	1	4	5	2	3	0	15
	6.7%	26.7%	33.3%	13.3%	20.0%	0.0%	100.0%
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
石見	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
京都	3	7	2	2	0	0	14
	21.4%	50.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
兵庫県	1	1	1	0	0	0	3
	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
奈良	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
天神	2	3	0	1	0	0	6
	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
北九州	1	2	0	0	0	0	3
	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
札幌	3	1	1	0	0	0	5
	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
仙台	13	15	8	10	2	0	48
	27.1%	31.3%	16.7%	20.8%	4.2%	0.0%	100.0%
久留米	0	3	0	0	0	0	3
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
山形県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
静岡県	2	0	0	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
福島県	0	4	0	0	1	0	5
	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
富山県	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
熊本県	8	12	6	1	0	0	27
	29.6%	44.4%	22.2%	3.7%	0.0%	0.0%	100.0%
金沢	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
滋賀	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
山口県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
沖縄	3	4	2	0	0	0	9
	33.3%	44.4%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
群馬	3	1	1	0	0	0	5
	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
和歌山	35	1	1	1	0	0	38
	92.1%	2.6%	2.6%	2.6%	0.0%	0.0%	100.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	146	112	86	44	29	0	417
	35.0%	26.9%	20.6%	10.6%	7.0%	0.0%	100.0%

※各センター下段の比率は、各センターの合計数との比較

5-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模別分類

① 全センター

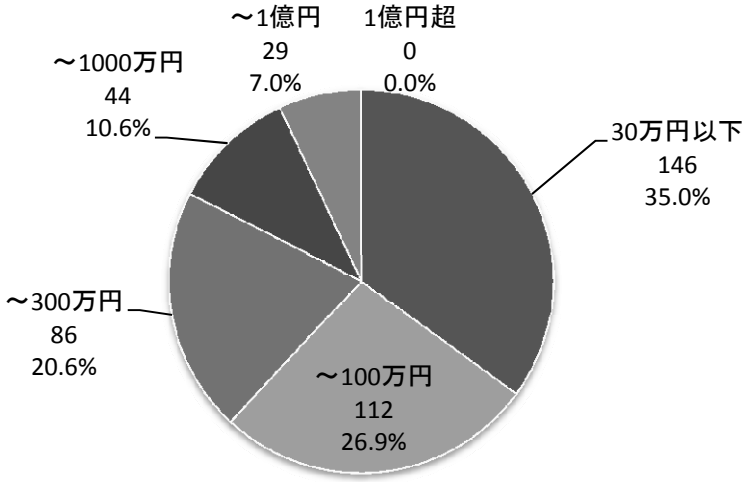

② センター別

30万円以下	～100万円	～300万円	～1000万円	～1億円	1億円超	
9	4	4	3	3	0	第二東京
14	18	16	3	3	0	大阪・民
0	0	0	1	0	0	新潟県
6	12	10	3	7	0	東京
0	0	0	0	2	0	広島
3	1	0	1	0	0	神奈川県
2	2	0	0	2	0	第一東京
1	1	0	0	0	0	埼玉
5	1	6	3	1	0	岡山
31	14	21	13	5	0	愛知県
1	4	5	2	3	0	西三河
0	0	0	0	0	0	岐阜県
0	0	0	0	0	0	石見
3	7	2	2	0	0	京都
1	1	1	0	0	0	兵庫県
0	0	0	0	0	0	山梨県
0	0	1	0	0	0	奈良
2	3	0	1	0	0	天神
1	2	0	0	0	0	北九州
3	1	1	0	0	0	札幌
13	15	8	10	2	0	仙台
0	3	0	0	0	0	久留米
0	0	0	0	0	0	愛媛
0	0	0	0	0	0	山形県
2	0	0	0	0	0	静岡県
0	0	0	0	0	0	鹿児島県
0	4	0	0	1	0	福島県
0	0	1	0	0	0	富山県
8	12	6	1	0	0	熊本県
0	0	0	0	0	0	金沢
0	1	0	0	0	0	滋賀
0	0	0	0	0	0	山口県
3	4	2	0	0	0	沖縄
3	1	1	0	0	0	群馬
35	1	1	1	0	0	和歌山
0	0	0	0	0	0	栃木県

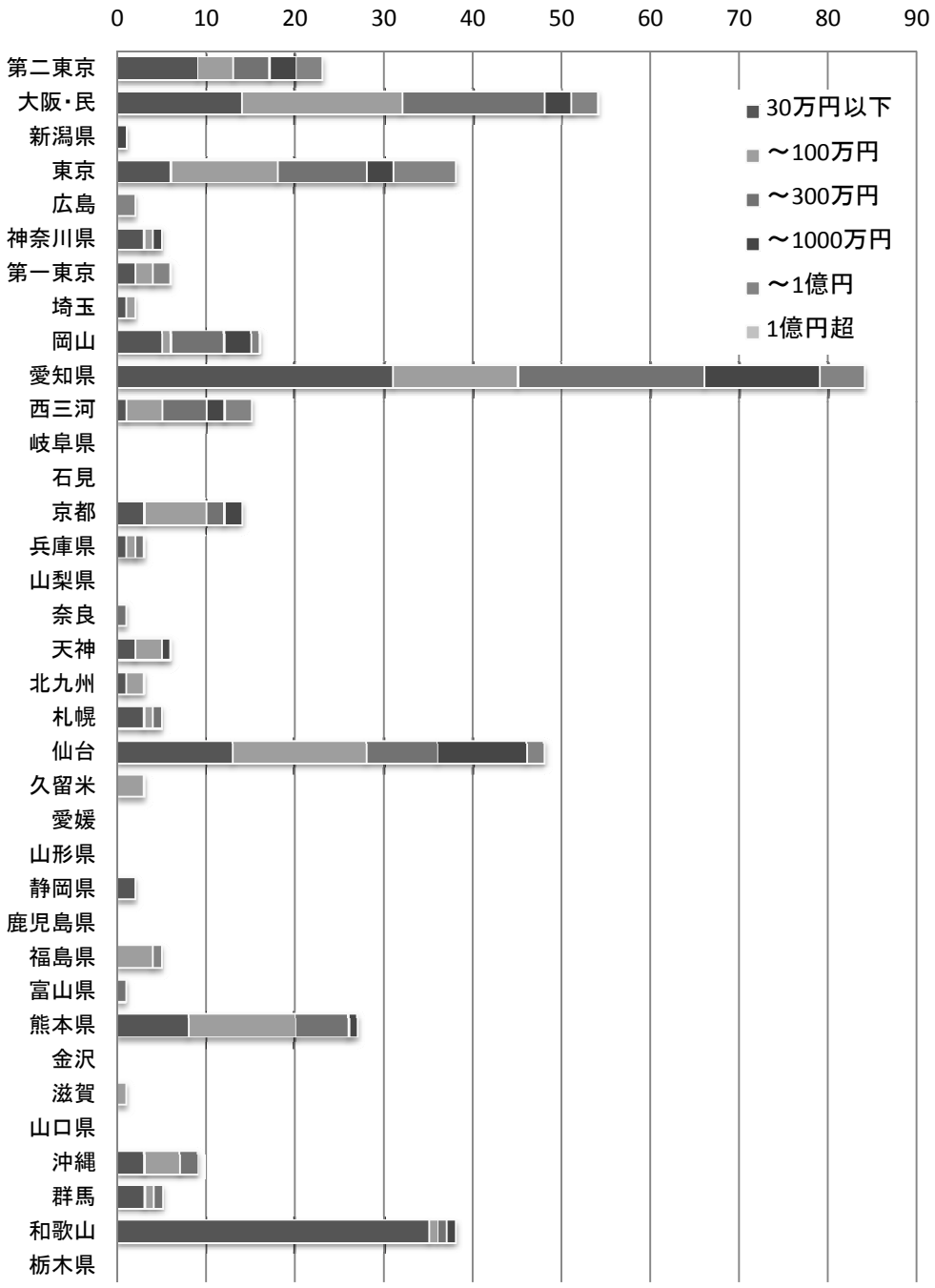

6－(1)表 解決事件の審理期間等

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	全国
解決件数	23	54	1	38	2	5	6	2	16	84	15	0	0	14	3	0	1	6	3	5	48	3	0	0	2	0	5	1	27	0	1	0	9	5	38	0	417
1 審理期間 （単位：日）																																					
①平均	183.2	137.6	22.0	57.1	157.0	175.8	121.8	334.5	153.4	195.0	186.4	－	－	89.7	52.3	－	192.0	199.3	41	50.6	132.4	73.0	－	－	54.5	－	131.8	60.0	81.0	－	55.0	－	41.4	60.0	226.5	－	※1 120.9 ※2 143.5
②最短	40	43	22	16	89	40	77	134	30	33	48	－	－	18	47	－	192	99	17	21	21	49	－	－	37	－	44	60	35	－	55	－	23	30	115	－	16
③最長	599	567	22	231	225	367	160	535	407	1143	664	－	－	243	61	－	192	398	53	74	911	121	－	－	72	－	293	60	218	－	55	－	106	120	251	－	1143
2 審理回数 （単位：回）																																					
①平均	3.9	3.2	3	3.4	3	2.4	3	5	3.1	5	3.8	－	－	3.3	2.6	－	6	3	2	1.8	3.3	3	－	－	2	－	3.2	2	2.5	－	2.0	－	1.6	3	1.4	－	※1 3.0 ※2 3.2
②最短	1	1	3	1	2	2	2	3	1	1	1	－	－	1	2	－	6	2	1	1	1	3	－	－	1	－	0	2	1	－	2	－	1	1	1	－	0
③最長	15	9	3	10	4	3	5	7	7	17	7	－	－	6	3	－	6	4	2	2	9	3	－	－	3	－	9	2	5	－	2	－	4	4	7	－	17
3 紛争の価額 （単位：千円）																																					
①平均	5,207	3,240	4,000	738	22,454	1,198	12,120	448	3,260	3,015	3,139	－	－	1,500	558	－	1,197	2,010	483	606	2,555	580	－	－	72	－	3,662	1,250	996	－	800	－	894	1,110	250	－	※1 2,865 ※2 2353.5
②最小	40	50	4,000	50	20,909	0	100	300	70	45	300	－	－	50	300	－	1,197	7	200	71	50	500	－	－	20	－	350	1,250	20	－	800	－	0	300	0	－	0
③最大	50,000	55,000	4,000	75,000	24,000	5,345	60,000	596	11,000	38,030	29,000	－	－	7,000	1,050	－	1,197	9,000	750	2,000	31,000	739	－	－	123	－	16,200	1,250	6,500	－	800	－	2,040	2,660	5,000	－	75,000

※1：各センターの数値の和を解決事件のあるセンターの数で除したもの。
※2：各センターの平均値×解決件数の和を総解決件数で除したもの。

6-(2)グラフ 解決事件の審理期間等

① 審理期間（単位：日）

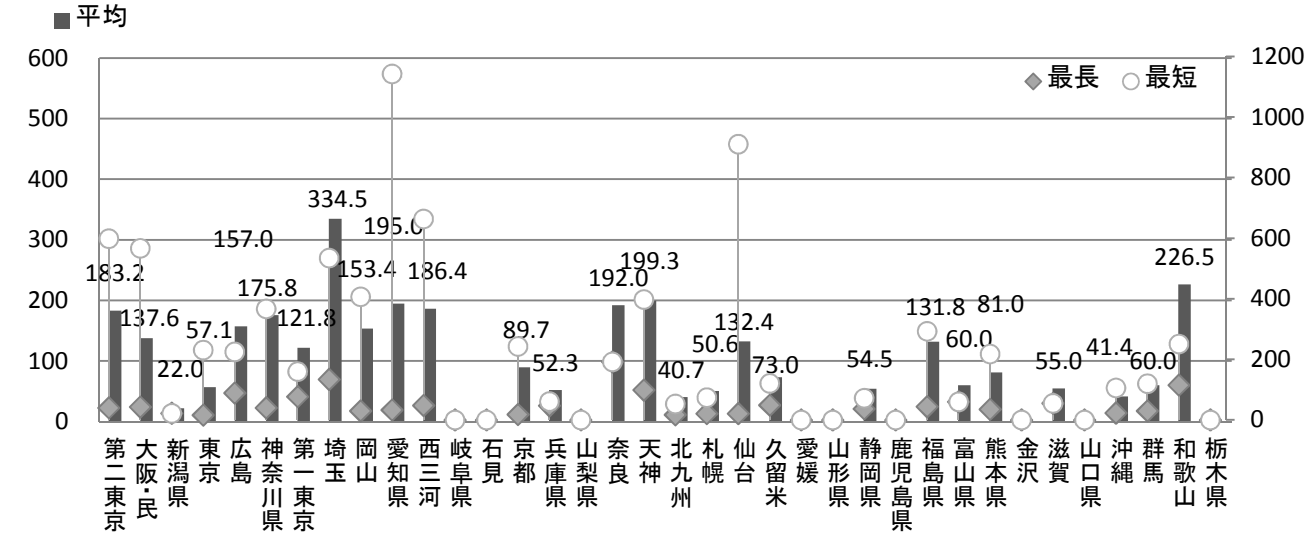

② 審理回数（単位：回）

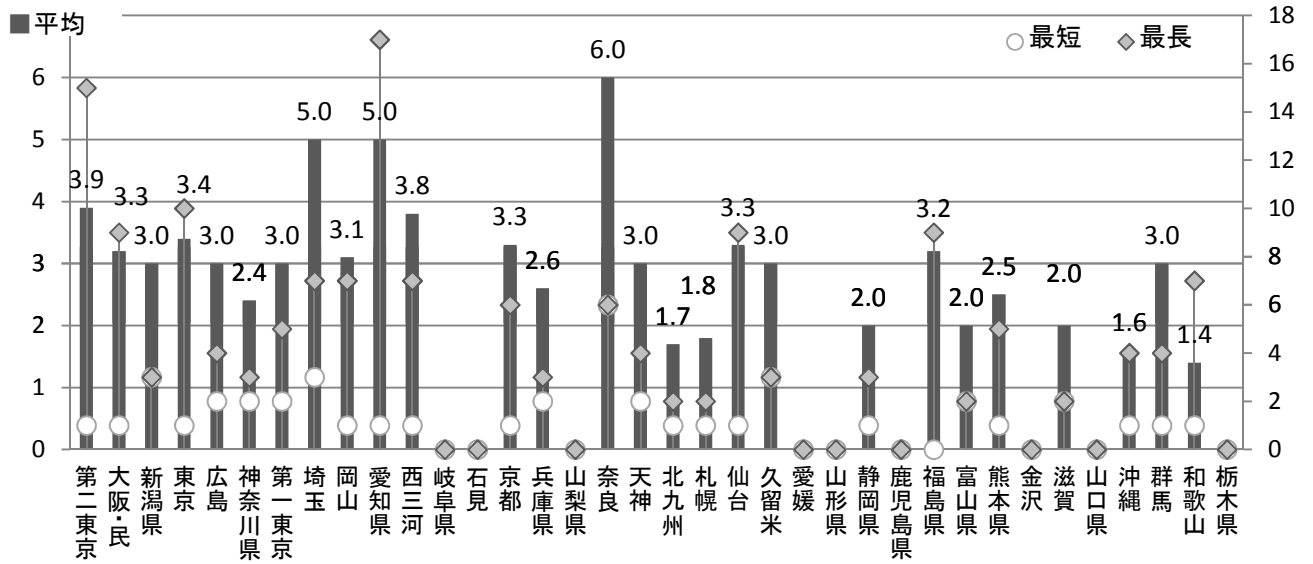

③ 紛争の価額の平均額（単位：千円）

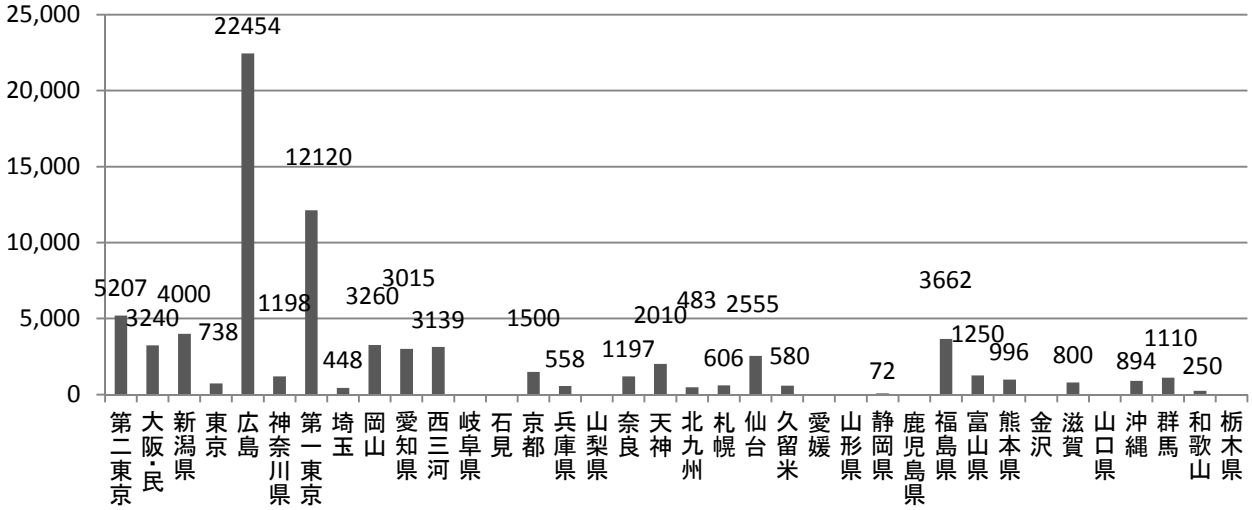

7-(1)表 代理人選任率

1 受理事件と弁護士の関与の関係

	受理件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	88	43	48.9%	48	54.5%	16	18.2%	11	12.5%	29	33.0%	32	36.4%	85
大阪・民	153	112	73.2%	113	73.9%	25	16.3%	24	15.7%	16	10.5%	88	57.5%	81
新潟県	3	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	3
東京	103	59	57.3%	59	57.3%	16	15.5%	16	15.5%	28	27.2%	43	41.7%	88
広島	7	3	42.9%	3	42.9%	1	14.3%	1	14.3%	3	42.9%	2	28.6%	8
神奈川県	13	8	61.5%	11	84.6%	4	30.8%	1	7.7%	1	7.7%	7	53.8%	7
第一東京	22	8	36.4%	10	45.5%	4	18.2%	2	9.1%	10	45.5%	6	27.3%	26
埼玉	10	6	60.0%	9	90.0%	3	30.0%	0	0.0%	1	10.0%	6	60.0%	5
岡山	40	16	40.0%	23	57.5%	11	27.5%	4	10.0%	13	32.5%	12	30.0%	41
愛知県	212	59	27.8%	94	44.3%	62	29.2%	27	12.7%	91	42.9%	32	15.1%	271
西三河	28	10	35.7%	15	53.6%	7	25.0%	2	7.1%	11	39.3%	8	28.6%	31
岐阜県	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
石見	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
京都	40	18	45.0%	23	57.5%	11	27.5%	6	15.0%	11	27.5%	12	30.0%	39
兵庫県	12	9	75.0%	8	66.7%	0	0.0%	1	8.3%	3	25.0%	8	66.7%	7
山梨県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
奈良	3	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	5
天神	13	4	30.8%	7	53.8%	4	30.8%	1	7.7%	5	38.5%	3	23.1%	15
北九州	7	4	57.1%	3	42.9%	1	14.3%	2	28.6%	2	28.6%	2	28.6%	7
札幌	19	15	78.9%	13	68.4%	2	10.5%	4	21.1%	2	10.5%	11	57.9%	10
仙台	122	64	52.5%	83	68.0%	36	29.5%	17	13.9%	22	18.0%	47	38.5%	97
久留米	11	2	18.2%	5	45.5%	5	45.5%	2	18.2%	4	36.4%	0	0.0%	15
愛媛	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
山形県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
静岡県	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	0
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
福島県	8	5	62.5%	2	25.0%	0	0.0%	3	37.5%	3	37.5%	2	25.0%	9
富山県	2	1	50.0%	1	50.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
熊本県	86	76	88.4%	72	83.7%	6	7.0%	10	11.6%	4	4.7%	66	76.7%	24
金沢	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
滋賀	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	2
山口県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
沖縄	20	10	50.0%	17	85.0%	8	40.0%	1	5.0%	2	10.0%	9	45.0%	13
群馬	9	4	44.4%	5	55.6%	2	22.2%	1	11.1%	3	33.3%	3	33.3%	9
和歌山	44	37	84.1%	39	88.6%	3	6.8%	1	2.3%	4	9.1%	36	81.8%	12
栃木県	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
合計	1093	591	54.1%	681	62.3%	230	21.0%	140	12.8%	272	24.9%	451	41.3%	914

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(1)表 代理人選任率

2 解決事件と弁護士の関与の関係

	解決件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	23	9	39.1%	10	43.5%	3	13.0%	2	8.7%	11	47.8%	7	30.4%	27
大阪・総	54	36	66.7%	32	59.3%	9	16.7%	13	24.1%	9	16.7%	23	42.6%	40
新潟県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
東京	38	22	57.9%	14	36.8%	0	0.0%	8	21.1%	16	42.1%	14	36.8%	40
広島	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	4
神奈川県	5	3	60.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	1	20.0%	2	40.0%	4
第一東京	6	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	11
埼玉	2	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	3
岡山	16	3	18.8%	6	37.5%	5	31.3%	2	12.5%	8	50.0%	1	6.3%	23
愛知県	84	15	17.9%	21	25.0%	16	19.0%	10	11.9%	53	63.1%	5	6.0%	132
西三河	15	5	33.3%	2	13.3%	0	0.0%	3	20.0%	10	66.7%	2	13.3%	23
岐阜県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
石見	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
京都	14	6	42.9%	9	64.3%	4	28.6%	1	7.1%	4	28.6%	5	35.7%	13
兵庫県	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
山梨県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
奈良	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
天神	6	2	33.3%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%	0	0.0%	9
北九州	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	4
札幌	5	4	80.0%	4	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%	4	80.0%	2
仙台	48	16	33.3%	24	50.0%	12	25.0%	4	8.3%	20	41.7%	12	25.0%	56
久留米	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	5
愛媛	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山形県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
静岡県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
福島県	5	3	60.0%	1	20.0%	0	0.0%	2	40.0%	2	40.0%	1	20.0%	6
富山県	1	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
熊本県	27	22	81.5%	18	66.7%	3	11.1%	7	25.9%	2	7.4%	15	55.6%	14
金沢	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
滋賀	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
山口県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
沖縄	9	5	55.6%	7	77.8%	3	33.3%	1	11.1%	1	11.1%	4	44.4%	6
群馬	5	1	20.0%	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%	2	40.0%	1	20.0%	6
和歌山	38	34	89.5%	36	94.7%	2	5.3%	0	0.0%	2	5.3%	34	89.5%	6
栃木県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
合計	417	193	46.3%	198	47.5%	63	15.1%	60	14.4%	159	38.1%	135	32.4%	441

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

① 全センター

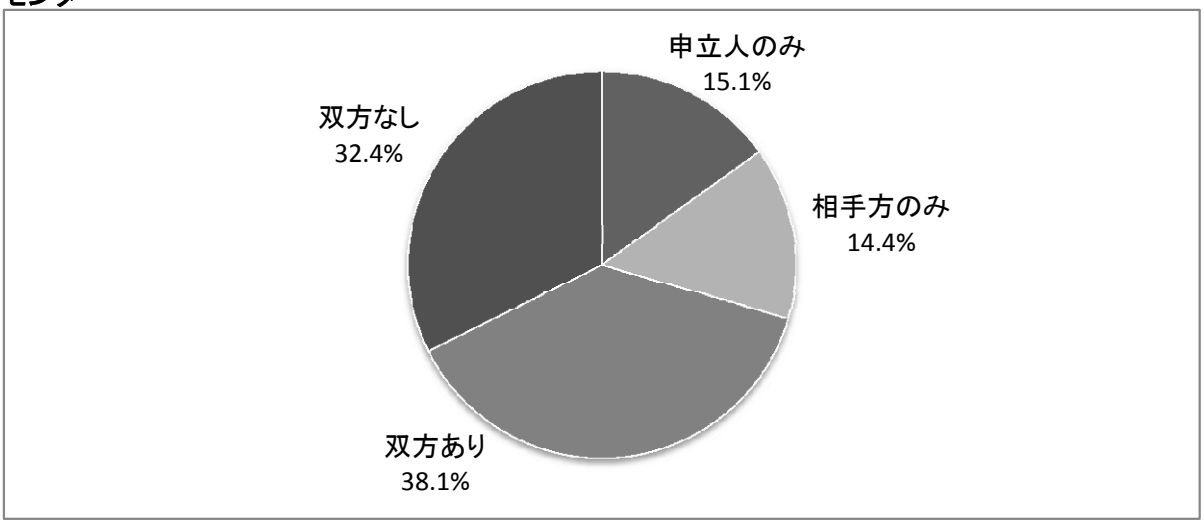

② センター別

第二東京

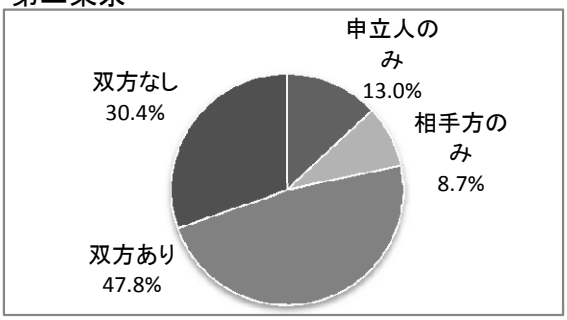

大阪（公益社団法人民間総合調停センター）

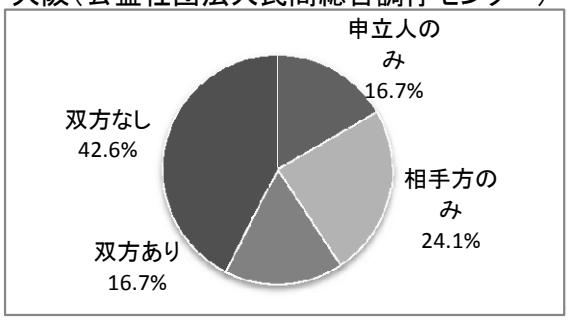

新潟県

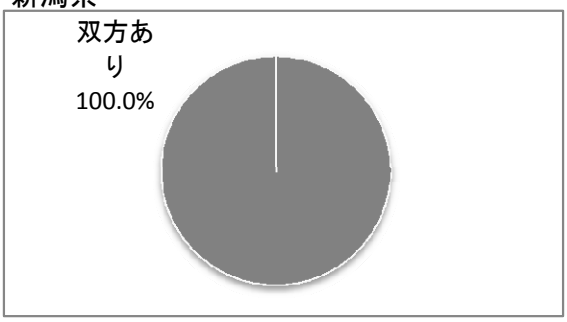

東京

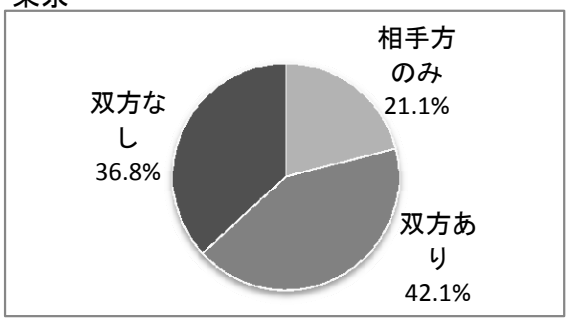

広島

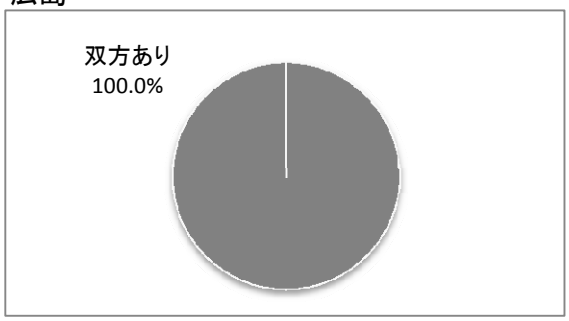

神奈川県

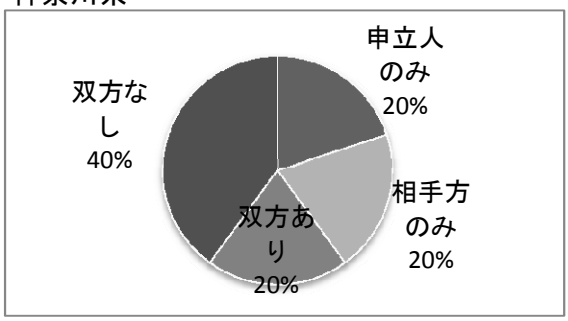

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

第一東京

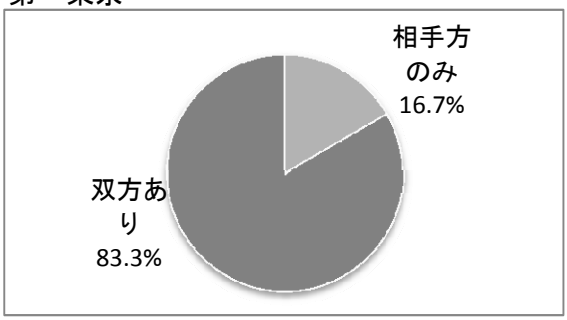

埼玉

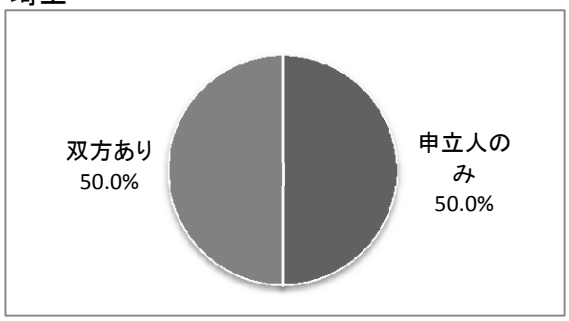

岡山

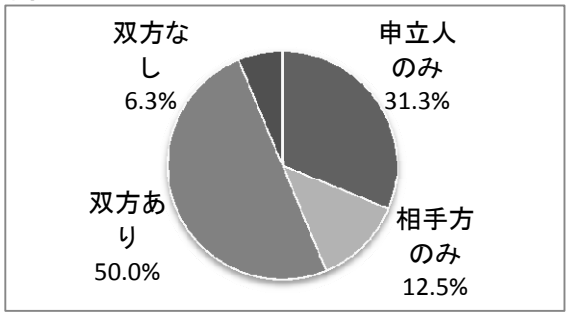

愛知県

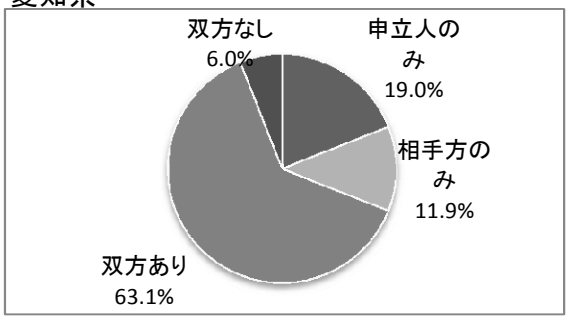

西三河

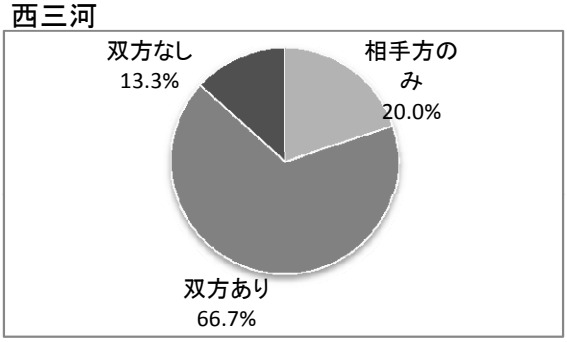

京都

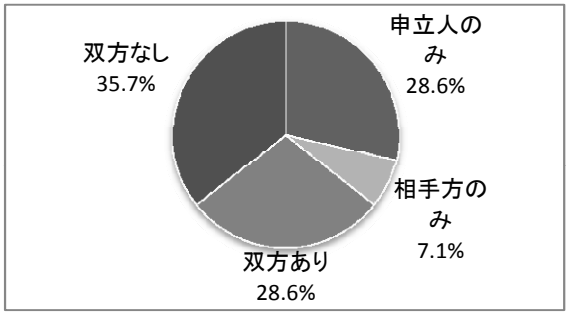

兵庫県

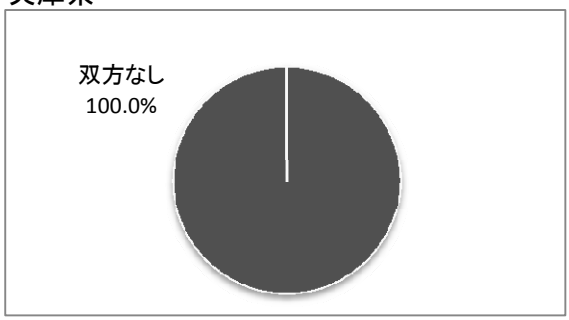

奈良

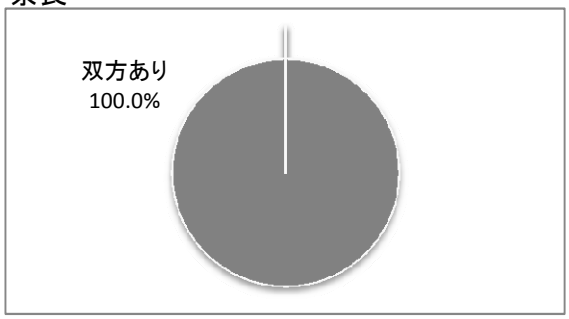

天神

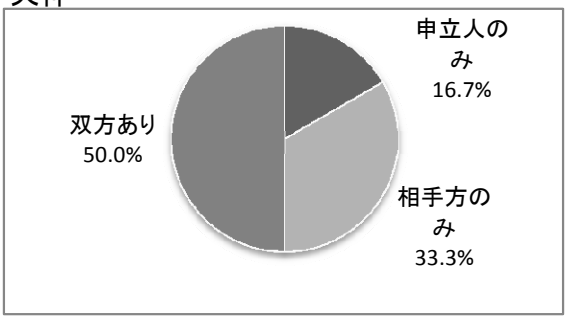

北九州

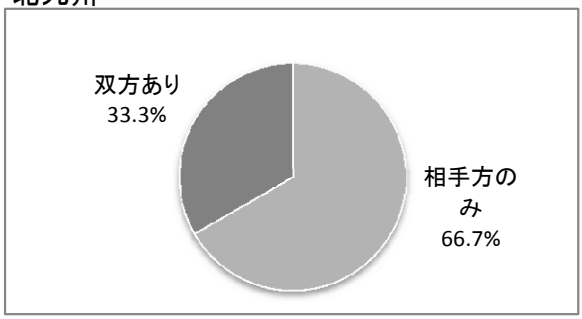

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

札幌

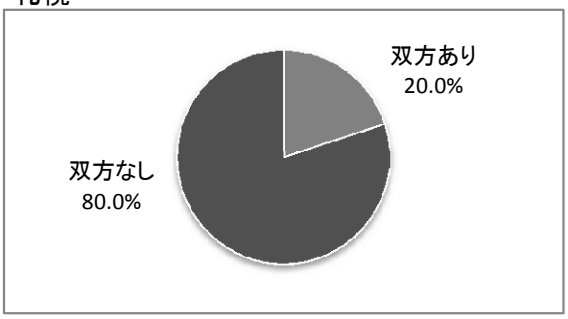

仙台

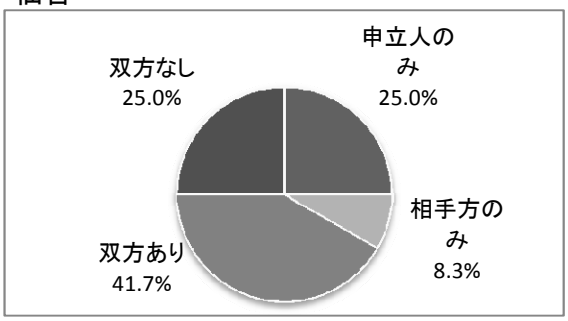

久留米

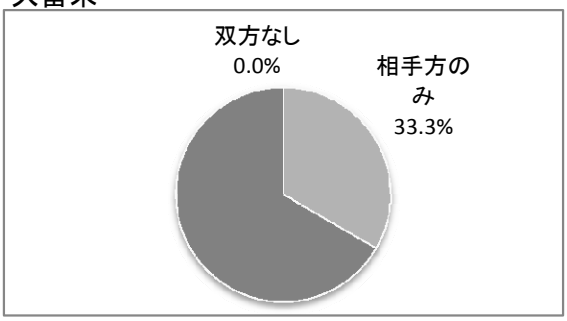

静岡県

福島県

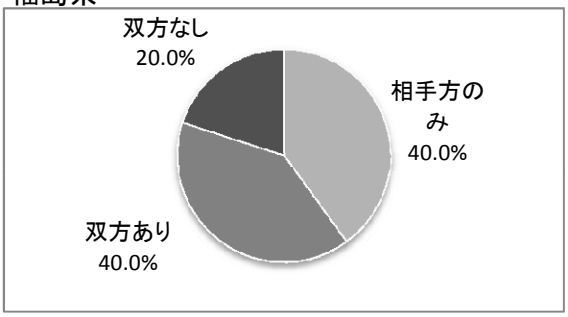

富山県

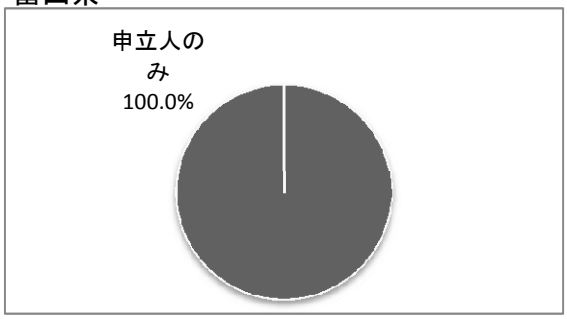

熊本県

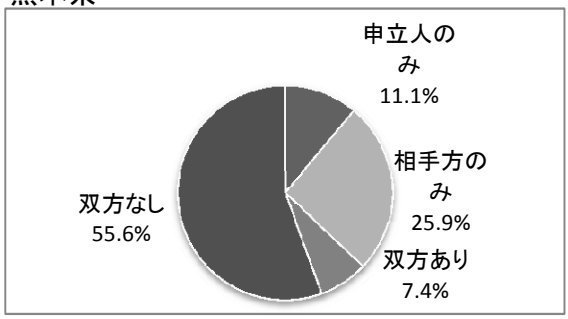

滋賀県

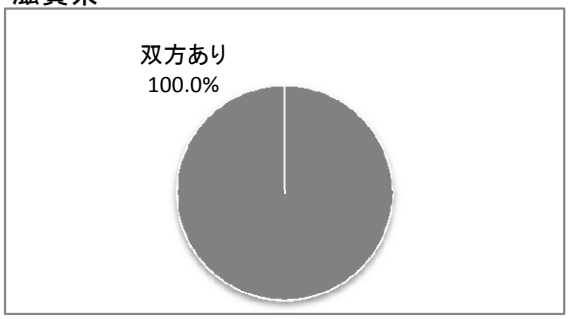

沖縄

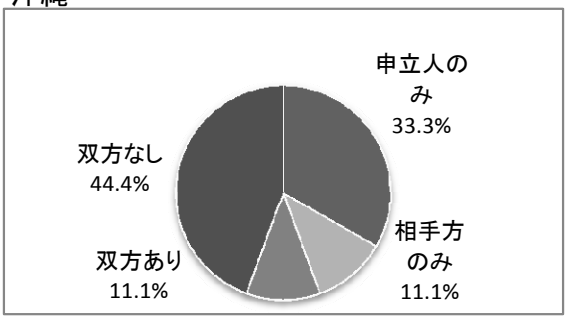

群馬

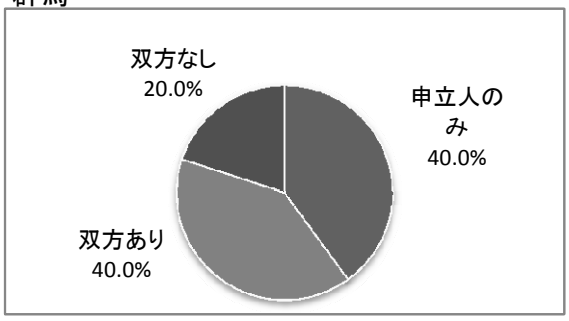

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

和歌山

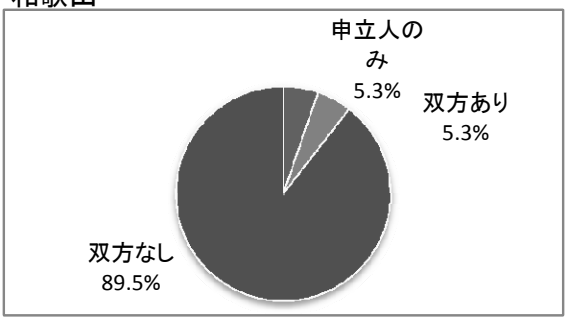

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

①30万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	9		2	1	6	4
大阪・民	14	3	2	2	7	9
新潟県	0					0
東京	6		2		4	2
広島	0					0
神奈川県	3	1	1		1	2
第一東京	2		1	1		3
埼玉	1	1				1
岡山	5	1	1	2	1	6
愛知県	31	5	5	20	1	50
西三河	1			1		2
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	3	1			2	1
兵庫県	1				1	0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	2			2		4
北九州	1		1			1
札幌	3			1	2	2
仙台	13	1	1	5	6	12
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	2				2	0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	8		1		7	1
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	3				3	0
群馬	3	2			1	2
和歌山	35	1			34	1
栃木県	0					
合計	146	16	17	35	78	103
弁護士関与率	－	11.0%	11.6%	24.0%	－	35.3%

②30万円超100万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	4	1		2	1	5
大阪・民	18		6	4	8	14
新潟県	0					0
東京	12		4	5	3	14
広島	0					0
神奈川県	1				1	0
第一東京	2			2		4
埼玉	1			1		2
岡山	1			1		2
愛知県	14	2	2	8	2	20
西三河	4		3	1		5
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	7	2	1	1	3	5
兵庫県	1				1	0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	3	1	2			3
北九州	2		1	1		3
札幌	1				1	0
仙台	15	3	2	6	4	17
久留米	3		1	2		5
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	4		2	1	1	4
富山県	0					0
熊本県	12	2	3		7	5
金沢	0					0
滋賀	1			1		2
山口県	0					0
沖縄	4	1	1	1	1	4
群馬	1			1		2
和歌山	1	1				1
栃木県	0					0
合計	112	13	28	38	33	117
弁護士関与率	－	11.6%	25.0%	33.9%	－	52.2%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

③100万円超300万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	4	1		3		7
大阪・民	16	3	5		8	8
新潟県	0					0
東京	10		1	3	6	7
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	6	3		3		9
愛知県	21	6	3	11	1	31
西三河	5			4	1	8
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	2	1		1		3
兵庫県	1				1	0
山梨県	0					0
奈良	1			1		2
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	1				1	0
仙台	8	5		2	1	9
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	1	1				1
熊本県	6	3	1		2	4
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	2	2				2
群馬	1			1		2
和歌山	1			1		2
栃木県	0					
合計	86	25	10	30	21	95
弁護士関与率	－	29.1%	11.6%	34.9%	－	55.2%

④300万円超1000万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	3			3		6
大阪・民	3	1		2		5
新潟県	1			1		2
東京	3			3		6
広島	0					0
神奈川県	1			1		2
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	3	1	1	1		4
愛知県	13	1		11	1	23
西三河	2			2		4
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	2			2		4
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	1			1		2
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	10	3	1	5	1	14
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	1	1				1
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	1			1		2
栃木県	0					0
合計	44	7	2	33	2	75
弁護士関与率	－	15.9%	4.5%	75.0%	－	85.2%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

⑤1000万円超1億円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	3	1		2		5
大阪・民	3	2		1		4
新潟県	0					0
東京	7		1	5	1	11
広島	2			2		4
神奈川県	0					0
第一東京	2			2		4
埼玉	0					0
岡山	1			1		2
愛知県	5	2		3		8
西三河	3			2	1	4
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	2			2		4
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	1			1		2
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
栃木県	0					0
合計	29	5	1	21	2	48
弁護士関与率	−	17.2%	3.4%	72.4%	−	82.8%

⑥1億円超	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	0					0
大阪・民	0					0
新潟県	0					0
東京	0					0
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	0					0
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	0					0
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
栃木県	0					0
合計	0	0	0	0	0	0
弁護士関与率	−	−	−	−	−	−

8-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

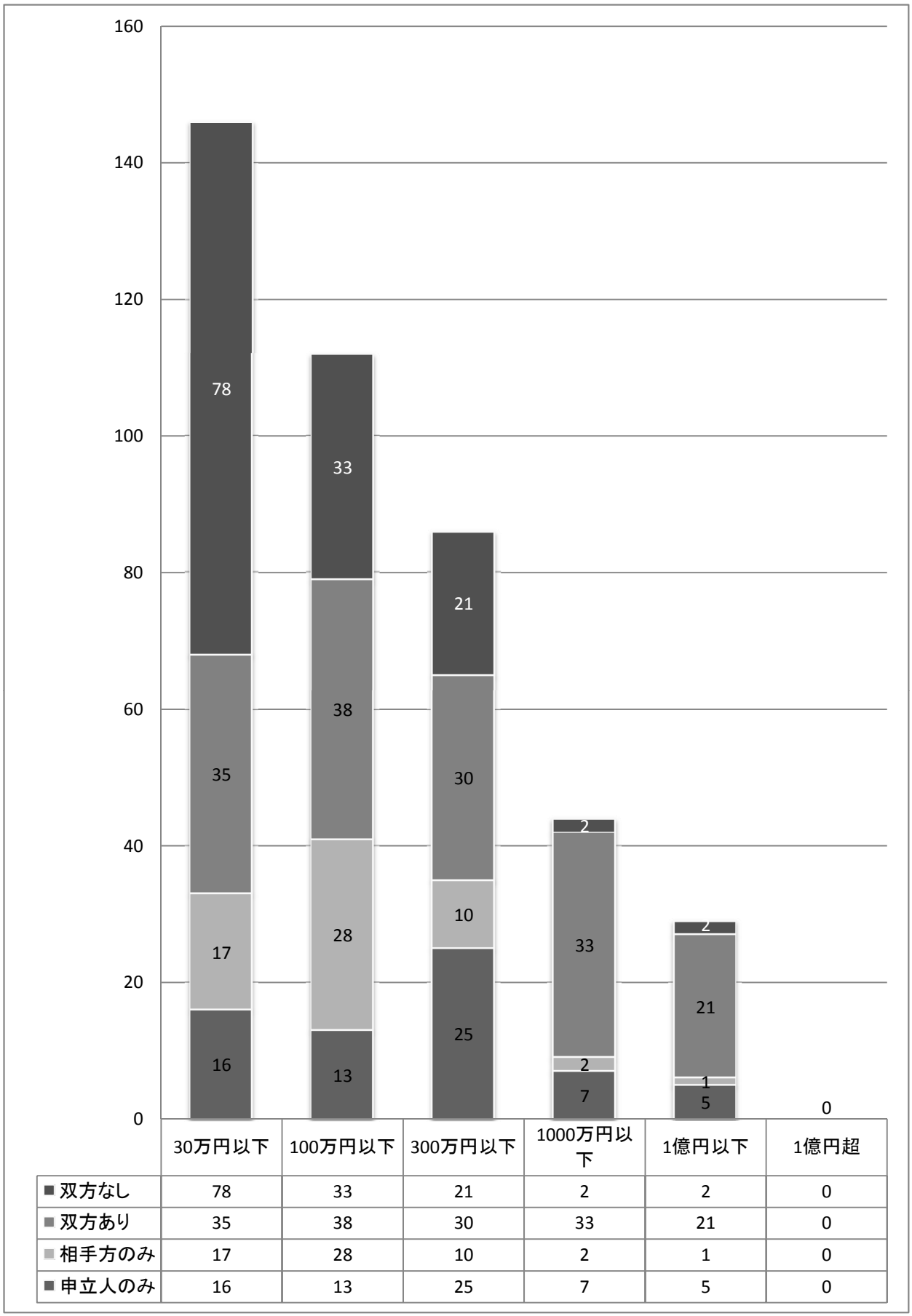

9表 解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数

	解決件数	①合議事件		②専門家関与		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	23	10	43.5%	1	4.3%	18	78.3%
大阪・民	54	54	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
新潟県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	38	20	52.6%	1	2.6%	14	36.8%
広島	2	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
神奈川県	5	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%
第一東京	6	3	50.0%	0	0.0%	3	50.0%
埼玉	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	16	3	18.8%	4	25.0%	9	56.3%
愛知県	84	4	4.8%	9	10.7%	0	0.0%
西三河	15	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	0	0	−	0	−	0	−
石見	0	0	−	0	−	0	−
京都	14	2	14.3%	3	21.4%	14	100.0%
兵庫県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	0	0	−	0	−	0	−
奈良	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
天神	6	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	5	3	60.0%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	48	0	0.0%	3	6.3%	19	39.6%
久留米	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	−	0	−	0	−
山形県	0	0	−	0	−	0	−
静岡県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−
福島県	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	27	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
金沢	0	0	−	0	−	0	−
滋賀	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山口県	0	0	−	0	−	0	−
沖縄	9	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
和歌山	38	38	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
栃木県	0	0	−	0	−	0	−
合計	417	143	34.3%	21	5.0%	78	18.7%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。
※岡山弁護士会：補助者選任事件は合議事件件数に含まない

10表 紛争の主体による分類

	①受理事件				②解決事件			
	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計
第二東京	9	56	23	88	5	15	3	23
大阪・民	15	94	44	153	7	37	10	54
新潟県	1	1	1	3	1			1
東京	17	75	11	103	4	30	4	38
広島		7		7		2		2
神奈川県	2	7	4	13	1	2	2	5
第一東京	1	17	4	22	1	2	3	6
埼玉		5	5	10		1	1	2
岡山	5	24	11	40	2	8	6	16
愛知県	19	98	95	212	12	42	30	84
西三河	1	12	15	28		5	10	15
岐阜県		2	1	3				
石見								
京都	1	20	19	40		6	8	14
兵庫県	2	6	4	12		2	1	3
山梨県								
奈良	1	1	1	3			1	1
天神		10	3	13		5	1	6
北九州	1	6		7		3		3
札幌		11	8	19		4	1	5
仙台	11	55	56	122	3	25	20	48
久留米	2	5	4	11		3		3
愛媛		1		1				
山形県			2	2				
静岡県		2	2	4		2		2
鹿児島県								
福島県	1	5	2	8	1	2	2	5
富山県		1	1	2			1	1
熊本県	3	35	48	86	1	9	17	27
金沢	1		1	2				
滋賀	1	1		2	1			1
山口県			1	1				
沖縄	4	6	10	20	2	1	6	9
群馬		6	3	9		4	1	5
和歌山	1	36	7	44	1	35	2	38
栃木県			3	3				
合計	99	605	389	1093	42	245	130	417

参考資料

（1）原発ＡＤＲ 申立件数の結果等（2017 年 7 月 31 日現在）

（2）金融ＡＤＲ 協定申入・締結数一覧（2017 年 7 月末現在）

（3）金融ＡＤＲ 移管・現地調停 協定締結状況一覧（2017 年 7 月末現在）

（4）金融ＡＤＲ 事例紹介（2016 年度）

【参考資料１】
原子力損害賠償紛争解決センター
原発ADR申立件数等(7月31日現在)

申立件数の結果等　（平成29年7月31日現在の取扱状況）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	240	314	307
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	331	336	464
（内訳）																			
和解成立（全部）	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	263	270	384
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	28	35	47
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	40	31	33
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	3,110	3,088	2,931

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申立件数	340	336	322	357	266	385	417	373	434	448	543	549	461	480	420	452	304	393	376
既済件数	457	402	426	379	406	326	432	376	332	370	391	412	568	399	438	453	433	410	421
（内訳）																			
和解成立（全部）	382	340	373	318	361	269	363	330	273	330	351	360	509	353	376	394	387	349	380
和解打切り	44	34	35	45	21	33	46	25	36	28	20	22	33	20	29	28	23	28	19
取下げ	31	28	18	16	24	24	23	21	23	12	20	30	26	26	33	31	23	33	22
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,814	2,748	2,644	2,622	2,482	2,541	2,526	2,523	2,625	2,703	2,855	2,992	2,885	2,966	2,948	2,947	2,818	2,801	2,756

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申立件数	397	394	361	386	443	513	336	413	317	282	321	289	269	309	277	324	327	228	247
既済件数	362	397	315	401	364	439	308	423	391	358	313	392	264	313	329	297	307	291	288
（内訳）																			
和解成立（全部）	313	336	270	350	317	383	270	366	344	325	251	278	228	262	285	240	242	240	230
和解打切り	18	32	21	23	25	20	13	22	11	11	21	81	7	19	10	25	22	12	15
取下げ	31	29	24	28	22	36	25	35	36	22	41	33	29	32	34	32	43	39	43
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,791	2,788	2,834	2,819	2,898	2,972	3,000	2,990	2,916	2,840	2,848	2,745	2,750	2,746	2,694	2,721	2,741	2,678	2,637

	平成28年							平成29年												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
申立件数	274	219	204	198	174	178	144	176	168	250	179	162	159	131						22,629
既済件数	329	246	272	292	273	235	244	197	207	197	183	189	193	172						20,605
（内訳）																				
和解成立（全部）	255	206	217	239	215	188	198	150	155	152	145	136	140	130						16,975
和解打切り	24	11	21	15	23	18	5	19	17	14	14	16	28	11						1,595
取下げ	50	29	34	38	35	29	41	28	35	31	24	37	25	31						2,034
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						1
未済件数累計	2,582	2,555	2,487	2,393	2,294	2,237	2,137	2,116	2,077	2,130	2,126	2,099	2,065	2,024						

センター体制の現状（各月1日現在）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仲介委員	22	128	128	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205	205	206	208
調査官	19	23	23	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91	107	133	140

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
仲介委員	209	209	210	210	211	232	254	254	253	254	256	256	267	276	276	276	279	279	279
調査官	153	166	173	180	184	187	190	193	193	194	193	191	182	184	184	185	190	187	186

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
仲介委員	282	283	282	281	280	280	280	280	279	279	281	279	279	279	278	276	276	276	277
調査官	188	192	190	190	193	186	186	186	182	183	185	188	189	189	186	186	187	177	177

	平成28年							平成29年											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	278	279	279	279	279	278	278	278	278	278	278	278	278	276					
調査官	175	175	175	176	177	184	184	184	187	187	185	186	185	184					

【参考資料２】
金融ADR協定申入・締結数一覧
(7月末現在)

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2017年7月末現在）

	協定申入数			協定締結数			取下げ・解約数		
	個社	団体	合計	個社	団体	合計	個社	団体	合計
東京三会	594	7	601	506	7	513	83	0	83
神奈川県	10	2	12	8	2	10	2	0	2
埼玉	0	2	2	0	2	2	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	5	5	0	2	2	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
長野県	0	1	1	0	0	0	0	0	0
新潟県	2	3	5	0	3	3	1	0	1
大阪	29	1	30	17	1	18	12	0	12
京都	7	1	8	7	1	8	0	0	0
兵庫県	14	1	15	13	1	14	0	0	0
奈良	3	1	4	3	1	4	0	0	0
滋賀	3	1	4	3	1	4	0	0	0
和歌山	0	1	1	0	1	1	0	0	0
愛知県	58	2	60	42	2	44	16	0	16
岐阜県	0	0	0	1	1	2	0	0	0
福井	0	2	2	0	2	2	0	0	0
金沢	1	3	4	1	3	4	0	0	0
富山県	0	3	3	0	3	3	0	0	0
広島	5	2	7	5	2	7	1	0	1
山口県	0	1	1	0	1	1	0	1	1
岡山	11	1	12	11	1	12	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	2	3	5	2	3	5	0	0	0
熊本県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
鹿児島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
沖縄	0	2	2	0	2	2	0	0	0
仙台	2	1	3	2	1	3	0	0	0
福島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	13	3	16	10	3	13	3	0	3
愛媛	5	1	6	4	1	5	1	0	1
合計	**759**	**56**	**815**	**635**	**53**	**688**	**119**	**1**	**120**

【備考】
※大阪：公益社団法人総合紛争解決センターの協定申入れ・締結数
※広島：全国農業協同組合中央会
・農業協同組合（島根県・広島県・山口県）H26年4月1日変更
・信用農業協同組合連合会（同上）（新潟県取り止め）
・農林中央金庫
※和歌山：全農(JA)と協定締結。（2016年12月）
※仙台：金融ADR制度施行前からJAとの協定あり
現在、信用組合東北協会から協定の申し入れがあり、今年度中の締結予定として調整中。
※山形県：金融ADR制度施行前からJAとの協定あり（平成20年12月）

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2017年7月末現在）

	協定締結済団体数	団体名	受諾社数	受託社数合計	備考
東京三会	7	社団法人　全国労働金庫協会	14	792	
		社団法人　全国信用金庫協会	259		
		全国農業協同組合中央会	211		
		全国漁業協同組合連合会	109		
		社団法人　全国信用組合中央協会	152		
		社団法人　資金決済業協会	44		
		社団法人　不動産証券化協会	3		
神奈川県	2	全国農業協同組合中央会	利用店舗は神奈川県に限る	8	神奈川県1県
		一般社団法人関東信用金庫協会	8		
埼玉	2	社団法人関東信用金庫協会	不明	0	
		全国農業協同組合中央会（全国JAバンク相談所）	不明		
栃木県	0				
群馬	2	全国農業協同組合中央会	不明		
		一般社団法人関東信用金庫協会	不明		
静岡県	2	静岡県信用金庫協会	39	39	
		全国農業協同組合中央会			
山梨県	2	全国農業協同組合中央会	13	17	
		関東信用金庫協会	4		
新潟県	3	全国農業協同組合中央会			
		関東信用保証			
		新潟県信用組合協会			
大阪	1	全国農業協同組合中央会	8都道府県		JAからの通知書のとおり，農業協同組合，信用農業協同組合連合会の本部（所）が所在する都道府県において取扱。
京都	1	全国農業協同組合中央会	52	52	
兵庫県	1	全国農業協同組合中央会	5府県	5	
奈良	1	全国農業協同組合中央会			
滋賀	1	JA滋賀	17	17	
和歌山	1	全国農業協同組合中央会		8	
愛知県	2	全国農業協同組合中央会	5府県	20	9府県（宮城県，新潟県，福井県，岐阜県，愛知県，三重県，大阪府，兵庫県，広島県） →5府県（新潟県，福井県，岐阜県，愛知県，三重県）
		一般社団法人東海信用組合	15		
岐阜県	1	全国農業協同組合中央会	8社	8	
福井	2	全国農業協同組合中央会	13	30	
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		
金沢	3	社団法人北陸地区信用金庫協会	17	35	
		石川県医師信用組合	0		
		全国農業協同組合中央会	18		

富山県	3	全国農業協同組合中央会	17	35	※受託社数　44→43→17（2014年4月，新潟県内分が管轄外となり変更）
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		2014年3月報告のとおり
		ほくほくTT証券株式会社	1		
広島	2	全国農業協同組合中央会		11	・農業協同組合（島根県、広島県、山口県） ・信用農業協同組合連合会（同上） ・農林中央金庫 傘下の受諾社数は不明
		中国ブロック信用組合協議会	11		
山口県	1	全国農業協同組合中央会	13	13	
岡山	1	全国農業協同組合中央会	6県		・協定書を取り交わしているのみで、受諾書等はありません。 ・利用する農協の本店が所在する都道府県は、 鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県です。
島根県	0				
福岡県	3	全国農業協同組合中央会	55	88	
		九州北部信用金庫協会	13		
		九州信用組合協会	20		
熊本県	2	南九州信用金庫協会	15	30	
		全国JAバンク相談所	15		
鹿児島県	1	社団法人南九州信用金庫協会	15	15	
沖縄	2	全国農業協同組合中央会			
		沖縄県農業協同組合			
仙台	1	制度施行以前より全国農業協同組合中央会（JAバンク）との協定あり。（なお、本協定については，「協定締結済団体数」欄には反映していない。）			
		信用組合東北協会	15	15	
福島県	1	全国農業協同組合中央会	17	17	
山形県	0	金融ADR制度開始前に全国農業協同組合中央会と協定を締結。（平成20年12月）			
札幌	3	一般社団法人北海道信用金庫協会	23	141	
		全国農業協同組合中央会	111		
		一般社団法人北海道信用組合協会	7		
愛媛	1	全国農業協同組合中央会			

【参考資料３】
金融ADR 移管・現地調停に関する協定書締結状況一覧(7月末現在)

金融ADR 移管・現地調停に関する協定書 締結状況報告

弁護士会ADR設置会	弁護士会ADR未設置会	移管	現地調停
札幌		○	○
	函館		○
	旭川		○
	釧路		○
	青森県		○
	秋田		○
	岩手		○
山形県		○	○
仙台		○	
福島県		○	○
	茨城県		○
栃木県			○
群馬			○
東京			
第一東京			
第二東京			
埼玉		○	
	千葉県		○
神奈川県		○	
山梨県		○	○
静岡県		○	○
新潟県			○
長野県			○
富山県		○	○
金沢		○	○
	福井		○
岐阜県		○	
愛知県		○	
滋賀			○
	三重		○
京都			
大阪			
奈良		○	
和歌山			○
兵庫県		○	○
岡山		○	
広島		○	○
	鳥取県		○
島根県			○
山口県			○
	香川県		○
愛媛県		○	○
	徳島		○
	高知		○
福岡県		○	○
	佐賀県		○
	長崎県		○
熊本県		○	○
	大分県		○
	宮崎県		○
鹿児島県		○	
沖縄			○
34	18	20	39

（2017年7月末現在）

■2016 年度(2016.4-2017.3)

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2015 年 10 月 14 日	
終了年月日	2016 年 4 月 4 日	
紛争の種類・金融商品	預金(払戻請求)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性 2 名	
事案の概要	顧客の立場:	
	預金の一部の所在が不明となり，金融機関に説明を求めたが回答に納得できず，申立てに至る。過去の預金通帳(昭和時代からのもの)を調べても預金の所在は不明であり，これに関する金融機関の説明に納得できない。	
	金融機関の立場:	
	記録がある限りで説明を尽くした。記録が存在していないものについては，消滅時効が完成しており，払戻請求には応じられない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	あっせんの場で金融機関から一応の説明があったことを理由に取下げに至る。	
審理期間・期日回数	審理期間:174 日	期日回数:4 回
代理人	顧客:1 名につきあり，他 1 名なし	金融機関:あり

番号	東京②
申立年月日	2015 年 10 月 16 日
終了年月日	2016 年 10 月 4 日
紛争の種類・金融商品	貸金
金融機関	信用組合
顧客	株式会社
事案の概要	顧客の立場:
	2005 年頃，不動産経営に関する貸金残高約 3 億 5000 万円について，分割弁済し，10 年後に一括弁済する旨の合意書を作成し，融資条件の変更を行った。ただし，この一括弁済の合意は形式的なものでしかなく，同時に，10 年後に残債務について貸金取引を継続し，更に条件を変更

	する旨の覚書も作成していた。この覚書に従い，10 年後に，金利の見直し等について金融機関と協議しようとしたところ，突然一括弁済を請求された。10 年前の合意と異なるので，一括弁済請求には応じられない。	
	金融機関の立場：	
	一括弁済を求めたのは，申立人が確定申告書を提出しないなど相手方による債権管理に非協力的だったからである。申立人が協力することを条件とした貸金の継続及び条件変更の協議に応じる用意はある。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	融資条件について協議する中，申立人の不動産物件の任意売却ができ，弁済により債務が消滅したため，取下げに至る。	
審理期間・期日回数	審理期間：355 日	期日回数：7 回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	東京③	
申立年月日	2016 年 1 月 28 日	
終了年月日	2016 年 10 月 13 日	
紛争の種類・金融商品	貸金（抵当権の抹消）	
金融機関	信用金庫及び信用組合	
顧客	株式会社	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人が所有する不動産に設定されていた相手方の抵当権の抹消請求。抵当権抹消の同意を得て当該不動産を処分し，処分金の一部を相手方に弁済したいが，相手方の同意が得られないため申立てに至る。	
	金融機関の立場：	
	申立人が提案する弁済額は，貸金及び不動産処分予定金額に比して低額に過ぎ，抵当権の抹消には応じられない。また，申立人は，事業継続を条件に抵当権の抹消を求めていたが，実際には廃業することを決定していたようであり，交渉の前提が異なるため，なおさら抵当権の抹消には応じられない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	貸金元金と比較すると低額であることに変わりないものの，申立人が返済額を増額して譲歩したことにより，和解。	
審理期間・期日回数	審理期間：260 日	期日回数：5 回
代理人	顧客：あり	金融機関：信金なし，信組あり

番号	東京④
申立年月日	2016 年 3 月 22 日

終了年月日	2016 年 7 月 11 日	
紛争の種類・金融商品	資金移動（インターネットを利用した資金移動）	
金融機関	資金移動業者	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	海外居住者にインターネットを通じて鞄を売却し，この売却代金の決済のために相手方の資金移動サービスを利用した。鞄を購入者に発送したにもかかわらず，後日，購入者が鞄を受け取っていないと主張し，売却代金を受領できなかったため，この売却代金相当額の損害賠償を求める。	
	金融機関の立場：	
	購入者からのクレームに基づき売却代金を支払わなかったもので，相手方が損害を発生させたものではない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	購入者が商品を受領したか，また，不正なアカウント使用を理由に当該顧客が保護の対象になるかが問題となったが，これらについて相手方は詳細な調査はせず，一定の金員を申立人に支払うこととなり和解に至った。	
審理期間・期日回数	審理期間：112 日	期日回数：2 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑤※現地調停（和歌山弁護士会）
申立年月日	2016 年 6 月 16 日
終了年月日	2016 年 9 月 23 日
紛争の種類・金融商品	預金，出資金及び配当金
金融機関	信用組合
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場：
	預金，出資金及び配当金の支払請求。申立人は，他人名義の預金について，自己が取引したものとして払戻しを請求。
	金融機関の立場：
	申立人の請求は，相手方が某金融機関破綻の際に顧客の預金，出資金及び配当金を承継したとするものであるが，かかる承継の事実は確認できない。
結果	不成立
経過・和解の要点	他人名義の預金の有無並びに相手方の事業承継による出資金及び配当金の承継の有無が問題となるが，いずれも事実確認ができず不成立となる。

審理期間・期日回数	審理期間:100 日	期日回数:1 回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑥※現地調停(青森県弁護士会)	
申立年月日	2016 年 8 月 8 日	
終了年月日	2016 年 12 月 22 日	
紛争の種類・金融商品	預金(口座情報の開示請求)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	相続に関し,被相続人名義の預金口座情報の開示を求める。	
	金融機関の立場:	
	相続に関する事実関係がはっきりしないため,口座情報は開示できない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	開示請求の対象となる預金口座を申立人が相続するかどうかが問題になり,この点についてはっきりしなかったものの,相手方が説明義務を尽くしたとして,取下げに至る。	
審理期間・期日回数	審理期間:137 日	期日回数:2 回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	東京⑦※現地調停(秋田県弁護士会)	
申立年月日	2016 年 9 月 23 日	
終了年月日	2016 年 11 月 1 日	
紛争の種類・金融商品	投資信託	
金融機関	投資助言・代理業者	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人は,相手方との間で毎月定額(10 万円)の積立投資を開始したが,相手方が提携していたファンドが業務停止になったため,積立金の引き出しを申し入れた。しかし,相手方は,一部しか返金に応じないため,残額についても返金を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方は契約を仲介しただけなので,損害賠償を求められる立場にない。また,この契約は解除されていないため,損害は発生していない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	主張の隔たりが大きく不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:40 日	期日回数:1 回

代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑧※現地調停(長野県弁護士会)	
申立年月日	2016 年 9 月 28 日	
終了年月日	2016 年 11 月 24 日	
紛争の種類・金融商品	預金(相続預金の払戻し)	
金融機関	農業協同組合(長野県)	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	共同で相続した預金について相続人間で協議して分割したいと考えていたところ,既に相続人のうち 1 名がその法定相続分について払戻しを受けており,協議ができなくなった。かかる払戻しの相当性について説明を求める。	
	金融機関の立場:	
	本件預金については,家庭裁判所において,判例(最高裁判所昭和 29 年 4 月 8 日判決)に従い,法律上当然に相続分に応じて分割して相続され,遺産分割の対象とはならない旨の審判がなされていたものである。従って,相手方が共同相続人の一人の要求に従いその法定相続分を支払ったことは相当である。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	申立人は,代理人なく遺産分割調停を申し立て,その後,審判を受けたようであり,審判の結果について正確に理解していなかった。さらに,相手方からの払戻しに関する説明も納得できるようなものではなく,申立てに至ったようであった。あっせんの場において,相手方が昭和 29 年最判に従わざるを得ないことなどをあっせん人から説明すると,昭和 29 年最判の結論には納得しなかったものの,相手方の払戻しには問題がないと考えるに至り,取下げに至った。ちなみに,昭和 29 年最判は,平成 28 年 12 月 19 日付け最高裁判所大法廷決定により変更され,預金も遺産分割協議の対象となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:58 日	期日回数:1 回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑨※現地調停(千葉県弁護士会)
申立年月日	2016 年 9 月 30 日
終了年月日	2016 年 11 月 8 日
紛争の種類・金融商品	預金
金融機関	労働金庫

顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	定期預金を作成するため相手方窓口で端数を預け，これを一旦確認後，別途帯封した現金を渡したところ，総額では預金申入れ相当額に対し1万円不足していると言われた。この不足に関する相手方の説明に納得できなかったので，更なる説明を求める。	
	金融機関の立場：	
	端数については窓口で確認したが，帯封された現金についての確認は後方の出納機で確認した。この機械による確認で不足が判明したものである。申立人の申出に基づき，出納機メーカーによる調査，当日のビデオ映像の検証，現金勘定の一致などの調査を尽くした結果，1万円は当初から不足していたものと判断した。かかる点について，既に申立人には説明済みである。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	上記相手方の立場を主張した答弁書を申立人に送付したところ，第1回期日開催前に申立人が取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間：40日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑩※現地調停(岩手県弁護士会)
申立年月日	2016年10月1日
終了年月日	2017年1月12日
紛争の種類・金融商品	貸金
金融機関	労働金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場：
	約30年前，親類を主債務者，申立人を連帯保証人とする貸金の契約を相手方との間で行った。この貸金は，申立人の別の債務の弁済に充当される予定であったが(実際の主債務者は申立人で，親類は名義を貸したのみと主張)，主債務者である親類がこれを当該別の債務の弁済に充当しなかったことにより，申立人には，別の債務及び相手方に対する保証債務が併存することになった。主債務者である親類との間で訴訟をしたが解決できなかった。主債務者である親類が約束どおりに相手方からの貸金で当該別の債務を弁済しなかったことについて，相手方に責任があるので，これに関する損害の賠償を請求したい。
	金融機関の立場：

	貸金が，申立人の別の債務弁済のためであったことは確認していない。また，約 30 年前の貸金に関するもので記録も限られる。調査を尽くしたが，申立人の主張を裏付けるものは見付からず，対応できない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	あっせん人から相手方での更なる調査や協議が困難であることを申立人に説明したところ，申立人は状況を理解し，不成立で終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：104 日	期日回数：2 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑪※現地調停（釧路弁護士会）	
申立年月日	2016 年 11 月 1 日	
終了年月日	2017 年 1 月 13 日	
紛争の種類・金融商品	融資約束反故に関する損害賠償請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	株式会社	
事案の概要	顧客の立場：	
	アパート建設資金の融資について相談したところ，相手方担当者の態度は融資が確実と思わせるものであったので，手付金を支払った。その後，相手方から融資を断られ，アパート建設を断念せざるを得ず，手付金相当額の損害が発生したので，その賠償を求める。	
	金融機関の立場：	
	融資を約束した事実はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	事実主張に隔たりがあり，第 1 回期日で不調となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：74 日	期日回数：1 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①
申立年月日	2016 年 6 月 8 日
終了年月日	2016 年 7 月 20 日
紛争の種類・金融商品	預金口座からの不正送金による被害補償請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場：

	申立人が運営する事業に関し，相手方に開設した預金口座から，インターネットバンキングを介して，3 回にわたり合計約 500 万円が不正送金された。本件は，相手方が定める預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償要件を満たしているので，同基準に従い補償を求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方の Web サービス利用規約によれば，利用者から利用停止の届出がなされる前の送金については，相手方は免責される。また，申立人が主張する補償要件・基準は個人顧客向けのものであり，事業体である申立人には適用されない。本件は補償対象外である。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の見解の差が大きく、不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：43 日	期日回数：1 回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	第一東京②※現地調停（熊本県弁護士会）	
申立年月日	2016 年 7 月 11 日	
終了年月日	2016 年 9 月 26 日	
紛争の種類・金融商品	火災共済に関する説明義務違反による損害賠償請求	
金融機関	地域金融機関	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は，相手方との間で金銭消費貸借契約を締結し，包括質権火災共済に加入した。その後，申立人の所有する家屋は台風により被害を受けたため，申立人は，相手方に対し，上記火災共済による保険金の支払を請求したところ，本件火災共済は火災被害のみを対象としており．風災については見舞金しか出ないといわれた。相手方は，説明義務を怠っていたため，家屋修繕費用（約 100 万円）と見舞金の差額を損害賠償として請求する。	
	金融機関の立場：	
	相手方は，申立人に必要な説明を行っており，申立人は，火災共済契約の当事者として，自ら契約内容を確認すべきであった。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方は申立人に対し不快の念を抱かせたことを謝罪し，解決金 10 万円を支払う。	
審理期間・期日回数	審理期間：78 日	期日回数：2 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	第一東京③※現地調停(栃木県弁護士会)	
申立年月日	2016 年 3 月 3 日	
終了年月日	2016 年 3 月 27 日	
紛争の種類・金融商品	団体信用生命保険に関する損害賠償請求	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人の夫(契約者)は，住宅ローンを相手方に借り換え，申立外生命保険会社が提供する団体信用生命保険に加入した。その後，契約者は重度の障害を負い，高度障害認定による保険金の支払を請求した。相手方が，申立人の子(申立人代理人)に対して保険金が支払われる見込みであり，住宅ローンの完済手続をとる旨の連絡をしたため，申立人は，夫の介護に専念すべく，勤務先に退職を申し出た。ところが，その後，相手方から保険金を支払えないとの連絡があった。これを受けて申立人は退職の申出を撤回したが，職場での人間関係が悪化するなどしたことから，やむを得ず退職する意向である。定年までの収入相当(約 2000 万円)の損害賠償を請求する。	
	金融機関の立場：	
	（相手方から答弁書が提出される前に取り下げられたため，相手方の立場は表明されていない。）	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	第三者機関による再調査の結果，申立外生命保険会社から保険金が支払われることとなり，期日調整段階で取り下げられた。	
審理期間・期日回数	審理期間：25 日	期日回数：0 回
代理人	顧客：なし(ただし，顧客の子が代理)	金融機関：なし

【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京①
申立年月日	2016 年 7 月 19 日
終了年月日	2017 年 3 月 29 日
紛争の種類・金融商品	預金払戻しに関するトラブル
金融機関	大手金融機関
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場：

	亡くなった高齢の親類の預金 1500 万円超がある日一度に引き出されている。親類は，通帳上記録されている払戻日には入院しており，親類が 1 人で同額の預金を引き出したとは考えられない。また，相手方から受領した書類に書かれている筆跡等については偽造の疑いをもっている。	
	金融機関の立場：	
	本件預金払戻手続は適切かつ正当に行われている。記録に基づけば，預金契約者本人が払戻しを行ったと考えられる。また，当時の預金払戻手続上，本人確認義務を尽くしている。したがって，申立てには応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の言い分を丁寧に聴いたが，成立の見込みなし。	
審理期間・期日回数	審理期間：254 日	期日回数：3 回
代理人	顧客：あり（申立時はなし）	金融機関：あり

番号	第二東京②	
申立年月日	2017 年 1 月 24 日	
終了年月日	2017 年 3 月 14 日	
紛争の種類・金融商品	投資顧問契約に関する会費返還請求	
金融機関	投資顧問業者	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場：	
	投資顧問契約として半年間の会費約 15 万円を支払い，レポートの提出や電話連絡による情報提供を受けたが，いずれも小幅に上下するに留まる銘柄や値下がりした銘柄となっている。相手方には会費に見合った情報提供能力がない。相手方に会費の返金を求めたが返金対応をしてもらえなかった。改めて，会費の返還を求める。	
	金融機関の立場：	
	契約締結前に必要な書類は渡した上で，投資顧問契約を締結している。その上で，申立人の意向に沿って，買い推奨の銘柄を伝えたほか，月に二度以上電話での情報提供等を行っており，投資顧問業としての義務は果たしている。また，クーリングオフ期間は既に過ぎている。したがって，返金には応じられない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	約 5 万円の返金で和解。	
審理期間・期日回数	審理期間：50 日	期日回数：1 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【神奈川県弁護士会紛争解決センター】

番号	神奈川県①	
申立年月日	2016 年 2 月 3 日	
終了年月日	2016 年 6 月 2 日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等	
金融機関	大手金融機関	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	被相続人生存時からの預金等に関わる損害が発生したことへの損害賠償と謝罪を求める。	
	金融機関の立場：	
	法定相続人に対する暦年贈与を教示し，かつ，法定相続人名義の預金口座を開設し，死亡時に預金を受け入れていたが，預金の実質上の支配を被相続人がしていたため，払戻しを否定されたものである。この点は，相手方の関知するところではない。その余の点については，事実誤認や顧客として受けられるサービスについての誤解がある。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立書は本人作成のものであったので，あっせん人が相手方に対する求釈明を行い，回答を得た。これに基づき申立人の疑問点を解決しようと試み，一定の効果はあったが，顧客としての全幅の信頼を裏切られたという申立人の気持ちが強いことや，相手方が謝罪文等の提出はできないと断ったため不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：121 日	期日回数：3 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①
申立年月日	2016 年 6 月 27 日
終了年月日	2016 年 12 月 12 日
紛争の種類・金融商品	貯金
金融機関	農業協同組合
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場：
	残高証明書を発行した遺産分割協議前の相続貯金について，法定相続分に応じた支払を求める。
	金融機関の立場：

	申立人の要求は，形式的には法定相続分に応じた貯金の払戻しであるが，主目的は別のところにある。申立人において必要な書類の提出があり，相続関係を確定することができれば，貯金の払戻しに応じる。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張に隔たりが大きく，和解成立が困難であったため終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：169 日	期日回数：3 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【群馬弁護士会紛争解決センター】

番号	群馬①	
申立年月日	2016 年 6 月 10 日	
終了年月日	2016 年 9 月 28 日	
紛争の種類・金融商品	定期貯金	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	領収欄に署名（記名）・押印のない定期貯金証書が手元にあるところ，解約・払戻しを受けた記憶はなく，相手方に対して解約・払戻しをした証拠の提示を何度求めても提示されないので，証書記載の定期貯金の支払を求める。	
	金融機関の立場：	
	定期貯金は，解約・支払済みである。解約書類は保管期限を過ぎ処分済みであるが，マイクロフィッシュの記録からすると，解約済みであることが分かる。	
結果	和解	
経過・和解の要点	第 1 回期日において，相手方が，マイクロフィッシュの記録等それまで申立人に示していなかった関係書類の整理ができたとして持参した。あっせん人が確認・整理したところ，証拠上は解約・払戻し済みであろうと推測されることが判明した。また，相手方の説明から，相手方の商品内容変更に伴う証書切り替えがあり，払戻し時に証書の回収を失念したことが，申立人の手元に領収欄未記入の証書が残った原因であることも判明した。これを受けて，相手方が手続の誤りを謝罪し，一定の謝罪の品を渡すことで，期日において概ね合意した。申立人が高齢かつ遠方在住であったため，具体的な謝罪の方法を当事者間で調整した後，和解契約書を郵送でやり取りして，解決し，相手方が手続についての謝罪と若干の解決金を支払うことを主たる内容とする和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：111 日	期日回数：1 回

代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【新潟県弁護士会示談あっせんセンター】

番号	新潟①	
申立年月日	2017年1月17日	
終了年月日	2017年3月29日	
紛争の種類・金融商品	繰上返済による保証料返還	
金融機関	信用組合	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	繰上返済時に,先払いしていた保証金残金から,解約保証料を回収されたが,相手方から事前に何の説明もなく,約款も受け取っていない。	
	金融機関の立場:	
	約款に基づき,途中解約の場合の解約保証料として25%を回収した。解約保証料については,約款に記載しているとともに,説明を行っている。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	和解条件が折り合わず,不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:72日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【大阪:公益社団法人民間総合調停センター】

番号	民間調停①
申立年月日	2016年7月5日
終了年月日	2016年10月17日
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場:
	申立人名義の定期預金証書(数十万円,預金がされたのは40年以上前)が手元にあるため,払戻しを求める。
	金融機関の立場:
	たまたま証書が残っていたにすぎず,既に払戻し済みと考える。コンピュータ上もデータは残っていない。
結果	和解
経過・和解の要点	仮に裁判になれば,消滅時効の援用により申立人が敗訴する可能性が高い事案であり,諸般の事情を考慮し,相手方は申立人に対し,当該定

	期預金証書に記載された残高の 2 分の 1 を支払うことで和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:105 日	期日回数:3 回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	民間調停②	
申立年月日	2015 年 11 月 30 日	
終了年月日	2016 年 5 月 13 日	
紛争の種類・金融商品	保証債務不存在確認	
金融機関	株式会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人は,申立人の兄弟が借入れを行う際に,申立外銀行から,形だけ保証人となってほしいとの説明を受けたため,数億円の連帯保証契約を締結したものであり,同契約は無効であると考える。	
	金融機関の立場:	
	相手方としては,「形だけ保証人となってほしいとの説明を受けたため連帯保証契約を締結したのであって,同契約は無効である」とする申立人の主張は了承できない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	申立人の経済状況を考慮し,申立人は相手方に対し,債務の一部である数百万円を返済することで和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:166 日	期日回数:4 回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

【京都弁護士会　紛争解決センター】

番号	京都①	
申立年月日	2016 年 6 月 28 日	
終了年月日	2017 年 3 月 14 日	
紛争の種類・金融商品	預金契約の解約及び払戻し請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	相続人である個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	相続人である申立人が被相続人の預金の払戻し(合計約 2000 万円)を請求した事件。被相続人が仮名預金を行っており,名義人との同一性が争点となった。被相続人は,本件預金に関する通帳を全て所持しており,	

	印章についても多数所持していた。これらは，相続人である申立人が遺品整理の中で見つけた。本件預金は，被相続人が亡くなってからの取引はなく，同人以外の預金である可能性は考え難いこと，被相続人は亡くなるまでずっと一人暮らしであり，被相続人が亡くなってから本件預金について何らかの権利主張をしてきた者はいないこと，被相続人にとっては預金することが一種の道楽であり，相手方以外の金融機関に対しても多数の仮名預金をしていたこと（それらは，被相続人の仮名預金であったことが認められて払戻しされていること）などの主張・立証がなされた。	
	金融機関の立場：	
	申立人から根拠として示された事情については，その真偽すら確認できない。本件預金は，名義はもちろん，届出住所や生年月日も被相続人とは異なるところ，なぜそのような名義等を被相続人が使用していたのかなど，被相続人が本件預金の権利者であることの合理的な説明が不十分であり，真偽不明である。よって，払戻しに応じることはできない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人から仮名預金であることの主張・立証があり，相手方からは否認するとの主張があった。申立人が，被相続人が所持していた印章を持っており，その印影と届出の印影が照合されたこと等から同一性が推認されたため，あっせん人から特別調停案を提示した。申立人はこれを受諾したが，相手方は受諾せず，訴訟を提起したため，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：260 日	期日回数：7 回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	京都②
申立年月日	2016 年 7 月 20 日
終了年月日	2016 年 9 月 9 日
紛争の種類・金融商品	損害賠償等請求（投資信託等）
金融機関	証券会社
顧客	個人，男性（70 代後半）
事案の概要	顧客の立場：
	申立人が相手方の提供する金融商品を購入した結果，約 300 万円の損害が発生したことに対し，損害賠償を請求した事案。申立人は高齢であり，物忘れにより通院をしている状態であるため，子が代理人となった。申立人は，損害発生時に商品内容やリスク等について理解していなかった。申立人は，①契約時に説明義務違反があった（証券会社の担当者は商品内容やリスク等について十分に説明を行わなかった），②必ず儲かる等，断定的判断の提供を行った，③適合性の原則に違反した行為があっ

	た(他の銀行の預金を解約させて,リスクが大きく複雑な商品を買わせた)と主張した。	
	金融機関の立場:	
	申立人が主張する事実はない。契約の際には,商品内容やリスク等について説明し,申立人がきちんと理解しているか確認した上で,署名・押印済みの確認書を受領している。断定的判断の提供・適合性の原則違反については,申立人がどの取引について主張しているか不明であるが,必ず儲かる取引は存在しないのであり,長年の投資経験がある申立人がそのような言葉を信じたというのは不自然である。申立人は加齢による判断力低下も主張しているが,申立書添付の脳神経外科及び神経内科の書類を確認しても,医学的に申立人の投資判断能力の欠如を示す情報は見られない。説明義務違反及び適合性原則違反が認められない以上,不法行為は存在せず,金銭的解決を図ることはできない(金銭を支払うことは,金融商品取引法第 39 条で禁止されている損失補てんの禁止に該当しかねない)。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	適合性原則違反,断定的判断の提供等については決定的な証拠がなく,相手方としては,金銭的解決はできないとの意向であり,申立人には金銭的解決以外を求める意向がなかったため,不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:52 日	期日回数:2 回
代理人	顧客:なし(ただし,顧客の子が代理)	金融機関:あり

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①
申立年月日	2015 年 11 月 20 日
終了年月日	2016 年 5 月 16 日
紛争の種類・金融商品	預金取引に関する書類等の開示請求
金融機関	農業協同組合
顧客	個人,女性
事案の概要	顧客の立場:
	数回に分けて定期預金を行ったが,実際に預金した額と通帳上の額が大きく異なる(数千万円)。取引の際に交わした書類の開示と防犯カメラの

	映像提供及び差額の返還を求める。	
	金融機関の立場:	
	申立人は預金の受入申込みと解約申込手続を繰り返し行っており，申立人の誤解である。話合いには応じる。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	和解成立の見込みがないため，終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間:179 日	期日回数:3 回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	兵庫県②	
申立年月日	2016 年 4 月 12 日	
終了年月日	2016 年 9 月 8 日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証債務不存在確認及び不当利得返還請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人の父が交わした金銭消費貸借契約やカードローンについて，知らないうちに連帯保証人となっていた。相手方に対する債務不存在確認とこれまで返済した金銭の返還を求める。	
	金融機関の立場:	
	話合いには応じる。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	証拠や資料が不十分であり，和解成立の見込みがないため終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間:150 日	期日回数:3 回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①
申立年月日	2016 年 8 月 29 日
終了年月日	2016 年 11 月 4 日
紛争の種類・金融商品	出金伝票開示等請求（貯金）
金融機関	農業協同組合
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場:

	申立人の亡父の相続に伴う手続に関して，亡父名義の貯金からの出金伝票 7 枚の開示を拒まれたため，その開示を求めるとともに，亡父が祖父から相続した貯金 100 万円余りの支払を請求する。	
	金融機関の立場：	
	出金伝票の開示については，使用目的と，同目的との関係において出金伝票の開示が必要である理由が明らかにされ，開示の必要性及び合理性が認められる場合には，開示を行う予定である。 相続手続については，亡父名義の口座は全て解約払戻し済みである。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人が求めていた書類については，相手方から提出された。その他の事項については，申立人の意向を確認の上，終了宣言を行い，終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：68 日	期日回数：2 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	愛知県②	
申立年月日	2016 年 10 月 25 日	
終了年月日	2017 年 3 月 23 日	
紛争の種類・金融商品	掛込金返還請求（貯金）	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	解約済みとなっていない故人の定期積金通帳が見付かったことから，掛込金支払請求をしたところ，相手方は通帳紛失により通帳無しで解約した旨主張しているが，対応に疑問があり，掛込金 3 万円の支払を求める。	
	金融機関の立場：	
	故人が定期積金通帳を紛失した（と思われた）ため，所定の手続により通帳を再発行した直後に解約，若しくは最終回まで掛込みをして，満期時に現金で受け取ったと考えられるため，払出しには応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	期日を 3 回開催したが，和解成立の見込みがなく不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：150 日	期日回数：3 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	愛知県③
申立年月日	2016 年 9 月 29 日
終了年月日	2016 年 12 月 16 日

紛争の種類・金融商品	情報漏洩による損害賠償請求（預金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	相手方の顧客情報漏洩により不正出金がなされたため，慰謝料等金 100 万円の支払を請求する。また，再発防止策は具体的な説明がなく誠意が感じられない。	
	金融機関の立場：	
	申立人の実費相当額（数万円）の支払には応じる用意がある。また，申立人において，本件不正出金への対応のために有給休暇を取得したなどの事情がある場合は，疎明資料の提出があれば支払を検討する用意はある。ただし，弁護士への相談料等の請求には応じられない。 再発防止策については，本あっせんの主張書面により説明を加えた。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方は，解決金は被害者一律としているため，個々に増額することはできないと主張していたが，申立人との面談時間分の相談料に相当する金数万円の支払に応じる内容で和解が成立した。 また和解条項には，相手方が再発防止のための諸対策を継続的に実施する旨の文言が追加された。	
審理期間・期日回数	審理期間：79 日	期日回数：2 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	愛知県④
申立年月日	2016 年 11 月 16 日
終了年月日	2017 年 1 月 13 日
紛争の種類・金融商品	不当利得返還請求（住宅ローン）
金融機関	労働金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場：
	相手方が住宅ローンの適用金利を一方的に変更したため，利息の過払いによる損害が生じた。損害相当額の金銭の支払を請求する。
	金融機関の立場：
	金利の変更契約が締結されており，契約を一方的に変更した事実はなく，過払利息及び損害も発生させていない。
結果	不成立
経過・和解の要点	双方の主張が一致せず，和解成立の見込みがないため，第 2 回期日で不成立となった。

審理期間・期日回数	審理期間:59 日	期日回数:2 回
代理人	顧客:なし	金融機関:職員

【岐阜県弁護士会示談斡旋センター】

番号	岐阜県①	
申立年月日	2016 年 10 月 19 日	
終了年月日	2017 年 1 月 18 日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等(貯金)	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人,男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人及び申立人の家族(妻・子)名義の定期貯金を義母が解約したことについて,相手方が貯金名義人の意思確認を行わず対応したことは善管注意義務を怠ったと言える。貯金額面と同額の 1200 万円の支払を求める。	
	金融機関の立場:	
	30 年以上前に解約手続がなされており,帳票保存期限(10 年)を経過しているため,解約時の伝票は廃棄済みである。解約手続は,署名及び届出印を押捺することにより行われる。所定の手続により解約されたものと考えるのが相当である。申立人の申立を全く認めない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人は,支払額 600 万円での和解,謝罪文書交付による和解を提示した。相手方はいずれの請求も応じられないと主張し,和解成立の見込みがないため終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間:92 日	期日回数:2 回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【富山県弁護士会紛争解決センター】

番号	富山県①
申立年月日	2017 年 2 月 2 日
終了年月日	2017 年 3 月 22 日
紛争の種類・金融商品	個人情報の漏洩
金融機関	農業協同組合
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場:
	申立人の弟の妻(元相手方職員)が申立人の母の貯金残高を知ってい

	る。また，弟の妻が現職員から情報を入手したと思い相手方を訪れたことを，申立人が伝えていないにもかかわらず，弟が知っていた。相手方職員が弟に情報を漏らしているのではないか。また，相続問題が悪化したので，不法行為に当たるのではないか。	
	金融機関の立場：	
	申出人の母の定期貯金にかかる残高情報の漏洩はない。申出人が相手方を訪問したことを弟が知っているのは，個人情報の漏洩に当たらない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	事実関係の認識の違いが埋められないほど対立していたため，和解が成立しなかった。	
審理期間・期日回数	審理期間：49 日	期日回数：1 回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【広島弁護士会仲裁センター】

番号	広島①	
申立年月日	2016 年 7 月 6 日	
終了年月日	2017 年 2 月 1 日	
紛争の種類・金融商品	「問題のある定期貯金の推奨はしない」という旨の誓約書の請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人及びその家族に対する「過去の問題のある定期貯金の推奨」にかかる経緯の全てを明らかにし，その事実を認めるとともに，「今後このような問題のある定期貯金の推奨はしない」という旨の「誓約書」の提出を請求する。	
	金融機関の立場：	
	申立人が主張するような不適切な勧誘事実はなく，「誓約書」の提出はしない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人の主張に対し，相手方は謝罪すべき理由はないと主張し，折り合う余地は全くなかった。	
審理期間・期日回数	審理期間：211 日	期日回数：1 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	広島②
申立年月日	2016 年 8 月 6 日
終了年月日	2016 年 11 月 14 日

紛争の種類・金融商品	解約した定期貯金の返還	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立外銀行に満期となる定期貯金があったので，引き出して相手方へ持参し共済に加入した。ところが，相手方に貯金していた定期貯金を解約して共済に加入していたことが判明した。解約となった定期貯金を返してほしい。	
	金融機関の立場：	
	申立人は現金を持参して共済に加入したと主張しているが，現金を預かった事実はない。相手方に貯金している定期貯金を解約して共済の加入処理を行ったものである。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	銀行の取引履歴を調査したところ，申立人の誤解であったことが判明し，申立人は申立てを取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間：101 日	期日回数：3 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①	
申立年月日	2016 年 2 月 9 日	
終了年月日	2016 年 4 月 11 日	
紛争の種類・金融商品	生命保険契約に関する説明請求	
金融機関	生命保険会社	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	加入している保険契約（脳梗塞で倒れた後に加入したことになっているもの）や支払済みの保険料の金額に争いがある。保険契約の加入経緯や保険料の支払状況について，相手方の説明を求めたい。	
	金融機関の立場：	
	応諾しない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	期日を 2 回開催したものの，相手方は出席しなかった。相手方の提携先に対しても利害関係人として参加を要請したが，不参加であった。	
審理期間・期日回数	審理期間：63 日	期日回数：2 回
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

番号	岡山②	
申立年月日	2016 年 7 月 28 日	
終了年月日	2016 年 8 月 18 日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン締結時の説明義務違反に基づく損害賠償請求	
金融機関	大手金融機関，銀行	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	銀行取次ぎで大手金融機関の住宅ローンに申し込み，団体信用生命保険にも加入したが，団体信用生命保険の保証期間が住宅ローンの返済期間よりも先に終了することについて説明を受けていなかった。 団体信用生命保険の保証期間が先に終了したため，ローンの借換えや民間保険への加入等，かなりの損害が発生した。	
	金融機関の立場：	
	応諾しない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	相手方が応諾しなかったため，第1回期日開催に至らず終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：22 日	期日回数：0 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】

番号	仙台①
申立年月日	2016 年 3 月 16 日
終了年月日	2016 年 4 月 21 日
紛争の種類・金融商品	取引状況確認請求（貯金）
金融機関	農業協同組合
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場：
	取引した覚えがないにもかかわらず，申立人の通帳から複数回にわたり払戻しがされている。カードを再発行した際に担当者に渡した古いカードで，不正に引き出されたのではないか。経緯について説明を求めたい。
	金融機関の立場：
	システム上，カード再発行時に古いカードは使用不可となるため，申立人が主張している不正利用はない。また関連事実として，その他の各種手続について，申立人が失念して説明を求めることがあり，署名いただいた書類等を提示し納得いただいている経緯がある。
結果	和解

経過・和解の要点	事務手続上の不備があった部分については，相手方から謝罪をした上で，経緯についても納得を得て和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間：37 日	期日回数：1 回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

センター紹介

札幌弁護士会紛争解決センター
仙台弁護士会紛争解決支援センター
山形県弁護士会示談あっせんセンター
福島県弁護士会示談あっせんセンター
東京弁護士会紛争解決センター
第一東京弁護士会仲裁センター
第二東京弁護士会仲裁センター
神奈川県弁護士会紛争解決センター
埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
栃木県弁護士会紛争解決センター
山梨県弁護士会民事紛争解決センター
新潟県弁護士会示談あっせんセンター
群馬弁護士会紛争解決センター
長野県弁護士会紛争解決センター
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
富山県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
岐阜県弁護士会示談斡旋センター
金沢弁護士会紛争解決センター
公益社団法人民間総合調停センター
京都弁護士会紛争解決センター
兵庫県弁護士会紛争解決センター
奈良弁護士会仲裁センター
滋賀弁護士会和解あっせんセンター
和歌山弁護士会紛争解決センター
広島弁護士会仲裁センター
山口県弁護士会仲裁センター
岡山弁護士会岡山仲裁センター
石見法律相談センター
愛媛弁護士会紛争解決センター
福岡県弁護士会紛争解決センター
（天神弁護士センター・北九州法律相談センター・久留米法律相談センター）
熊本県弁護士会紛争解決センター
鹿児島県弁護士会紛争解決センター
沖縄弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

札幌弁護士会紛争解決センターは，当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え，自律的な解決を，原則として３回以内の調停期日で，早期に実現することを目指しています。

調停人は，それぞれの経験又は専門分野を活かして，解決に努力しています。

当センターは，特色として，専門性が高い医療事件，金融取引，労働事件につき，それぞれ専門の医療ＡＤＲ，金融ＡＤＲ及び労働ADRを設置しています。

医療ADR及び労働ADRにおいては，一般ADRと同額の申立手数料（１万円・税別）のまま，専門性のある事件類型であることを踏まえて，医療機関側・使用者側の調停人１名と患者側・労働者側の調停人１名の調停人２名体制で事件処理を行っております。

このように当センターでは，当該事件専門の調停人候補者を確保したり，調停人の人数を工夫するなど，どの事件類型においても，公平中立で，かつ，早期の解決が実現できるように，センターと調停人が協力しています。

また，当センターの申立件数は，多くありませんが，応諾率は7割と高く，特に医療ＡＤＲでの応諾率の高さは，全国でもトップクラスの実績を誇っております。

申立手数料　10，800円（税込み） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・　8%＋消費税 100万円を超え300万円以下　・・・　5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下　・・・　3%＋9万円＋消費税 3,000万円を超え3億円以下の場合　・・・　2%＋39万円＋消費税 3億円を超える場合　・・・　1%＋339万円＋消費税 ※原則として，上記金額を申立人と相手方で折半する。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　当事者は，申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には，調停人が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに納付する(専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費など。）。	

仙台弁護士会紛争解決支援センター

♪センター紹介♪

当センターでは，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて，経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，不動産鑑定士等の専門家も協力します。審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。その後申立人プレ審理→相手方プレ審理→第1回審理期日へと進んでいきます。

申立手数料　21,600円 但し，申立人の経済的事情によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また，申立人プレ審理後審理不開始の場合は全額，相手方不応諾・期日開始前に申立取り下げの場合は半額を返還する。 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　これ以外に期日手数料は不要	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　相手方のみ相手方手数料として第1回審理期日に10,800円納付。猶予等については申立手数料と同じ。
成立手数料　100万円までの場合　・・・　8%＋消費税 100万円を超え300万円までの場合　・・・　5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円までの場合　・・・　1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合　・・・　0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☑ 紛争額　☑ 解決額 その他具体的に→　事件の難易度や当事者の経済的事情等，仲裁人の意見を聞いて増減または免除できる規定あり。原則当事者で折半。	
その他必要な費用　・手続に要した速記，通訳，鑑定，翻訳等の実費 ・出張時の旅費および日当	

山形県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，話し合いによる解決のためのサポートを行います方法としましては，担当弁護士が，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，法的観点からのアドバイスを行い，示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には，成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として，期日3回での解決を目指します。利用をご希望の場合は，示談あっせん申立書を提出してください。記載方法，書式につきましては，弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し，示談のあっせんを行います。

申立手数料	期日手数料
☐ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 申立人（申立手数料）：20,000円 相手方（応諾手数料）：10,000円	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円以下 ・・・ 8%
- 100万円～200万円 ・・・ 5%＋30,000円
- 200万円～500万円 ・・・ 3%＋70,000円
- 500万円～5,000万円 ・・・ 2%＋120,000円

※原則として，当事者双方で半額すつ負担

算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

福島県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

ADRは紛争解決の新幹線です。経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

1 センターの特色

全ての事件につき，法律家としての経験年数が5年以上の弁護士が関与し（事件によっては，各分野ごとに建築士等の専門委員も関与），当事者の話をよく伺った上で，これまでの経験を活かし，紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること，原則として，3回以内の期日での解決することを目指します），公正，妥当，柔軟な解決を図ります。

2 適する事件

原則として，受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には，不動産関係紛争，建築関係紛争，契約上のトラブル，交通事故，医療事故，近隣紛争，男女関係紛争（離婚，養育費等含む），職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

3 事件の申立

訴訟と比較すれば，簡易かつ安価であり，申立書の記載例も準備しております。足りない部分については，後から訂正できます。

申立手数料	期日手数料
20,000円＋消費税 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 金100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税
- 金100万円を超え金200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税
- 金200万円を超え金500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税
- 金500万円を超え金5000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円＋消費税
- 金5000万円を超え金1億円以下の場合 ・・・ 1%＋62万円＋消費税
- 金1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋金112万円＋消費税

（いずれも1000円未満切捨て）

算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則として，申立人・相手方にて折半

その他必要な費用 出張等の旅費等の実費

東京弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

東京弁護士会紛争解決センターは，平成6年7月に開設されました。
当センターへの申立には，あっせん申立て（これは，あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立て（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが，いずれも，管轄の定めはなく，裁判に比べれば書式，添付書類等の要件も緩やかで，当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また，事案の内容や当事者の都合にもよりますが，平均2ヶ月弱の期間に，2～3回の期日の開催による短期間で，和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか，社団法人日本技術士会，社団法人東京建築士会，社団法人家庭問題情報センター，日本公認会計士協会東京会，東京税理士会，東京都不動産鑑定士協会の専門家が就任し，事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。

申立手数料　10,800円 ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　1期日5,400円(税込) ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
125万円未満の場合 ・・・ 8%
125万円以上500万円未満の場合 ・・・ 10万円
500万円以上1,500万円未満の場合 ・・・ 15万円
1,500万円以上1億円未満の場合 ・・・ 1%
1億円以上の場合 ・・・ 0.5%＋50万円
※但し，東京三会医療ADR及び東京三会金融ADRは，東京三会の統一基準による。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　現場検証のための出張の旅費実費及び日当，鑑定費用

第一東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

紛争事件を適切に解決できるかどうかは，仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは，仲裁人候補者として，様々な分野で経験豊かな弁護士(原則として10年以上の経験)や学識経験者等を名簿登載しております。そして，この仲裁センターは，日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく，特に秘密としたい事件，知的財産，建築や労災，金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて，適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため，当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており，仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ（http://www.ichiben.or.jp/）上で公開しています。また，そのホームページからは，書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており，透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛け，利用者が当会仲裁センターを利用しやすくなるよう常に努力をしています。

申立手数料　10,800円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
金300万円までの部分 ・・・ 8%
金300万円を超え1,500万円までの部分 ・・・ 3%
金1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2%
金3,000万円を超え5,000万円までの部分 ・・・ 1%
金5,000万円を超え1億円までの部分 ・・・ 0.7%
金1億円を超え10億円までの部分 ・・・ 0.5%
金10億円を超える部分 ・・・ 0.3%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用，証人日当，現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用

第二東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月、弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体です。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが、当センターは25年以上にわたり、民間ADR団体として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」、2010年10月に「金融ADR」、2014年4月に「国際家事ADR」をそれぞれ新設し、医療紛争、金融商品取引紛争、国際的な家事紛争の実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで、充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また、2010年3月には、当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて、多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし、申立ては霞ヶ関で行っていただく必要があります。）。

管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる）、事件を選ばない（どのような事件でも扱える）、気軽に現地に出かける、一級建築士、カウンセラー、土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど、民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。

当センターの特設サイト「裁判しないでトラブル解決　仲裁センター」（http://niben.jp/chusai/）もご覧ください。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ ただし，第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は，5,000円（税別）	期日手数料　5,000円（税別） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	300万円までの部分 ・・・ 8% 300万円を超え1,500万円までの部分 ・・・ 3% 1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2% 3,000万円を超え5,000万円までの部分 ・・・ 1% 5,000万円を超え1億円までの部分 ・・・ 0.7% 1億円を超え 10億円までの部分 ・・・ 0.5% 10億円を超える部分 ・・・ 0.3%
算出のベース	☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→
その他必要な費用	遠隔地に出張して期日開催の場合 〇出張手当：期日開催場所までの距離と拘束時間により，あっせん人等5万円～9万円，補助者等2万5千円～4万5千円（いずれも税別）。 〇交通費・宿泊費：実費

神奈川県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成7年3月に開設され，簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償，建築紛争，近隣紛争，交通事故，相続，離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は，法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは，平成20年3月，ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより，和解あっせん手続において，時効中断効や調停前置の特則等が認められ，市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット，申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか，当会のホームページ（http://www.kanaben.or.jp/）からもダウンロードできます。お問い合わせは，電話045-211-7716まで。

申立手数料　10,000円（税別） （神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した場合は、5,000円（税別）） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,000円（税別） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8%（但し，最低5万円） 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5% 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 3% 3,000万円を超える場合 ・・・ 1%
算出のベース	☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→
その他必要な費用	鑑定費用，測量費用，現地調査の旅費，その他の費用

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成７年１０月に開設されました。

利用できる事件の種類に制限はありませんが，ご近所トラブルなど裁判にまではしたくないという場合や，男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決したい場合，弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってしまう少額案件などにとって，特に使い勝手の良い紛争解決手段です。

経験豊富な弁護士が間に入り，時間をかけて双方の言い分を聞いたうえ，公正に判断し，話合いによる迅速で円満な解決を図ります。

申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけですので代理人を付けなくても簡単にできますし，申立手数料は無料です。是非，当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。

申立手数料　無料 ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　申立人と相手方の負担割合を決めて支払っていただきます。 示談あっせん成立手数料（抜粋）　（　）内は成立手数料 経済的利益の価格 20万円まで　・・・（10,800円） 21万円～30万円まで　・・・（16,200円） 31万円～50万円まで　・・・（27,000円） 51万円～70万円まで　・・・（37,800円） 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→　経済的利益の額を基に算出	
その他必要な費用　郵券代　3,240円（申立時に申立人から徴収）	

栃木県弁護士会民事紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターにおいては、弁護士が、中立的な第三者として、双方の当事者の話を聞き、簡易・迅速・公正な紛争解決をはかることを目指しております。具体的には、３回程度の手続により、また、手続間の間隔を３週間程度とし、遅くとも３ヵ月以内での紛争解決を目指しております。

担当弁護士については、弁護士登録５年以上の者を充てることとし、また、医学、建築、会計等の専門知識を要する紛争については、各分野の専門委員が手続に加わることもあります。

さらに、申立手数料を１万円（消費税別）に押さえ、経済的にも利用しやすい制度となるよう、心がけております。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合　・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3000万円以下の場合　・・・ 1%＋15万円 3000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　手数料以外に鑑定費用等の特別な支出が生じた場合は、その実費を負担していただくことがあります。	

山梨県弁護士会民事紛争解決センター

♪センター紹介♪

平成14年6月に設立して以来，約20件の和解あっせん事件を取り扱っており，半数以上が解決しています。和解あっせん申立を経験された方には，専門家が解決にあたっており，多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では申立件数が多くありませんので，いつでも受付を受理し，すぐに審理を開始することが可能です。多くの方の利用をお待ちしています。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円以下の部分 ・・・ 8%
- ～300万円以下の部分 ・・・ 5%
- ～3,000万円以下の部分 ・・・ 3%
- ～1億円以下の部分 ・・・ 1%
- 1億円を超える部分 ・・・ 0.5%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

新潟県弁護士会では，民事上の紛争について，裁判を使わず当事者双方の話し合いによる解決をサポートするため示談斡旋センターを設置しています。
ご近所問題や親族関係・契約トラブルなどの法律問題について，豊富な経験を持つ弁護士があっせん員となり，申立人と相手方の話をよく聞きいたうえで，公正・中立な立場で法的観点から適切なアドバイスを行い，紛争の早期解決を目指します。

申立ご希望の方には，申立されようとする案件が示談あっせんに適するものかどうかを，まず，弁護士に面談で相談していただくことをおすすめしています。
法律相談のご予約，示談あっせんのお問い合わせは，新潟県弁護士会（☎025-222-5533）までお電話ください。

申立手数料　12,000円(税別) ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☐ 不要 ☑ その他具体的に→　原則不要。但し、金融ADRについては金融機関において１期日25000円（税別）の期日手数料がかかります。

成立手数料　解決した金額を基準にして，裁判を起こして上告審まで争った場合に裁判所に支払うことこなる手数料（収入印紙代）の合計額の半額。

算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

群馬弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

群馬弁護士会のＡＤＲセンターは，設立後，毎年１０件以上の申立てを受け，紛争解決に至った案件も多数あります。今後も市民に積極的に活用していただき，法的紛争の解決に寄与したいと考えております。こんなトラブルも解決してくれるのだろうかと不安に思われても遠慮なく申立てしていただければと思います。手数料も低く，丁寧な手続運営を心がけております。まずは，お近くの弁護士に相談され，当センターのご利用をご検討いただければと思います。

申立手数料　10,000円＋消費税 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

平成１９年３月より，紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー，調停よりも専門的」をモットーとして，紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡，沼津，浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており，地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付，静岡県弁護士会のホームページでのＰＲ等を行っており，今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え200万円 ・・・ 5%＋3万円 200万円を超え500万円未満 ・・・ 3%＋7万円 500万円を超え5,000万円未満 ・・・ 2%＋12万円 5,000万円を超え1億円未満 ・・・ 1%＋62万円 1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋112万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

富山県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，経験豊富な弁護士があっせん人となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，話し合いにより紛争を解決することを目指し，平成20年4月1日から業務を開始しております。
金銭トラブル，借地借家，交通事故，家族間の紛争，消費者被害，医療事故，犯罪被害弁償，賃金不払いなど，身の回りに起こった民事上のトラブルについて，裁判や調停はしたくない，話し合いで解決したいときに利用してください。
申立ては，紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は，弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。
あっせん人は，申立人や相手方からていねいに事情を聞き，紛争の要点を把握した上で，紛争の解決に向けて話し合いをリードし，3回程度の期日で解決を図るよう努めます。
下に記したように費用はかかりますが，弁護士に依頼し，裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。
当センターは，「親切」，「円満」，「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用頂けるものと思います。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　当面の間，期日手数料無料

成立手数料
- 100万円以下 ・・・ 8万円
- 100万円超，300万円以下 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円超，3,000万円以下 ・・・ 3%＋9万円
- 3,000万円超，3億円以下 ・・・ 2%＋39万円
- 3億円超 ・・・ 1%＋339万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

愛知県弁護士会紛争解決センター＆
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

♪センター紹介♪

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。民事上の紛争であれば、原則として事件の金額・種類は問いません。
平成９年４月の設置から２０年余りを経ており、この間、平成２０年６月にはＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。平成２８年度中に受理した事件は２１２件です。また、平成２８年度中に和解が成立した事件は８４件であり、受理事件の４割程度は和解で解決しています。
専門性の高い案件への対応にも力を入れており、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、カウンセラー、社会福祉士、ＩＴ関係等の専門家あっせん・仲裁人候補者が４６名います。また、医療を巡る紛争事件の数が多いことも特徴であり、医療の専門知識が必要となる案件については、医者・歯科医師に専門委員として関与してもらって手続を進めています。平成２５年度以降は、医療ＡＤＲの充実を図るため専門委員の増員を行ってきており、現在では、医師４７名・歯科医師６名、計５３名（２８診療科）まで拡充しました。
このほか、金融ＡＤＲ、国際家事ＡＤＲ（ハーグ条約案件）への対応にも取り組んでいます。

申立手数料　10,000円（別途消費税） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　特別な事情がある場合は申立手数料を減免することができる。	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円までの場合 ・・・ 8%×0.8
- 100万円を超え200万円までの場合 ・・・ （5%＋3万円）×0.8
- 200万円を超え500万円までの場合 ・・・ （3%＋7万円）×0.8
- 500万円を超え5,000万円までの場合 ・・・ （2%＋12万円）×0.8
- 5,000万円を超え1億円までの場合 ・・・ （1%＋62万円）×0.8
- 1億円を超える場合 ・・・ （0.5%＋112万円）×0.8

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→　申立人と相手方で按分して支払うが，その負担割合は，あっせん・仲裁人が決定する。また，特別の事情があるときは減額又は免除されることもある。

その他必要な費用

岐阜県弁護士会示談斡旋センター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

申立手数料　10,000円（別途消費税） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　双方から5,000円（税別）（第1回期日は無料） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 200万円を超え500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税 500万円を超え5,000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円＋消費税 5,000万円を超え1億円以下の場合 ・・・ 1%＋62万円＋消費税 1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋112万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　☑ ・現場検証等のために必要とされる旅費交通費等の実費 ・郵送費→相手方の数×１，０００円を申立時予納 ※不足分は追納，残額は返還（返還にかかる費用は申立人負担）	

金沢弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

裁判によらずに当事者間の紛争を解決するために平成23年4月1日に開設された紛争処理機関です。弁護士が「あっせん人」となって，公正・中立の立場で当事者から事情をお聞きし，当事者双方の合意（和解）による解決を目指します。

申立手数料　10.000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 200万円を超え500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税 500万円を超え5000万円以下の場合 ・・・ 2%+12万円＋消費税 5000万円を超え１億円以下の場合 ・・・ 1%+62万円＋消費税 １億円を超える場合 ・・・ 0.5%+112万円額＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　通訳料，鑑定・出張料	

公益社団法人民間総合調停センター

♪センター紹介♪

当センターは，裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し，各種専門家団体，経済団体，消費者団体，自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体が一緒にADR機関を設立したのは，全国で初めてで，ADR法促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず，紛争の内容に応じ，それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人，仲裁人として関与することにより，公正，迅速，低費用で解決を得られることを目指して，「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので，是非ご利用ください。

なお，当センターでは，専門士業等による「申立補助制度」を実施しております。「申立補助制度」は申立てを希望する方に，専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので，相談料は無料です。

詳細は，当センターまでお電話でお問合せください（電話番号：06-6364-7644）。

申立手数料	期日手数料
☑ 申立人のみ 【一般事案】 1件につき，10,000円 ☐ その他 【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】 1件につき，合計30,000円 ①申立時に10,000円 ②相手方の応諾意思を確認できた後，残金20,000円	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

【一般事案】

100万円未満 ・・・ 15,000円
100万円以上200万円未満の場合 ・・・ 20,000円
200万円以上500万円未満の場合 ・・・ 30,000円
500万円以上1,000万円未満の場合 ・・・ 50,000円
1,000万円以上5,000万円未満の場合 ・・・ 100,000円
5,000万円以上1億円未満の場合 ・・・ 300,000円
1億円以上1億5,000万円未満の場合 ・・・ 500,000円
（以下，5000万円ごとに，250,000円を加算）
但し，事案により，成立手数料を30%の範囲で増減する場合があります。

【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】

一律10万円
但し，事案により，成立手数料を50%の範囲で増減する場合があります。

算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

【一般事案】
鑑定又は出張する場合　鑑定費用：実費，交通費用：実費，日当等：実費
【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続】
通訳費・翻訳費

京都弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

これまで紛争解決制度としては，裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし，社会や人間関係が複雑化するに従い，そこに生起する紛争も複雑・多様化してきましたので，種々の紛争パターンの応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また，簡易・迅速な紛争解決制度があれば，法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について，そのような制度を相談者の皆様に提示することができ，相談業務を一層充実，強化することになります。

そこで，京都弁護士会では2000年10月，民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。そして，2007年4月より，名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。

2007年11月には，ADR法の認証も取得しました。時効中断効などの法上の効果も付与されました。管轄を限定するものでなく，京都府外の方でも広く利用できますので，皆様もぜひご利用下さい。

京都駅前法律相談センターでも紛争解決(ADR)が利用できるようになりました。

また，京都府北部京丹後市の丹後法律相談センターでも，紛争解決(ADR)が利用可能です。

申立手数料	期日手数料
10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	☐申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の部分 ・・・8%＋消費税
100万円を超え300万円以下の部 ・・・5%＋消費税
300万円を超え3000万円以下の ・・・1%＋消費税
3000万円を超える部分 ・・・0.5%＋消費税
※申立人及び相手方で折半

算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　現地調査を行った場合：交通費･調査費用（発生した場合）

兵庫県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

取扱対象事件は，和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚，相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお，多重債務者問題（サラ金，クレジットの債務整理など）については当面は取扱いません。

和解あっせん申立ての方式は，法律相談を経た場合，または，弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。

（1）申立手数料

申立時に2万円（消費税別）を納付していただきます。ただし，兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをしたときは，法律相談料相当額を差し引いた額になります。

（2）成立手数料

1. 和解成立時に納付します。（原則として当事者折半。）
2. 和解契約により解決された経済的利益の額に応じて，その0.5%から8%を基準として算定します。
3. 申立人もしくは相手方が貧困であるとき，または特別な事情のあるときは，あっせん委員の意見に基づき，運営委員会が成立手数料を減免することがあります。

平成20年9月に，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。

申立手数料	20,000円（税別）（ただし，申立人が本会総合法律センターの有料相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをした場合は，法律相談料相当額を減額する） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 利用について協定を結んでいる神戸銀行協会などの団体を通じて申込みがあった場合，申立ての手数料はその団体が負担する。	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の部分 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の部分 ・・・ 5% 300万円を超え3,000万円以下の部分 ・・・ 1% 3,000万円を超える部分 ・・・ 0.5% 算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	当事者は手続手数料以外の鑑定費用，交通費その他の和解あっせんに要する実費を，あっせん委員が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに支払う。	

奈良弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

奈良弁護士会所属の経験豊富な弁護士が和解あっせん人として関与し，法的紛争の適切・迅速な解決を目指します。

特に，犯罪被害に関する損害賠償額の調整，隣人とのトラブル，不貞行為やセクシャルハラスメントの損害賠償請求など，当事者同士では妥当な着地点を見出すことが困難な紛争に有効です。

なお，ご利用にあたっては弁護士の紹介状が必要になりますので，まずはお近くの法律事務所，地方公共団体の無料法律相談などで弁護士による法律相談を受けてください。

申立手数料	10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費	

滋賀弁護士会和解あっせんセンター

♪センター紹介♪

滋賀弁護士会和解あっせんセンターでは，同弁護士会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり，和解あっせん手続を主宰して，公平・中立な立場から，紛争当事者間の話し合いを促す形で，法的紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。手続の対象となる法的紛争は，当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般で，各種の損害賠償請求事件や，家庭内のトラブル，金銭トラブル，労使間のトラブルなど，様々な紛争を扱います。特に，迅速な解決が必要なケース，当事者間の感情的な対立が激しいケース，非公開の手続で話し合いを行いたい場合などに有効な手続です。なお，手続の利用にあたっては，弁護士からの紹介状が必要となるため（弁護士が代理人として申し立てる場合は除く），まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法律相談をお受けください。

申立手数料　10,800円（税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円以下 ・・・ 8%＋消費税
- 100万円超300万円以下 ・・・ 紛争価額の5%＋3万円＋消費税
- 300万円超3000万円以下 ・・・ 紛争価額の1%＋15万円＋消費税
- 3000万円超 ・・・ 紛争価額の0.5%＋30万円＋消費税

算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用・現場検証のためのあっせん人の旅費日当その他の諸費用を求める場合があります。

広島弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

弁護士が「あっせん・仲裁人」となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いたうえで，公平・中立な立場から，妥当な解決を図れるようアドバイスしたり仲裁判断をして，できるだけ短時間でトラブルを解決します。

事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償，金銭トラブル，家庭内のトラブル，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブルなど，様々なトラブルの解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療ADRが設置され，医療をめぐる紛争も扱うようになりました。

相手方があっせん・仲裁に応じると，３回程度の期日（期間にして３ヶ月程度）で解決するように努力します。期間が短い分，1回の期日ごとに充分な時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。

費用は申立てに10,000円（税別），解決時に成立手数料をお支払いいただきます。

申立てには，まず弁護士による法律相談を受けていただき，そこで仲裁手続き等についてアドバイスを受けられた後，申立てをしていただくことになります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円未満の場合 ・・・ 8%（ただし，最低額は50,000円。）
- 100万円以上300万円未満の場合 ・・・ 5%＋30,000円
- 300万円以上3,000万円未満の場合 ・・・ 1%＋150,000円
- 3,000万円以上の場合 ・・・ 0.5%＋300,000円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用　審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費

和歌山弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

昨今、社会における人間関係の変化や紛争の複雑化を背景として、これらに対応できる、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続きが求められています。

そこで、和歌山弁護士会では、相談から解決までを見通せる制度として平成２５年４月１日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。平成２７年６月３日には、ＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」では、経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。

取り扱う事案としては、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り、隣地とのトラブル、離婚や相続など、さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。

和歌山弁護士会紛争解決センターへの申立は、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要です。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。

申立の方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので，そちらもご参照ください。

【最近の動き】

ＡＤＲを障害がある人にも利用しやすくするため、まもなく、和歌山県社会福祉士会と連携し、「障害者なんでもＡＤＲ」を始める予定です。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円の場合 ・・・ 5%＋30,000円 300万円を超え3,000万円の場合 ・・・ 1%＋150,000円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋300,000円 ※いずれも税別。 算出のベース　☐ 紛争額　☐ 解決額 ☑ その他具体的に→　原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。	
その他必要な費用	事件の審理に必要な鑑定料，旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。

山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口

♪センター紹介♪

【山口県弁護士会仲裁センター】

山口県弁護士会仲裁センターでは，当会の会員の弁護士が仲裁人となって，申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで，話合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル，交通事故の損害賠償，建築をめぐるトラブル，離婚問題，遺産問題，境界，日照など，隣人間のトラブル，解雇・セクハラ問題など，さまざまな事案に幅広くご利用できます。また，事案によっては，弁護士である仲裁人のほか，医師，歯科医師，行政書士，不動産鑑定士，建築士，社会保険労務士，土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので，まずは，最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）。

【行政仲裁センター山口】

行政仲裁センター山口では，地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について，弁護士が仲裁人として関与し，話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については，山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　行政仲裁センター山口では，自治体が負担。	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ　☑ 申立人・相手方　☐ 不要 ☑ その他具体的に→　行政仲裁センター山口では，自治体が負担（20,000円）。
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→　原則，当事者双方で折半。	
その他必要な費用	実費がかかる場合は，その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。

岡山弁護士会　岡山仲裁センター
＆行政仲裁センター岡山＆医療仲裁センター岡山

♪センター紹介♪

『岡山仲裁センター』
　岡山仲裁センターでは、弁護士が仲裁人となって当事者の話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。当事者が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようにサポートすることによって、法的に妥当なだけでなく、当事者の心情にあった解決を目指します。また、事案によっては、建築士、税理士、不動産鑑定士、カウンセラー、土地家屋調査士、社会保険労務士、司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。
　岡山県北東部４市町村（美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村）の住民、事業者、在学在勤の方が当事者となる事案は、これらの市町村の庁舎等に仲裁人が出張して期日を開くことができます。（出張仲裁）
『行政仲裁センター岡山』
　行政仲裁センター岡山は、自治体と住民などとの間に生じた行政紛争を専門に扱う仲裁センターです。仲裁人が自治体の地区内に赴いて、自治体・住民・仲裁人の三者が話し合いによって問題を解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば、仲裁判断も行います。申立手数料と期日手数料は自治体が負担します。
『医療仲裁センター岡山』
　医療仲裁センター岡山は、医療機関側と患者側との間で生じたトラブルを専門に扱う仲裁センターです。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。	期日手数料　5,000円（税別）（行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は10,000円（税別）） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則として，当事者双方折半。

その他必要な費用　弁護士法23条2項の取り寄せ料1件　3,500円等

石見法律相談センター

♪センター紹介♪

石見法律相談センターのあっせん・仲裁事業については，平成23年度をもって無期限で業務停止中。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

愛媛弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

四国で初めての弁護士会ADRとして，平成18年8月7日に開設されました。短期間に，合理的な費用で，公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。

当センターでは，当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており，経験豊かな弁護士が，当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし，柔軟な解決を手助けいたします。

また，平成22年3月からは，複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。

原則として，申立てには弁護士による法律相談を経て，紹介状が必要となりますが，金融機関等との紛争に関しては，不要となります。

申立手数料　21,600円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ ☐要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円までの場合 ・・・ 8%（但し，5万円を下限とする。） 100万円を超え300万円までの場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円までの場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 その他具体的に→	
その他必要な費用　☐ 調停手続に，別途，実費として費用がかかる場合があります。 （速記，通訳，鑑定，翻訳等の費用，弁護士会照会制度を利用した利用料，調停人，専門委員がセンター外に出張した時の旅費，宿泊費等の実費等）	

福岡県弁護士会紛争解決センター＆
北九州法律相談センター＆久留米法律相談センター

♪センター紹介♪

福岡県弁護士会紛争解決センターでは，お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求，家庭内のもめごとやご近所とのいざこざ，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブル，不動産の明渡請求，欠陥住宅問題や医療事故問題等，あらゆる紛争を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには，弁護士による法律相談の後，申立書をご提出いただく必要がありますが，申立書は，福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり，誰でも簡単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は，現在，天神弁護士センター（092-741-3208番），北九州法律相談センター（093-561-0360番），久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の3カ所で行っています。仲裁人はすべて弁護士で，福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ADRでは，患者側の事情に通じた仲裁人1名，医療機関側の事情に通じた仲裁人1名を加え，原則合計3名で対応することにしています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い，一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟，離婚等の人事訴訟）において，調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会と協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については，金融機関があっせん・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は，そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは，早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

申立手数料　10,800円（ただし，申込者の資力によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また仲裁期日が一度も開催されず終了したときは半額を申立人に返金する） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 仲裁人弁護士の判断で30%の範囲で増減することができる。原則として申込者と相手方とで折半。ただし，申立人，相手方の資力によっては免除の規定あり。	
その他必要な費用　仲裁人弁護士の請求により，当事者は仲裁手続に要した速記，通訳，鑑定，出張費用等の実費を負担していただく場合あり。	

熊本県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成２１年８月２０日から活動を開始しました。
当センターでは，当会の会員の弁護士があっせん人となって，公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き，話合いによる紛争の解決を目的としています。３回程度の期日で解決することを目指しています。
当会では，震災ＡＤＲという，平成２８年熊本地震に起因するトラブルに特化した紛争解決手続制度があり，震災ＡＤＲについては，申立手数料を無料とし，成立手数料についても一定の減額を行っています。
また，震災ＡＤＲでは，当センターの弁護士が申立人（紛争解決手続の利用を申し込まれた方）の言い分を聞き，申立書を代わりに作成する「申立サポート制度」，同様に当センターの弁護士が相手方（紛争解決手続の相手方として申立人が申し込まれた方）の言い分を聞き，答弁書を代わりに作成する「応諾サポート制度」があり，通常の紛争解決手続と比較して皆様に利用しやすい制度となっています。
当センターでは、熊本のみなさまの笑顔を取り戻すため、様々なトラブルについて解決するようお手伝いをさせていただきたいと考えております。トラブルでお悩みの方は、当センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

申立手数料　10,800円(消費税込) ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
100万円以下の場合　・・・ 8%
100万円を超え，300万円以下の場合　・・・ 5%＋3万円
300万円を超え，3,000万円以下の場合　・・・ 1%＋15万円
3,000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋30万円
※別途消費税が加算されます。

算出のベース
☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 但し，成立手数料は，原則として当事者の折半であるが，その負担割合は事案の内容，背景，当事者の事情及びあっせんの経緯その他の事情を考慮して決定することもできる。

その他必要な費用　鑑定費用，交通費，その他の和解あっせんに要する実費

鹿児島県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成19年10月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，施工業者，税理士等の専門家も協力します。
審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。
なお，人身事故を中心とした交通事故に関しては，当センターとは別の組織として，日弁連交通事故相談センター鹿児島県支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則，無料です）。

申立手数料　21,600円（税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料　原則として下記のとおり解決額に応じて算出されます。
100万円までの場合　・・・ 8%〔5万円が下限〕
100万円を超え300万円までの場合　・・・ 3万円＋5%
300万円を超え3,000万円までの場合　・・・ 15万円＋1%
3,000万円を超える場合　・・・ 30万円＋0.5%
※原則として当事者で折半する。

算出のベース
☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

沖縄弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって，申立人・相手方の両当事者から話しを十分にうかがい，紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると，速やかに相手方に対して，あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行い，ご希望があれば，夜間，休日に期日を設定するなど，利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお，当センターに申立てを行う際には，弁護士が代理人となるか，弁護士による法律相談を受けて頂き，紹介状を書いてもらう必要があります。これは，裁判による解決が相応しい事案か，話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

申立手数料　10,800円（消費税込）	期日手数料
☑ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　☑ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・ 8%
	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円
	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%＋15万円
	3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%＋30万円
	※別途消費税が加算されます。	
	※事案の内容により増減する場合があります。	
算出のベース	□ 紛争額　☑ 解決額	
	□ その他具体的に→	

その他必要な費用

センターの住所・電話番号一覧

◇札幌弁護士会紛争解決センター(H17.10.25)

住所　〒060-0001　札幌市中央区北１条西 10 丁目　札幌弁護士会館２階
TEL　011-251-7730
URL　http://www.satsuben.or.jp/
アクセス　地下鉄東西線「西 11 丁目」駅より徒歩２分　４番出口より北へ 200m
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇仙台弁護士会紛争解決支援センター(H18.4.3)

住所　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2-9-18　仙台弁護士会館内
TEL　022-223-2383　FAX　022-261-5945
URL　http://www.senben.org/
アクセス　JR「仙台」駅より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　10:00～15:00（祝日を除く）

◇山形県弁護士会示談あっせんセンター(H19.1.18)

住所　〒990-0042　山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS８階
TEL　023-635-3648
URL　http://www.yamaben.or.jp/
アクセス　山形交通「山形市役所前」バス停下車２分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇福島県弁護士会示談あっせんセンター(H20.1.21)

住所　〒960-8115　福島市山下町 4-24
TEL　024-534-2334　FAX　024-536-7613
アクセス　福島交通市内循環バス「桜の聖母短期大学」バス停下車
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇東京弁護士会紛争解決センター(H6.6.17)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館６階
TEL　03-3581-0031　FAX　03-3581-0865
URL　http://www.toben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～15:00（祝日を除く）

◇第一東京弁護士会仲裁センター(H7.4.14)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 11 階
TEL　03-3595-8585
URL　http://www.ichiben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇第二東京弁護士会仲裁センター(H2.1.18)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 9 階
TEL　03-3581-2249
URL　http://www.niben.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩 1 分　B1-b 出口直結
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1 出口より徒歩約 3 分
東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5 番出口より徒歩約 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇神奈川県弁護士会紛争解決センター(H7.3.1)

住所　〒231-0021　横浜市中区日本大通 9
TEL　045-211-7716
URL　http://www.kanaben.or.jp/
アクセス　JR「関内」駅南口，市営地下鉄「関内」駅 1 番出口より徒歩 10 分
みなとみらい線「日本大通り」駅 1 番出口より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（土日祝日を除く）

◇埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(H7.10.1)

住所　〒336-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1　浦和高砂パークハウス 1 階
TEL　048-710-5666　FAX　048-837-2898
URL　http://www.saiben.or.jp/
アクセス　JR「浦和」駅西口より徒歩 14 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇栃木県弁護士会紛争解決センター(H28.9.1)

住所　〒330-0845　栃木県宇都宮市明保野町 1-6
TEL　028-689-9000
URL　http://tochiben.com/
アクセス　JR「南宇都宮駅」駅より徒歩 15 分
関東バス「ハローワーク」停留所より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇山梨県弁護士会民事紛争解決センター(H14.6.1)

住所　〒400-0032　甲府市中央 1-8-7　弁護士会館内
TEL　055-235-7202　FAX　055-235-7204
URL　http://www.yama-ben.jp/
アクセス　JR「甲府」駅南口より徒歩 15 分
受付時間　月～金曜日　9:30～17:00（祝日を除く）

◇新潟県弁護士会示談あっせんセンター(H5.7.1)

住所　〒951-8126　新潟市中央区学校町通一番町 1 番地
電話　025-222-5533　FAX　025-223-2269
URL　http://www.niigata-bengo.or.jp/
アクセス　バス「市役所前」停留所より徒歩 4 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（土日祝日を除く）

◇群馬弁護士会紛争解決センター(H24.8.31)

住所　〒371-0026　前橋市大手町三丁目6番6号
TEL　027-234-9321　FAX　027-234-7425
URL　http://www.gunben.or.jp/index.html
アクセス　群馬県庁より徒歩10分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇長野県弁護士会紛争解決センター(H27.7.3)

住所　〒380-0872　長野市妻科432
TEL　026-232-2104
URL　http://nagaben.jp/
アクセス　JR「長野」駅より徒歩18分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(H19.3.12)

住所　〒420-0853　静岡市葵区追手町10-80　静岡地方裁判所本庁構内静岡県法律会館内
TEL　054-252-0008　FAX　054-252-7522
URL　http://www.s-bengoshikai.com/
アクセス　JR「静岡」駅から徒歩20分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇富山県弁護士会紛争解決センター(H20.4.1)

住所　〒930-0076　富山市長柄町3-4-1
TEL　076-421-4811
URL　http://www.tomiben.jp/adr/adr-index.html
アクセス　富山駅より車で約10分　富山地方裁判所の通りにあります。
受付時間　月～金曜日　午前10時～午後4時（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会紛争解決センター(H9.4)

住所　〒460-0001　名古屋市中区三の丸1-4-2　愛知県弁護士会館2階
TEL　052-203-1777　FAX　052-203-0714
URL　http://www.aiben.jp/
アクセス　地下鉄名城線「市役所」下車　西へ徒歩7分
　　地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」下車　北へ徒歩5分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

住所　〒444-0804　岡崎市明大寺町字道城ヶ入34番地10
TEL　0564-54-9449
URL　http://www.aiben.jp/
アクセス　名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩3分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇岐阜県弁護士会示談斡旋センター(H10.3.19)

住所　　〒500-8811　岐阜市端詰町 22
TEL　　058-265-0020　　FAX　　058-265-4100
URL　　http://www.gifuben.org/
アクセス　JR「岐阜」駅より徒歩 25 分。市営バス「市民会館裁判所前」下車徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇金沢弁護士会紛争解決センター(H23.4.1)
住所　　〒920-0937　金沢市丸の内 7 番 36 号
TEL　　076-221-0242　　FAX　　076-222-0242
アクセス　バス「橋場町」停留所より徒歩 7 分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇公益社団法人民間総合調停センター(H21.3.2)
住所　　〒530-0047　大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館 1 階
TEL　　06-6364-7644
URL　　http://minkanchotei.or.jp/
アクセス　京阪中之島線「なにわ橋駅」下車　出口(1)から徒歩約 5 分
　　地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車　1 番出口から徒歩約 10 分
　　地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車　26 号階段から徒歩約 7 分
　　JR 東西線「北新地駅」下車　徒歩約 15 分
受付時間　月～金：9:00～12:00　13:00～17:00（祝日を除く）

◇京都弁護士会紛争解決センター(H12.10.1)
住所　　〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル　京都弁護士会館
TEL　　075-231-2378
URL　　http://kyoto-adr.jp/
アクセス　地下鉄「丸太町」駅より東へ徒歩 10 分
　　京阪「神宮丸太町」駅より西へ徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇兵庫県弁護士会紛争解決センター(H13.1.19)
住所　　〒650-0044　神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー13 階
TEL　　078-341-8227　　FAX　　078-341-1779
URL　　http://www.hyogoben.or.jp/
アクセス　JR「神戸」駅より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇奈良弁護士会仲裁センター(H14.6.3)
住所　　〒630-8237　奈良市中筋町 22-1
TEL　　0742-22-2035
URL　　http://www.naben.or.jp/
アクセス　近鉄「奈良」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇滋賀弁護士会和解あっせんセンター(H23.7.1)

住所　　〒520-0051　大津市梅林 1-3-3
TEL　　077-522-2013
URL　　http://www.shigaben.or.jp/SettlementMediationC.html
アクセス　JR 大津駅より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇和歌山弁護士会紛争解決センター(H25.4.1)
住所　　〒640-8144　和歌山市四番丁 5
TEL　　073-422-4580
URL　　http://www.wakaben.or.jp/intro/resolution.html
アクセス　和歌山バス乗車「公園前」バス停下車徒歩 5 分（JR 和歌山駅からは②番・③番乗り場，南海和歌山市駅からは⑧番・⑩番乗り場）
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇広島弁護士会仲裁センター(H6.6.17)
住所　　〒730-0012　広島市中区上八丁堀 2-73　広島弁護士会館
TEL　　082-225-1600　　FAX　　082-228-0418
URL　　http://www.hiroben.or.jp/
アクセス　路線バス「バスセンター」停留所終点より徒歩 12 分
受付時間　月～金：10：00～16：00（祝日を除く）

◇山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口(H23.12.1)
住所　　〒753-0045　山口市黄金町 2－15
TEL　　083-922-0087　　FAX　　083-928-2220
URL　　http://www.yamaguchikenben.or.jp/extra/topic06.html
アクセス　JR「山口」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇岡山弁護士会岡山仲裁センター(H9.3.1)，行政仲裁センター岡山(H19.3.1)，医療仲裁センター岡山(H21.9.1)
住所　　〒700-0807　岡山市北区南方 1-8-29
TEL　　086-223-4401
URL　　http://okaben.or.jp/
アクセス　JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇石見法律相談センター(H12.10.1)
（現在は活動を休止しています。）

◇愛媛弁護士会紛争解決センター(H18.8.7)
住所　　〒790-0003　松山市三番町 4-8-8
TEL　　089-941-6279　　FAX　　089-941-4110
URL　　http://www.ehime-ben.or.jp/
アクセス　伊予鉄道「松山市」駅より　徒歩 8 分

受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）（H14.12.20）

住所　〒810-0004　福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 2 階
TEL　092-741-3208
URL　http://www.fben.jp/
アクセス　地下鉄「天神」駅より徒歩 9 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州法律相談センター）（H14.12.20）

住所　〒803-0816　北九州市小倉北区金田 1-4-2　福岡県弁護士会北九州部会内
TEL　093-561-0360
アクセス　JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米法律相談センター）（H18.7.3）

住所　〒830-0021　久留米市篠山町 11-5　筑後弁護士会館内
TEL　0942-30-0144
アクセス　西鉄「久留米」駅よりバス 5 分，バス停「久留米市役所前」下車　徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇熊本県弁護士会紛争解決センター(H21.8.20)

住所　〒860-0078　熊本市京町 1-13-11
TEL　096-325-0913
アクセス　バス停「裁判所前」下車　徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇鹿児島県弁護士会紛争解決センター（H19.10.1）

住所　〒892-0815　鹿児島市易居町 2-3
TEL　099-226-3765　FAX　099-223-7315
URL　http://www.kben.jp/
アクセス　市電「水族館口」もしくは「市役所前」電停より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇沖縄弁護士会紛争解決センター（H23.12.7）

住所　〒900-0014　那覇市松尾 2-2-26-6
TEL　098-865-3737　FAX　098-865-3636
URL　http://www.okiben.org/
アクセス　バス　市外線「松尾」より徒歩 5 分，市内線「松尾 2 丁目」より徒歩 10 分
ゆいれーる　「県庁前駅」より徒歩 12 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」2016 年度（平成 28 年度）版

発行日　2017 年 9 月 15 日
編集・発行　日本弁護士連合会　ADR（裁判外紛争解決機関）センター

事務局　〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号弁護士会館 15 階
日本弁護士連合会 業務部業務第一課
TEL 03-3580-9841（代）